

平成25年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成25年3月8日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 矢野 隆行	2番 梶山 幾世
	3番 井狩 辰也	4番 市木 一郎
	5番 高橋 繁夫	6番 奥村 治男
	7番 中島 一雄	8番 丸山 敬二
	9番 西本 俊吉	10番 坂口 哲哉
	11番 立入三千男	12番 太田 健一
	13番 野並 享子	14番 小菅 六雄
	15番 田中 孝嗣	16番 三和 郁子
	17番 鈴木 市朗	18番 内田 聡史
	19番 田中 良隆	20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 不応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	竹内 睦夫
市民部長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教育部長	新庄 敏雅
政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総務部次長	田中 利昭	広報秘書課長	寺田 実好
総務課長補佐	武内 了恵		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	東郷 達雄	事務局次長	白井 芳治
書記	三上 忠宏	書記	佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 代表質問
- 第4 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（三和郁子君）（午前9時00分） 皆様、おはようございます。

ただいまから、第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長（三和郁子君） 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配布しておりますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長（三和郁子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第18番、内田聡史議員、第19番、田中良隆議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長（三和郁子君） 日程第3、昨日に引き続き代表質問を行います。

市長より、答弁の訂正を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

昨日の代表質問で、野洲ネットを代表されて鈴木議員がご質問いただきました、ご質問

の中の、国道8号バイパスの進捗と側道部の土地利用についてのご質問で、私が「課題となっております三上自治会の大中小路では」と言っただけなのですが、私、自分の中では、「小中小路」と浮かんでいたんですが、「お」と聞こえたみたいですので、「小中小路」です。改めて訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） それでは、代表質問を行います。

発言を許します。

政友会、第6番、奥村治男議員。

○6番（奥村治男君） 皆さん、おはようございます。

第6番、奥村治男でございます。政友会を代表いたしまして。市長の施政方針と教育長の教育方針を踏まえまして、私から、山仲市長には5点、川端教育長には3点について質問をさせていただきたいと思っております。昨日の各代表からの質問とダブっているところもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、財政状況と今後の見通しについて、市長にお伺いをしたいと思います。

野洲市は、極めて厳しい財政状況の中にありながら、限られた財源に工夫を加え、ごく短期間の中で、学校施設の耐震化を一気に進めていただき、空調設備についても整備へと、まさに果敢に環境整備に努めていただいたところです。このことに対しましては、大変喜ばしいことでもあり、高く評価をさせていただきたいと思っております。

しかし、その反面、平成25年度から29年度における中期財政見通しでは、歳入は、平成27年度から普通交付税が年々減少してきて、5年後の平成32年度には、約8億円程度に歳入不足が見込まれております。

また、実質公債費比率につきましては、国の許可が必要とされる18%のレベルに少しずつ近づいております。そのような中でも、本市は、クリーンセンターやこども園の整備をはじめとした、市民のための行政を進めていかななくてはなりません。

ただいま申し上げました極めて厳しい財政事情について、平成25年度から行財政改革推進室を新設して取り組んでいかれますが、市長の具体的な認識と見解をお伺いいたします。

また、法人税は、今後も大きく飛躍的に伸びる可能性が少ないと思われる中、市民への行政サービスを一定レベル維持していくためには、業務の効率化を今後より一層進めていく必要があると思っております。市民もある程度の我慢が必要となる再度の改革が必要と考えますが、あわせて所見をお伺いいたします。

次に、防災・安全対策について、お伺いをいたします。

今、国では、国民、住民の安心・安全を守るために、防災・安全対策のための交付金（補助金）を補正予算にて、地方に交付することについて考えられています。

高度経済成長期に築造された道路やトンネル、橋りょうなどが老朽化しております。本市でも、橋りょうなどの長寿命化に対する取り組みについては、既に始められています。今回、国で予定されております防災・安全交付金に係っての本市での検討はされているのか、具体的にお伺いをしたいと思います。

次に3点目に「新病院の整備について」質問をさせていただきます。

市の財政状況が極めて厳しい中にあることを知った上で、しかし、それでも野洲市には、中核的医療施設が必要との思いを持つという市民が多くおられます。

過日、守山医師会と、市議会との懇談会におきましても、医師会は「増加する高齢者の在宅医療に、地域密着型の病院は市内に不可欠」などとして、新病院整備の方向性が早期に定まるよう議会に求められました。新病院の整備につきましては、これまで十分時間をかけて検討が重ねられ、議論が進められてきました。市長は、昨年12月20日に、その検討について凍結されることを表明されました。

今日、地域の中核的医療機関としての任を担う野洲病院が持つ根本的な課題は、何も解決されないままでは、市民にとっても極めて大切なこの新病院問題は、将来的にも最も大きな課題です。新しい年度を迎えようとする今、新病院の検討の凍結解除は一時も早く願うものでありますが、いつどのような状況になれば凍結解除がされるのか市長の所見をお伺いしたいと思います。

次に、就労支援等について、質問をさせていただきます。

ニートなどと呼ばれ、就学も就業もしていない子ども、若者を支援するために、国や地方自治体の役割を定めた「子ども・若者育成支援推進法」が、平成22年4月に施行されました。

この法律の最も重要な点は、ニートやひきこもりの若者に対する取り組み方が、雇用の問題としてだけでなく、福祉の観点からもとらえられていること。これまでも、ニートやひきこもりの対策は行われてきたと思います。しかし、雇用の問題としての一面からしかとらえられていなかったために、ハローワークに行ってもらおうとか、例えば、対策支援の部署に、ひきこもりやニートの若者が来てくれるという受け身の姿勢であったのではないかと思います。

市長の施政方針では、就労対策など市民生活に関わる総合的な相談窓口として、市民生活相談課が新設されることになりました。「地域を支える活力を生むまち」では、就労を希望する市民に対して、ハローワークなど関係機関との連携のもと、当事者への支援を行い、不安定さの解消を図るとありますが、本市における未就労障がい者や若年無業者の実態を把握しておく必要があると考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

次に、児童虐待の早期発見と対応について、市長にお伺いをしたいと思います。

保護者による児童虐待の増加が続いており、厚生労働省が把握する平成23年度の児童相談所の児童虐待相談対応件数は5万9,862件で、史上最高を記録いたしました。その中で、子どもと接する時間が長い保育施設が虐待の早期発見や防止に果たす役割は大きいと思われまます。

保育士は、子どもと過ごす時間が長く、保護者などによる虐待を発見しやすい立場にあります。表情や行動の変化、体に不自然なあざや傷など、毎日一緒にいなければ、児童虐待発見につながるポイントに気づかないことが多いと思いますが、保育士による早期発見や保育園での的確な対応で、子どもが救われた例も数多くあります。

厚生労働省では、児童虐待の防止に向け、1つ、児童虐待の発生予防、2番目に早期発見・早期対応、3番目に子どもの保護・支援、保護者の支援等の取り組みが進められています。また、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、児童虐待防止法第6条により、近隣市町村、児童相談所に通告しなければならないとされています。

本市の公立・私立保育園各5園において、これまで児童虐待等を受けたと思われる児童発見の実態及びその対応は、どのようにされてきたのかお伺いをいたします。また、公・私立保育関係者全体で児童虐待に対する研修会も必要でないかと思いますが、所見をお伺いしたいと思います。

以上、5点について、市長にお伺いいたします。

続きまして、教育長に質問をさせていただきます。

まず、学校の安全AEDについて、お伺いをいたします。

独立行政法人日本スポーツ振興センターが、1999年度から2008年度に死亡見舞金を給付した学校管理下の死亡事故は、999件のうち567件（約57%）が、心臓系疾患の突然死によるものが一番多い死因となっております。突然死の原因につきましては、その多くが運動に伴って発生する不整脈によるものと考えられています。野球やサッカーなどの球技や武道などで、胸部にボール等が直撃することで死亡する事故が散見されてお

ります。

これら学校管理下の突然死等を予防するためには、すべての教職員が注意を払って、児童・生徒の健康管理を実施することは言うまでもありません。特に、近年学校現場でも普及してきたAED（自動対外式除細動器）については、心臓系突然死の場合、迅速に使用することで、後遺症もなく蘇生する事例もあるようです。学校の安全を保ち、児童・生徒の突然死を防ぐためには、全教職員がAEDの使用方法や設置場所を正しく認識して、常に訓練しておくことが必要ではないかと思えます。

本市の小中学校での実態についてお伺いいたします。また、保護者会等におきましても、保護者の皆さんに使用方法の研修も必要かと考えますが、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

次に、武道の必修化柔道について、質問をさせていただきます。

武道は、我が国固有の文化であり、子どもたちに我が国の文化や伝統を尊重する態度を身につけさせると共に、自分で自分を律し、相手を尊重する人間性を養う上で極めて有効なものであると思えます。

武道の必修化に伴い、学校現場では柔道経験の少ない体育教師が教えるケースが多いと言われております。指導法や安全性への不安が考えられます。特に柔道につきましても、サッカーや野球など、他のスポーツに比べて傷害事故や死亡事故が一番多いと言われております。死因は投げ技で頭を強打するなどして、急性硬膜下血腫を起こした例が多いと言われております。

しっかりとした事故防止策をとらなければ、事故が起こることが懸念されますが、教育長はどのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

また、私は、外部指導者の導入等を検討されてはいかがかと考えますが、あわせて所見をお伺いするものであります。

最後に、新学習指導要項における道德教育の充実について、お伺いをいたします。

平成20年、中央教育審議会の答申による我が国の子どもたちは生命尊重の心や自尊感情が乏しい。基本的に生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や集団活動を通じた社会性の育成が不十分など、といった指導がなされております。

また、社会共同生活が円滑に維持されるための社会人としての基本的なマナーやモラルと規範意識、遵法精神について、学齢期にしっかりと教えることが重要であると思えます。また、本市の教育方針にも示されていますが、子どもたちの豊かな人間性は学校だけでな

く、家庭や地域社会を通じて育まれた道徳教育の充実にあたっては、保護者と学校・地域の関係が不可欠であると思います。

ついては、1つ、学習指導要項に示された道徳教育の充実について、今までの成果はどうであったかお伺いをしたいと思います。2番目に、新たに、道徳教育推進教師を小中学校に置くことになっておりますが、本市の配置状況についてお伺いをいたします。

次に、前政権下の事業仕分けで廃止となりました道徳教育の副読本「心のノート」は復活されることになり、平成25年度から全国の小中学生に配付されることになりました。安倍首相も施政方針演説で、教育再生への道徳教育の充実にも言及されております。

道徳の授業時間数は、年間35時間とされていると思いますが、本市の小中学校での道徳の授業時数の実態について、あわせてお伺いをするものであります。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 政友会を代表しての奥村議員のご質問にお答えします。

1点目の財政状況と今後の見通しについて、お答えをいたします。

財政状況につきましては、国そして地方自治体、いずれも厳しい状況です。基本的には、税収とサービスの提供が見合っていないということにして、常々申し上げていますように、今、私たちは将来世代からの借金で暮らしをしている。サービスを受けていると。ここを、やはりきちっと認識しないといけないと思っています。

それと、野洲市におきましては、また個別の状況があります。1つは、主要な財源として想定していた法人市民税が、想定より3分の1ぐらいになっていると。これはかなり厳しいことです。十数億円足りません。そこにあわせて、これまでのいろんな支出、隠れた借金、使っていない土地を買う。あるいは、使う以上の土地を買う。もう、これは本当にさまざまいいなと思います。

その財源も、何をやってきたかという、県の貸付金が結構ベースになっています。地域振興資金。先般も、随分前から言っているんですけども、もう一回確認に行ってきました。あれはもともと県がどこかに用意しようと思っていたのを、野洲にとどまってほしいということで11億5,000万が使われています。その貸付は県がやっているわけです。普通ですと、滋賀県は、当時はまだ若干上下関係がありましたけど、市町村財政の主導の役割があるところが貸しているわけでありまして、民間で言えば、貸付責任があるのではないかと、私は思っていましたので、それをもう一回、直接話に行ってきました。

どういふ話かと言いますと、あの土地をもう県に渡すから、あと残っている3億円余りを相殺しよう。これは、もうちょっと前から言っているんです。もっと残っているときから。でも、担当レベルでやっていたので、だめだったらもう一回、ちょっと別件でありまして行ったのですが、こういう形でお金を借りているのは野洲市だけです。もう一つあるらしいんですけど、もう借りまくっているんですね。野洲市というのは、表向き財政が豊かだったから県も安心して貸してくれていたわけで、県が悪いというわけじゃないんですが、冗談で「貸付責任でしょう」と言っているんですが、そういう形で、さまざまところで通常の起債でないお金を借りている。これが1つです。

もう一つは、やるべき仕事がやれてなかった。学校の耐震化とかクリーンセンターとか。一方、合併したときには、それをきちっと市民の皆さん方にお知らせをしないで、コミセンをつくったり、給食センターをつくった。そこに、もう一つ合併して、平成27年から順番に地方交付税が一本算定になるということだったんですが、それも織り込まれていないという、本当に、民間企業も今、六重苦でやっておられると言っておられますけども、六重苦に近い状態です。どこも厳しいのですが、野洲の場合は独特の厳しさがあります。

もう一つ気を付けないといけないのは、そういった体質が埋め込まれています。まだまだ、いろんな仕組みの中に。そこを改めていかないと、本当に危機的な状態だと思っています。

昨日は、食べ物で例えましたけど、集中改革プランのときに、私、例えて言っていました。飛行機で例えれば、三上山に飛行機が引っかかったら困るのですが、「三上山どころと違って、そこら辺の生け垣にも引っかかるような財政状況ですよ」と言っていました。それはなぜかと言いますと、今申し上げたようなことです。

もう一例で言いますと、PFIの学校、やりました。全国に有名になりましたけども。あれをなぜやったかと言ったら、財政が厳しいというので民間資金でやっているのですが、その後、図書館を建てています。豪華な図書館を。ですから、ブレーキとアクセルを踏み間違えている。そういったことなので、これが今にきてきています。過去を責めているのじゃなしに、今にきてきているので、この仕組みを全部変えようということです。

それを変える1つは、やはり、まずは透明性です。状況がどうなっているかを、議員の皆さん方、市民の皆さん方にすべて知っていただく。まず、これです。それと、やはり課題をきちっと解決するために財源を使うという、そのきちっとした目的意識です。これをこれから取り組もうとしています。

ただ、一般的に行財政改革というと、事業を削ったりとか、あるいは予算を削るということですが、結果はそうなるかわかりませんが、それをやってしまうと、昨日ご質問があった生活保護を財源が厳しいから切り捨てるというのと一緒に、どんどん、どんどん疲弊していきますので、私が当初から申し上げておりますのは、市民サービスをよりよく効果的に提供するために仕事を見直そうというやり方でいきたいと思っています。

ご指摘のように、当然、将来的な財政の収入の見込みと支出の見込みに差がありますが、これは、現時点での想定での数字ですので、もっと具体的に詰めていければ、一定の圧縮といえますか、整合性はとれると思いますが、いずれにしても厳しいので、今申し上げたような形でやりたいと思っています。

来年度から、室を設けまして、徹底的に事業をきちっと明らかにしていって目的に合っているかどうか。そういったことで取り組みたい。それによって、議員の皆さん方、市民の皆さん方にご了解をいただいて、残すべきサービスと加重になってサービス、そこを整理していく形で、行財政改革を進めていきたい。スポーツで言えば、戦える、ゲームができる体をつくる。ゲームができるチームをつくるというつもりで立ち向かっていきたいと考えております。

次に、防災・安全対策でありますけれども、特に、今ご指摘いただきました今回の補正に絡むものにつきましてありますけれども、橋りょうの長寿命化修繕工事の他、道路付帯施設の落下・倒壊による第三者被害の防止の観点から、案内標識及び街路灯の道路構造物点検業務や道路路面のクラック率が40パーセント以上、また、わだちが4センチメートル以上の修繕箇所を調査して、部分的な舗装修繕工事等を実施していきたいと考えております。

また、昨年実施しました通学路の安全点検により、4路線の歩道帯の明示や区画線の実施をいたしたいと考えておりますし、できれば、国からの支援があれば、まず踏切、順番に思うのですが、とりあえずは、篠原小学校の通学路になっています柿の木踏切は、JRも協議ののって来ていますので、国の財源が見られれば、まずは安全対策として取り組みたいと考えております。

次に、新病院の整備につきましてですが、これは、もう議員のご指摘のとおりでして、私も市民の皆さん方の期待・要望は厚いと思っています。凍結と言っているんですけど、昨日も申し上げましたけど、病院計画をとめたわけではございませんでして、やるべきことはやったということで作業をとめているわけです。これまで、すべて公開で透明性を保ってやってきました。もしか何もしていなかったらどうなっているのかと思われるので、

凍結をしておかないと、会議は開かない、調査はしないということですので、凍結ということにして、ただ、その反面では、さまざまな場所でご意見を伺っていますし、地域福祉計画の中でアンケートをとるという形で、一層の市民の皆さん方のお考えを伺えればと思っていますし、2月の市の広報に情報を提供しましたら、本当にたくさんのご意見もいただいていますので、そういったことを含めながら、もう少し、市民のご理解と意思を集約するような作業、それとあわせて、議会の方におかれましても、議員の皆さん方の一層の踏み込んだご議論をいただければというふうに考えております。

決して、悠長にやっ払いこうということではございません。昨日も申し上げましたように、時間はないと思っています。もう10年、20年遅れていることの解決であると思っています。ただ、野洲病院がなければ問題は簡単なんです。あるものがなくなるという、そこが難しくて、昨日も申し上げましたように、ゼロベースから病院をつくろうかどうかになったら、今の時期に病院に持ってないまちが病院をつくるということはありません。でも、今まで数万人の方がサービスを受けておられる。それをなくしていいかどうか。というその問題があるから野洲病院は厳しい。

もう一つは、野洲病院に対して多大な支援をし、あるいはある意味で関与もしながら、現状に致したという、このもう一つの問題があるのと、具体的には、多大な財政的な支援をして、それがまだ返ってきてないという、市あるいは市民と野洲病院との関係という、こういった3つの要素があるので、問題が大変なんだろうというふうに思っておりますので、そういう意味で丁寧に、もう一段、やはり踏み込んだ議論をしていただいた上で、納得していただいて進めたいというふうに考えております。

次に、就労支援につきましてですが、就労支援は、本当に大事な仕事だと思っています。議員がご指摘のように、仕事というのは単に生活の資を得るだけではないし、人間の尊厳とか、あるいは生きがいとか自己実現とかいった大きな要素があります。単にお金を得るというだけの問題ではないと思っています。

特に日本の場合は、若年青年層の就労の状況が本当に悪くなっています。正規の仕事が得られない。それと、従来からの女性の正規就労、これを2つ抱えたまま、今経済不況に入っています。やはり、それをいかにうまく仕事をきちんと、それぞれの方が自信を持って、誇りを持っていただける仕事を得ていただくかということが重要ですが、ただ従来は、就労の紹介とかトレーニングばかりやってきて、どこかに仕事があるだろうということになっていたのですが、本当に今、仕事がないわけですね。だから、やはり国を挙げ

て、職の創設、職づくりを本当にしないといけないと思っています。

これに関しては、昨日申し上げましたように、正規か非正規かという分け方では済まないのではないかなど。先進国を見ていまして、正規、不正規ではないわけです。例えば、4時間働かれる人でも正規。日本の場合は、終身雇用が正規になっていますけど、そうじゃないという職の考え方からも変えていけないと思っていますが、たちまちはそこまでいきませんので、野洲市におきましては、これまでの市民生活相談の延長で、2年前からバスのサポートサービス、2年前と言いますか平成23年度からですけども、やっています。これの延長で、来年度からは、国も支援をしようということですので、ハローワークの常駐、そして情報端末も置いて、恒常的に職の紹介・支援をしたいと思っています。

国の目標は就労困難者なんですけど、もともとパーソナル・サポート・サービスもそうですけども、それをやっていると、就労困難の方しか、窓口に来られないという前提になっています。野洲の場合は、当初からそうじゃなしに、すべての市民の方に支援をしようということで、ユニバーサル型でやっているがゆえに、これだけ、それなりの成果が上がっているだろうというふうに思っています。

昨日も、ある新聞にかなり大きい記事を載せてくれていました。そこにも書いていますように、直営でやっているのは野洲だけです。あえて直営でやろうということで始まっています。よそは、NPOですとか、外郭団体に委託をしておられるのですが、野洲の場合は、先ほど申し上げましたように、これまでの市民生活相談の延長、そして、その中に、チームワークで税務も子育て支援も社会福祉も入っているという中での、そこに就労支援を入れているというのが特徴だと思いますので、今後もこの実績を生かしながら、職の創設も産業方面で頑張ると共に、きめ細かな支援を続けていきたいと考えております。

次に、児童虐待でありますけれども、これは本当にあってはならないことです。ただやはり家庭の状況、経済状況で起こりがちです。あるいは施設等でも起こりがちです。誰も虐待したいと思われる方はいませんけども、今言ったような状況で起こっておりますので、これを最大限防止するというので、市におきましても、専門スタッフも順番に充実しておりますし、きめ細かな対応をしております。

ご質問をいただいています保育園での状況でありますけど、平成24年度で申し上げますと、野洲市の市の家庭児童相談室に報告があったものでは、公立保育園からは2件、そして、市立保育園からは3件がありました。通告の内容に関しましては、けがやあざといった身体的虐待が疑われるケース、そして食事が十分とれていないのではないかというケ

ース、匂いや服装から見えてくる育児放棄が疑われるケース、登降園時の親から発せられる暴言などであります。

児童虐待の未然防止とその対応につきましては、野洲市要保護児童対策協議会において作成した児童虐待対応マニュアルに基づきまして、きめ細かな対応をしております。この協議会におきましても、かつては、専門家を入れないでやっていたけども、数年前からきちっと専門家を入れてあります。前の野洲市の対応では、もう、庁内あるいは関係者だけでいいということだったんですけど、やはり専門家を入れないとだめですので、数年前から専門家を入れて、この協議会を動かすと共に、そこで策定したマニュアルによって、きめ細かな対応をしておりますし、あと、研修に関しましても、可能な限り関係者がいろんな研修を受けられるように促進策もとっております。

以上、奥村議員の代表質問へのお答えといたします。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員の皆様、おはようございます。

政友会の奥村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、学校の安全AEDにつきましては、市内すべての小中学校に1台ずつ設置をしております。すべての教職員に設置場所を周知させてもおります。また、小学校の教職員に対しましては、毎年水泳の始まりますプール使用前でございますが、救命救急、心肺蘇生法と共に、AEDの使用方法につきまして、日本赤十字滋賀県支部や湖南消防署より講師の派遣を受けまして、研修を実施しているところでございます。中学校におきましては、2年生保健体育科の授業の一環としまして、湖南消防署よりゲストティーチャーをお招きしまして、クラスごとに救命救急、心肺蘇生法に加えてAEDの使用法についても学習を進めているところでございます。

教職員に対しましては、AEDが設置された時や、その機器が更新された際に、設置場所の確認とその使用方法について、研修を実施しているところでございます。また教育研究所におきましては、救命救急実施講座としてAEDの使用法を学ぶ機会を設け、若い教員の研修にも役立てているところです。

保護者向け研修の必要性についてご提案いただいておりますが、今年度、PTA研修で、AEDの使用法を内容とした研修を実施している学校が1校ございました。保護者が何かの機会にAEDを使用する可能性もないとは言えませんので、研修の必要性については認識しております。従いまして、今後、各学校のPTAの研修の際に、そういったAEDの

使用等の研修をしていただけるように働きかけていきたいと、このように考えております。

次に、武道の必修化柔道につきまして、本市の中学校では、武道の必修化に伴って柔道を始めたのではなく、従前より体育科の授業で柔道を実施しております。これまでに柔道の授業で大きなケガや事故は発生しておりません。柔道における大きなケガや事故については、体育科の授業というよりも部活動で起こっている場合が多いのではないかというふうに認識をしているところです。

柔道に関しましては、その危険性が問題視されていますが、実際の体育科の授業では、バスケットボールやバレーボールなどの球技、それから跳び箱やマット運動などの器械運動の方がけがや事故は多く発生をしております。

各中学校に確認をしたところ、柔道の授業時間数は、各学年で8時間から12時間程度となっています。受け身の習得に時間をかけ、安全性を重視し、落差の小さい安全な投げ技、例えば、ひざ車とか体落としといったような、そういった技に限定させて、乱取りをしたり、あるいは試合を行うなどの、安全に十分配慮した授業を展開しております。

けがの予防策としましては、柔道の実施時期を冬の寒い時期を避けたり、受け身の練習用にセーフティーマットを使用するなど、練習環境にも配慮をしているところです。

また、市内中学校の体育科教員は、柔道の専門的な経験者はおりません。そこで、安全で充実した指導を目指して、毎年実施をされます指導者講習会等に参加しているところで

す。さらに来年度からは、全日本柔道連盟が地域の人材を活用する観点から、外部指導者として中学校の柔道を援助する授業協力者制度というのを導入されるというのを聞いておりますので、この制度の活用を検討していきたいと、このように考えております。

次に、道徳教育の充実について、お答えをいたします。

本市におきましては、平成23年度から「元気な学校づくりマスタープラン」に基づき、「心の教育の充実」を目指す教育活動の一環として、道徳の授業研究会の開催と公開授業の実施を進め、道徳教育の充実に向けた取り組みを進めてまいりました。

本年度は、この計画に基づき、市内小中学校すべてにおいて、保護者参観など公開授業を実施しております。来年度からは、この公開授業のみならず、各学校において、心の教育や道徳教育について懇談会とか講演会を実施していく予定でございます。

さて、これらの取り組みの成果ですが、このような道徳心や道徳性は、まさに心の問題であり、なかなか具体的に評価することは、大変難しいことではございますが、参考までに、

先に実施されました、全国学力・学習状況調査における学校や家庭生活に関する調査結果を見ますと、例えば「学校の決まりを守っている」「友達との約束を守る」「人の気持ちが分かる人間になりたい」といった、そういった項目につきましては、全国や県に比べ、野洲市の子どもたちは10ポイントほど高い結果が出ております。

次に、道徳教育推進教師は、市内すべての小中学校において、学校長が指名し、各校の道徳教育の推進役を担っております。また、授業時数についてですけれども、小学校1年生では年間34時間、小学校2年生以上は35時間となっております、いずれの小中学校とも、定められた授業時数は確保しているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 奥村治男議員。

○6番（奥村治男君） ただいま、山仲市長並びに川端教育長、詳細かつ丁寧に答弁いただき、誠にありがとうございました。

代表質問でありますので、私は再質問は控えさせていただきます、これで、私の質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による代表質問は終結いたします。

（日程第4）

○議長（三和郁子君） 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されていますので、順次、発言を許します。その順位は、配付済みの一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第3番、井狩辰也議員。

○3番（井狩辰也君） 第3番、井狩辰也です。私の方からペーパーレス化の取り組みについてお尋ねをいたします。

現在、大小を問わずどの企業、どの自治体においても、ペーパーレス化に対する意識が高くなってきていると思います。そこで、本市のペーパーレス化への取り組みについてお尋ねをいたします。

本市においては、平成23年度の野洲市庁全体における紙使用量は約874万枚になります。この数字は、平成22年度の約882万枚と比較すると、約8万3,000枚減っております。これを平成20年度までさかのぼってみますと、平成20年度が1,118万枚、平成21年度が989万枚となり、年度ごとに紙使用量は削減されています。こ

の紙使用量の抑制、削減により用紙のコストや用紙に印刷するためのインク代やコピー機などの費用の削減、またCO₂排出量の削減といった環境負荷の軽減の面において、大きな効果があると考えます。

また、平成24年3月に総務省が出された地方公共団体の職場における能率向上に関する研究会報告書において、10のワークプレイス改革の取り組みの1つとして、「無駄な紙をなくす」というノンペーパーの事例を挙げており、ノンペーパーを推進することにより、紙を極力使わない働き方、職場環境を実現し、業務の生産性の向上につながるとしています。

過去4年の紙使用量を見ると、使用量の抑制、削減を積極的に進められていることと考えられますが、本市には、どのように紙使用量の抑制、削減に取り組んでおられるのか伺います。

次に、ICTの観点からのペーパーレス化について、質問をします。

言うまでもなく、さらなるペーパーレス化の実現に向けて、ICTの活用というのは、重要なツールとなります。本市におかれましても、こうした認識のもと、文書事務などの管理業務のシステム化、庁内LANの活用、プロジェクターの利用等のICTを活用し、ペーパーレス化につなげておられると認識をしております。しかし、職員の皆さんが、実際に業務を遂行するにあたって、データをプリントアウトして持ち運ばれることや、各種の審議会、庁内会議、全員協議会や委員会などにおいて、膨大な量の資料がコピーされ配付されるなど、業務の効率化やペーパーレス化の推進に関して、まだまだその余地は大きいものであると考えます。最近のICT技術の進歩により、タブレット型端末やPCを活用することによって、一層のペーパーレス化につながる環境が整ってきています。各種の審議会、庁内会議等において、タブレット型端末やPCを活用することにより、業務の効率化やペーパーレス化につながると考えます。

先日、会派の研修で総務省に伺い、地方行政改革に関する全国の県や市の取り組みについて聞いてきました。長野市は、会議のたびの大量の紙資料、資料の準備、印刷・差し替え等なんですけれども、に係る手間、会議が終われば再び資料を参照する機会が少ない。膨大な資料の保管スペース等の課題を解決するために、平成21年4月にペーパーレス会議システムを試行的に導入されました。平成22年度12月末現在において、前年度同期比で削減率5%増となっており、また、会議の準備が6分の1に短縮され、資料訂正、差し替えが容易になったとのことでした。長野市のようなタブレット型端末やPCの有効活用

により、ペーパーレス会議を導入し効果を挙げている自治体があり、毎年、ペーパーレス会議を導入される企業や自治体は増加しております。

タブレット型端末やP Cの有効活用により、ペーパーレス会議の導入について、本市の考えを伺います。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 議員の皆さん、おはようございます。

井狩議員のペーパーレス化の取り組みにつきましてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、紙の使用料の抑制、削減への取り組み状況のご質問でございますが、本市におきましては、合併よりI S O、環境マネジメントシステムを運用しております。なお、2 2年度から集中改革プランより自主管理のマネジメントシステムに切り替え、各課に環境マネジメント推進員を割り当て、各課における紙の使用量などの実態把握に努めているところでございます。

ご指摘のように、紙の使用量につきましては、ここ数年、前年度より削減できるよう、用紙の購入を原則総務課で管理するなど、より計画的に行っているところでございます。また、職員参加の会議などでは、パソコンのイントラネットの掲示板で会議資料を共有することや、プロジェクターを利用することなど、行財政改革の研修でも、このプロジェクターの使用をしております。なるべく必要最小限の紙の使用とすることを、取り組みを行っている状況でございます。

次に、タブレット型端末やP C、パソコンの有効利用によるペーパーレス会議の導入の考え方につきましては、まず市役所全体の会議等のルールを設定することが大事であると思っております。また、職員の意識向上が必要とも考えております。こうした中で、来年度におきまして、ノートパソコン2 0 0台を導入する予定でございまして、これを長期でのノートパソコンの活用をすることや、会議・研修会におけるプロジェクター使用をより一層、促進に努めてまいりたいというふうに考えております。現在、湖南地域5市におきましてグループウェアの共同化につきまして、平成2 5年度の1 0月導入を目途に検討しています。これによりメール、掲示板、スケジュール、フォルダー機能強化によるペーパーレスの促進等を図る予定でございます。

なお、タブレット型端末の導入につきましては、現在の庁内L A N環境整備が必要となります。現在、L A N環境は合併当時の設計で、当時の無線技術の情報漏洩の観点から、

有線での接続になっております。現在は技術レベルも相当進んでおり、導入に前向きな考え方はありますが、無線LAN環境におきましては、セキュリティレベルの設定を高度に維持した環境が必要になることが予想されます。また、セキュリティレベルの設定を高度に維持することは、財政的な負担も現在は大きく、無計画な導入は情報技術に振り回される結果にもつながると思っております。

ネットワークの更新につきましては、現在、野洲市総合行政システム再構築の中で、情報系を検討する第2期計画、平成22年から29年度でございます。これに位置付けており、全体最適化の中で最適化に即した計画的なネットワーク再構築を実施したいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 井狩辰也議員。

○3番（井狩辰也君） 全体的に前向きに取り組んでおられるという答弁であったと思います。そのまま、ぜひ推進・促進していただきたいと思います。

聞いていますと、庁内の会議でも、今おっしゃったように全く紙を使用していない会議、逆に資料を準備している会議があると聞いております。まだまだ改善の余地というものはあると思っておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいのですが、ペーパーレス会議というのが、本当に万能ではないとは思いますが、さまざまなメリットがあると思います。職場の効率のよい仕事につながったり、あと、環境負荷の軽減があるんですけど、経費の削減というのもあると思います。行財政改革で、本当に厳しい状況であると思しますので、本当に少しでも減らす、経費を削減する、そういった意識でぜひ取り組んでいただきたい、取り組まれるべきであると思っております。

前向きに取り組まれておられるということですので、私の質問は以上で終わります。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第2号、第1番、矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 第1番、矢野隆行でございます。2月定例会で、大きく3点にわたって質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず、はじめに、小中学校、幼保園におきます食物アレルギーに対する体制について、お伺いさせていただきます。

昨年12月に東京都内の小学校におきます女子児童が、給食が原因とされる食物アレルギーの重篤な症状いわゆるアナフィラキシーショックで亡くなった問題を受けまして、文部科学省は、学校給食での食物アレルギーによる事故を防ぐための取り組み強化に取り組

むことになりました。このため、文部科学省は、昨年度予算に専門家らで構成する学校給食アレルギー対応検討会議の設置に1,200万円もの予算を盛り込んでおります。アレルギー疾患の中には、重篤な症状を引き起こす場合があります、慎重な対応が求められるところでもあります。

文部科学省が全国の公立学校児童・生徒約1,280万人を対象に実施しました調査では、食物アレルギーがあるのは2.6%、また、急性症状のアナフィラキシーショックを起こしたことがある児童は0.14%にのぼっている状況であります。こうした状況を踏まえ、アレルギー疾患のある子どもへの対応指針をまとめたガイドラインが小中学校、幼稚園、保育園向けにつくられております。このガイドラインでは、子どものアレルギー情報と対応が、学校や保育園の教職員など関係者全員が共有し、緊急時にはショック症状を和らげる自己注射薬エピペンを本人に変わって教職員や保育職員が使用するなど、対応を促しております。しかし、現状では、このガイドラインが十分に活用されていないようでもあります。

食物アレルギーとは、食べ物や飲み物を摂取したときに、じんましんなどの皮膚症状、呼吸困難など呼吸器系症状、下痢などの消化器症状が起こることをいいます。この原因は、食物に含まれるタンパク質で食物アレルギーに起こる仕組みには、IgEという体の中の微妙なタンパク質が関わっております。どのような食物に対しても、アレルギー反応を起こすのか、人それぞれであります。日本で多く認められている食物アレルギーの原因食物には、卵・牛乳・小麦・そば・ピーナッツ・甲殻類・魚類・果物類などがあります。このうち、幼児期に多いのが卵・牛乳・小麦で、幼児期には、そば・ピーナッツ・魚類・果物に対するアレルギーが加わります。さらには、学童期には、成人にかけては、卵・牛乳が減り、そばや甲殻類がふえてくるのが特徴であります。なお、この食物に含まれている物質、そのものによるアレルギー用の症状や乳糖を体質的に分解できずに下痢を起こす乳糖不耐症などは、この食物アレルギーにはならないようであります。食品によっては、アナフィラキシーショックを発生しまして、本当に命に関わることもあるわけであります。

この日本では、食品衛生法第90条に基づきまして、食品衛生法第90条第1項の規定に基づく表示に基準に関する内閣府特定原材料として指定する品目について表示の義務付けがされておまして、また、その他の一定の品目については、特定原材料に準ずるものとして通知により表示することが奨励されております。なお、かつては、この特定原材料については食品衛生法施行規則で定められております。

そこで、次の点を伺っていきます。

1 番目に、食物アレルギーを持っている児童・生徒の掌握は、本市ではどのように掌握されているのか伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 皆様、おはようございます。矢野議員の食物アレルギーに対するご質問にお答えをいたします。

アレルギー児童・生徒の掌握につきましては、アレルギーの具体的な症状や、かかりつけ医などが記入できますアレルギー疾患確認票を毎年、保護者の方より提出をいただき、対象となる児童・生徒の把握をしておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1 番（矢野隆行君） ありがとうございます。

それでは、2 番目に、本市による食物アレルギーを実際に持っておられる児童・生徒数はいかがなものか伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 児童・生徒数につきましては、児童で155名、生徒で57名の計212名でございます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1 番（矢野隆行君） 実際、二百数名の方が持っておられることですので、本市では、給食体制が整っておる中で、食物アレルギーに対する児童・生徒の給食体制はどのようになっているか伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 給食への対応につきましては、保護者に家庭用の献立表と共に、原材料（アレルゲン）を表示したものを、配合表を配布しておるところでございますし、それを踏まえて、保護者が材料名を確認できるようにすることで、誤って子どもたちがアレルゲンを食さないように、個々の管理指導表というのは学校で持っておりますので、それに基づき、保護者と関係を取りながら対応をしておるということでございます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1 番（矢野隆行君） その中で、特に、保育園で、実際に保育士の先生方とちょっと懇談させていただいた中で、ゼロ歳から2歳、また3歳から5歳児において、どのような状

況か、特に誤食されるのではないかという心配をされることがありましたので、その辺は、どんな状況かわかる範囲内で教えていただけますか。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） この件に関しまして、保育園での対応について、お答えをさせていただきます。

給食の関係でございますけれども、例えば、みそ・しょうゆ、こういったものの原材料にアレルギーとなる食材が含まれている場合につきましては、代替の調味料を使用しております。それから、卵や小麦粉を使用するようなメニューでは、調理方法を変更しております。例えば、魚のフライであれば、煮魚にするといった方法をとっております。それから、肉や魚がアレルギーになっている場合には、野菜の量をふやすなどの方法で対応しております。

それから、誤食の防止のことでございますけれども、配膳トレイに誰の食事なのか、名前を明記いたしまして、誤食が起こらないように、細心の注意を払っております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 特に、誤食が心配される中で、特に、ゼロ歳から2歳というのは、本当に認識がないので、特に、各校、園があるわけでございますけど、少し保護者の方からの声ですけど、情報がちょっと足りないということも、先ほど、ちゃんと情報を与えるということなんですけど、そういった件、もうちょっと情報とか、その辺は与えるというか。保護者の方に、そういった状況はできるかどうか、お伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 保護者との情報の共有と対応でございますけれども、あらかじめ原材料がわかる成分表を保護者の方に提示をいたしまして、確認をしていただいた上で、給食で対応できない日につきましては、家庭から弁当を持参していただいております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） ありがとうございます。

日によっては、そういった内容がわからない場合、保護者の方が弁当持参ということなんですけど、給食費全体からこの弁当代を引くというのは大変難しいことだと思うんですけど、この辺はできるかどうか、ちょっと確認だけさせていただきたいのですが。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩重則君） 弁当持参の場合の給食費でございますけれども、これは制度として減免の措置はとってございませんので、よろしく申し上げます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） はい、わかりました。

それでは、4番目の項目でありますけれども、このアレルギー疾患のある子どもへの対応指針をまとめた、先ほどからガイドラインというものが出されておるわけですが、この小中学校、幼稚園、保育園向けにつくられておりますけれども、これは、実際、どこらへんまで、先生、保育士への教育体制がされているのか、この辺をお伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 教育につきましては、保育園、幼稚園におきましてはですね、アレルギー対応ガイドラインの活用とか、エピペンの使用マニュアルというものを使いまして、職員の研修を行っているところでございます。

また、小中学校におきましては、文科省が出しましたガイドラインをもとに産業医の助言も受けまして、食物アレルギーの緊急対応の要領も作成をいたしましたので、そこを教職員への周知、また研修も行っているところでございます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 起きてはならないのでございますけれども、5番目に万が一、急性症状、アナフィラキシーショックを起こした体制は、児童・生徒へ、先ほど教育をされているということなんですけど、実際、どのように対応しておられるのか、この辺、教えてくださいいただけますか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 対応要領に、軽度の場合とか、重度の場合ということ想定しておりまして、緊急時の対応というのは、症状に応じて、服薬とかエピペン投与という形で、個別の指導計画をつくっておりますので、起こったときには、主治医、保護者との連携も図りながら対応も図ってまいりますし、対象児のある園・校では、事前に東消防署とも連携をとりまして、搬送先等も事前に情報を共有して対応してまいりたいと、このように進めております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 起こってはならないこのアナフィラキシーショックというのは、現状、こういった事故が過去にあったのかどうか、わかる範囲内で教えて下さい。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 過去の事例を調べさせていただきまして、昨年の当初に、保育園においてアナフィラキシーの症状を起こした事例が1件ございます。幼稚園・小学校につきましては、調査した段階では、そういう事例というのは確認できなかったという状況でございます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 難しい問題もあるんですけど、今後のこういった食物アレルギーに対する課題というか、そういった点は、何かある範囲内で、もしよかったら教えていただけますか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 課題ということですが、個々のアレルギーの症状が年齢によって変化していくということもありますし、その日の体調によってもあらゆる症状が変化するということですので、保護者等の日々の常な子どもたちの様子の連携を、これが大事だと思っておりますし、やはり緊急時に担任等がいるということも必ずしもないので、全教職員が対応できるような形で、日々の心がけとか、研修を積むということが、常日頃の継続した取り組みというのは大事であろうと、こう考えております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） それでは、大きな2番目にいかせていただきます。

障がい者自立就労支援の取り組みについて、お伺いさせていただきます。

障害者優先調達推進法が、本年の4月から施行されることとなります。この成立は、昨年6月に、同法は、国と独立行政法人等に対しまして、障がい者が就労施設でつくった製品の購入や清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務付けると共に、地方公共団体に対しても、障がい者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めている法であります。

現在、国などが商品の購入や業務委託をする際には、競争入札による契約が原則となっております。民間企業に比べて競争力の弱い障がい者就労施設が契約するのは、なかなか難しいのが現状であります。また、施設や自宅で働く障がい者がふえている一方で、景気の低迷により、民間企業からの仕事の依頼は減少しており、さらには障がい者施設への

発注が不安定なために、国からの安定した仕事を求める声が、今、高まっている状況であります。

こうした状況を踏まえまして、障がい者の就労機会を増加させ、自立を促進することを目的といたしまして本法律が制定されております。本法律は、自民・公明の両党が2008年に提出しまして、政権交代で廃案となりましたハート購入法案をほぼ踏襲した内容となっております。本法律によりまして、自治体には障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るために必要な措置を講ずる努力義務が課せられております。それを実効するために、次のようになっております。

1つ目といたしましては、物品の調達目標を定め、調達方針を制定し公表しなければならない。2つ目には、その方針に即しまして調達を実施する。3つ目といたしましては、調達実績を取りまとめて公表することが求められております。就労の実態に応じまして、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための必要な措置を講ずるよう努めるようになっておるわけであります。

そこで、次の点を伺っていきます。

1つ目といたしましては、この施行通知の周知について、伺わせていただきます。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） おはようございます。

矢野議員の1点目の障害者優先調達推進法の施行に伴う周知につきましては、障がい福祉に関係する機関・団体で構成しております野洲市自立支援協議会におきまして、市内の障がい者就労施設等に対し周知を図っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） それでは、この管内、市町村内に向けての伝達普及については、どのような状況なのか伺わせていただきます。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 2点目の伝達普及につきましては、法律の趣旨や法の施行による今後のスケジュール等につきまして、昨年10月に国において開催されました障害保健福祉関係主管課長会議を受けまして、県が10月29日に開催した会議におきまして把握しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） これ、パンフレットも活用するようになっておりますけど、この辺の周知とか活用はどのようになっているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） パンフレットの活用の周知につきましては、厚生労働省が作成されましたパンフレットにつきましては、地方公共団体及び障がい者就労施設向けの内容となっておりますが、1問目で答弁いたしましたように、施行通知の周知同様に野洲市自立支援協議会におきまして周知を図ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） この実際に調達するという法案があるわけですけど、この作成について、本市としてはどのような案を持っておられるのか、その辺をお伺いさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 調達方針案の作成につきましては、法定の事項の他、地域の実情に即した方針とするため、何が調達できるのかというふうなことを把握しながら、庁内の障がい福祉部局と協議を進めているところでございます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 総務部の全体的なあれがあると思うんですけど、実際、契約担当部局との連携も必要であるんですけど、この辺の調整はどうされているのかお伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 先ほど申し上げましたが、総務部の方で契約担当の方がございますので、当然、障がい者側、福祉部局と連携を密にし、方針案作成、調達の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） ありがとうございます。

これ、実際行政だけでは、ちょっと荷が重い状況だと思うんですけど、これ、実際、市内の企業等々で周知しながら、そういった協力依頼も必要ではないかと思うんですけど、その辺の状況はどんな状況なんですか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） この法律において、地方公共団体などは、障害者就労施設等から優先的に物品や役務等を調達するよう規定されているというふうなものでございます。商工担当部局とも連携をしながら、商工会などに対しまして、制度の周知と理解を努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） あと、本市以外に関係団体等もあるわけでございます。こういった関係団体との調整はどうされているのですか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 調達方針の作成や調達の推進のためには、障がい者就労施設が提供できる物品や役務の情報を収集する必要があるでございますので、市内の障がい者就労施設との意見交換も行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） こういった中で、いろいろ情報が本当に大事になってくるわけでございますけれども、関係団体また本市の状況とか、こういった情報提供はどのようにされていくのか、この辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） この法律におきましては、障がい者就労施設等は、供給する物品等の購入者である地方公共団体等に対しまして、その物品等の情報を提供するというふうになっております。物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものと規定されておりますので、必要な情報提供の方法等について、今後、障がい者就労施設と意見交換をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） ありがとうございます。

実際、契約していくわけですけど、こういった公契約における措置ですね。こんなんも、これからも必要になってくるわけですけど、こういった措置については、どんな状況なんでしょうか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 公契約における一般指名競争入札などの参加資格要件として障がい者雇用の法定雇用率の達成等に配慮するなど、法律におきまして、障がいのある人

の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めることとされておりますので、今後は、法律の趣旨を踏まえながら、必要な措置について検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 最後にですけれども、この法律は、実際できるわけですけど、実際、この調達、こういった方針は、市としてどのような方向で考えていかれるのか。この辺の状況を教えていただけたらと思います。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 先ほども申し上げましたが、当然、障がい者等施設におきまして、どうしたものが調達できるかというふうなことが必要となってまいりますので、そうしたことを的確に把握しながら、その方針案の作成をしてみたいと思いますし、また、当然、庁内の各部署におきましても、その方針案が的確に伝わるようにしてみたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） ありがとうございます。

それでは、3つ目の問題に入らせていただきます。

自治体における公文書管理の取り組みについて伺わせていただきます。

近年、自治体における公文書管理を見直す動きが進みつつあります。これは、2009年6月に国会に成立しまして、2011年4月に施行されました公文書管理法を受けての動きであります。

公文書管理法は、公文書を適正に管理することによりまして、行政を適正かつ効率的に運営し、将来にわたって国民に対する説明責任を果たすことを、また、市民に対する説明責任を果たすことを目的としております。

この法律制定の背景のもととなったのは、いわゆる消えた年金記録問題や、海上自衛隊の航海日誌の誤破棄などであります。これら、国のずさんな文書管理が明るみになったことを受けまして、制定への気運が高まったところであります。

この公文書管理法の趣旨にのっとりまして、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を制定し、実施する努力義務が自治体に課されたためであります。自治体において、公文書管理の見直しの動きが出始めております。

この公文書は、国のみならず自治体においても、市民生活に関する諸活動や歴史的事実

の記録であり、市民共有の知的資源であります。その公文書を適切に管理することは、自治体においても重要な課題であります。なぜなら、自治体における施策の決定過程等、地域のあり方そのものに関わる重要事項について、住民によるその検証を可能とするものとなり、民主主義の基本に関わるものといえるからであります。まさに、公文書の管理は、自治体の重要な責務といえます。また、東日本大震災の教訓から、大規模災害等から公文書をいかに守るかということも自治体の重要な役割であります。

この現在、一部の自治体において、公文書管理条例を制定し、情報公開の仕組みとあわせて、具体的に公文書管理に関する取り組みも進めているところでもあります。一方、この公文書管理条例が制定されていない多くの自治体でも、情報公開条例に基づいた文書管理規則など何らかの制度的な規程によって、文書管理に関する事項等に対応してきていると考えられます。

しかしながら、本当に重要な公文書を適正に管理し、住民に対して有効に利用されるためには、受け皿となる地方の公文書館が必要と考えられますが、現在の地方公共団体の公文書館の設置状況は、都道府県、政令市、市町村、いずれにおいても不十分であると言わざるを得ない状況であります。もちろん、昨今の自治体の財政状況等にかんがみて、新規に公文書館などの施設を設けることが困難なところも少なくないということも実情かと思えます。

また、自治体によっては、公文書館として新たな施設を建設するのではなく、使用しなくなった図書館等を活用して公文書館として設置するなど、それぞれ自治体の税制負担を軽減しながら、適切な公文書管理を進めるための取り組みをさまざま工夫しているところでもあります。

今後、この地域主権、道州制に向けた流れもあり、自治体において行政の意思決定の過程等を文書として記録し保存することで過去の経緯を検証し、将来の政策づくり、行政運営に役立てることができる、この公文書管理の仕組みはますます重要になるかと考えられるところであります。

そこで、次の点を伺わせていただきます。

1点目でございますけれども、本市におきまして、公文書管理に関する取り組みについての現状を伺わせていただきます。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 矢野議員の自治体における公文書管理の取り組みについての

ご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、取り組みの本市の状況でございます。文書は、その重要度に応じて保存期間が設定されており、書庫には3年保存のものから保存できることとなっております。所管課の判断で書庫に移管され、時期が来れば廃棄することとなります。移管されていない文書は、事務所で保管されているというようなことでございます。文書管理所管課、これは総務課になりますが、としての文書の把握は、書庫に移管された段階となりますので、それ以外の文書は把握できていない状況となっております。また、公文書管理法においても規定されている歴史公文書という考え方は、本市ではなく重要なものについては、永年保存されることとなっております。

本市の公文書管理は脆弱であり、早急にルールづくりやインフラ整備に取り組む必要があると認識しており、現在、検討段階に入っているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） これからの取り組みということで、本当に情けない状況に思えてなりません。

2つ目の質問ですけれども、この公文書管理に関する行政マンの研修とか、実施状況について伺わせていただきます。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 現在は、書庫の移管及び廃棄のみという運用状況になっておりますため、研修等は実施していない状況でございます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） ますます恐ろしくなることに思えてなりません。

3点目でございますけれども、この公文書館に関する内容の保有数ですね。この媒体は、どれぐらいあるのか、こういった点を伺わせていただきます。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 先程の回答しましたとおり、現在、書庫に移管されて初めて把握することができるシステムとなっておりますことから、全体の保有数の把握はできておりません。媒体の種類についても同様でございます。一般的には紙媒体、サーバやパソコン、フロッピーディスクなどの電子媒体、写真、図画などによると考えられますが、今現在におきましては、書庫におきまして3年以上と申し上げました。これが約3,000

の文書箱が保管されている状況となっております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 大体、そんなもんということしかわかっていない状況でございますね。

4番目に、この公文書管理条例の制定についての、他市ではやっているんですけど、こういった条例は、施政方針の中で市長は、まだ考えていないということだったんですけど、その考えはどうなんでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 公文書の保管・整理についての矢野議員のご質問にお答えしますが、情けないというか、これはこれまででして、私は、先般も新採職員の研修をやりました。そしたら、司書資格を持っているある所管の職員ですが、「近年は公文書の公開と保管がきちんとできているけれども、過去のはひどい状態です」と言っていました。まさに、そうです。私はなったときから問題意識を持っています。

先ほどの財政のご質問で、過去の経緯、あんまりそんな全部赤裸々に言っていませんけども、すべて可能な限りは調べています。それによって、過去の書類って、出てくるものと出てこないものがたくさんあります。農地転用でも出せないでしょう、おそらく。書類をなくしておかんとだめな状態でまちづくりができています。

だから、今までは、そういうことがあったんですが、私になってからは、きちんと公文書は、保管・管理・公開、もう、これがやはりまちづくりの透明性の原則でして、これは、当初、手が付けられていませんけども、これは遺跡調査と一緒に、今あるものは凍結、絶対、廃棄をしない。そして、集めて整理をするという条件でやっていますので、さっきおっしゃいましたように、財政が厳しい中で、そこに、そんなに人とお金をかけられませんが、これまでまちの意思決定がどうされてきたのか。すべてたどれるようにしようと思っています。

今までは、たどれないように、あえて、なっていたと思います。条例をすぐするかどうかは別として、まず、ものですから、きちっとまず保管をして遺失しないと。ある意味で、図書館と一緒にですから、機能的には、こんな小さなまちでしたら、その機能を司書がいて整理をして、市民にいつでも必要なものをお渡しできると。見ていただけるようにすることですので、条例も、その施設も含めて、今後の検討課題で、それまでは一切廃棄をしないということですので、ただ、ぜひ公文書の条例をつくるか、つくらないかは別と

して、問題意識を持っていただいて議員も調査していただいたら、どんどん書類を出しますから。ぜひ、まず活用いただくことの方が大事であって、条例をつくるとか、つくらないじゃなしに、私は、今、何かあったら、全部職員と相談して、過去の書類、出るものは全部出しています。職員がだめだと言って、それで決済を押しにおいて、全然別のことがなされていることとかがいっぱい出てきますよ。だから、文書、できるだけ見つからないように、見つからないようになっているのと違うかなと思います。これは、先ほど言った、財政と一緒にして、野洲の独特の問題だと思っていますので、もうきれいごとの公文書の条例とか公開以前に、問題意識を持っておりますので、ぜひご協力いただくとともに、ご期待をいただきたいと思います。

以上、ご答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 市長の力強い、これからの取り組みをお聞きしまして、ちょっと安心しました。

先ほどから、公文書館というのは、実際、行政、大変な中でございますけれども、施設を建設するのは難しいと思うんですけど、これから既設のところ、今、あちこちなっているとと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうかね。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 矢野議員がおっしゃいましたように、公文書館の建設というのは、これはちょっと考えられないと。今現在では考えられないというふうに考えておりますが、それにかわる仕組み等、保管方法、どこに保管していくのか。そういう仕組み等を検討していきたいというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 質問に沿って、ちょっといかせていただきます。

こういった中で6番目でございますけど、公文書管理に関する点検ですね。実施というのは、先ほど3年とか、そういう基本的なことはあると思うんですけど、実質なくなったかどうかというのはわからない状況なので、その辺の点検状況は、これからどうされているのか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 先ほどから申しておりますように、ルール、インフラが整っていないというふうなことです。現在、点検というのは実施していない状況でございます。

ます。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） はい。あんまり聞きづらくなってきておるような状況でございますけども、まして、7番目に書かせていただきました監査実施は、とてもじゃないと思えますけど、この辺は、これからどうやっていかれるのか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 同様でございますが、監査を実施する状況ではございませんので、そこら辺のルール、仕組み等も全部整備して、公表できるようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 8番目に、一応書かせていただきまして、紛失したのかどうかもわからない状況だと思うんですけど、こういったことがもし起きた場合は、どのような体制にされるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 全体的な把握はできていないというふうに申し上げました。ですから、紛失の状況も知り得ない状況というふうになっております。

そこら辺のルールづくりをする、防止する、紛失できないルールづくり等が必要というふうに考えております。今、把握できていない状況というのは、紛失と同様であるというふうな考えも持っておりますので、早急に、それらの募集するルールづくりは必要であると考えております。

○議長（三和郁子君） 矢野隆行議員。

○1番（矢野隆行君） 9番目に、職員の処分というのをお伺いしようと思うんですけど、もう、これはお答えは要らないと思えます。

市長の施政方針の中に、今回、本当に意気込みを感じますけれど、コンプライアンスの制度の充実をしまして、さらには、公文書の公開と取り組みと力強い説明が入っていますので、今後の取り組みをしっかりとともども協力していきたいと思えますので、よろしくお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午前10時37分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3号、第8番、丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 第8番、丸山敬二です。

それでは、2つの項目で一般質問をさせていただきます。

まず、質問の前に、先ほどの矢野議員の質問の中で、まさかと思つたようなことをやって、総務部長もすんなり認めまして、ルールづくりをやっていくということですので、私の次の質問をする市が発注する建築工事等の入札参加審査についてということも、ぜひとも新しいルールづくりをお願いしたいと、こういうような内容にもなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先月2月に、まもなく築30年になる我が家の水回りを中心にリニューアル工事を、市内の業者にお願ひしまして行いました。この業者が、平成25年の入札参加資格審査の申請に行ったところ、申請は受理していただいたようですが、「1年間が仕事がない」と。すなわち、「入札に参加できないと言われた」というふうに、私に話をしました。市外の業者は、1年目からでも入札に参加できるらしい。そのときには聞きました。

入札参加資格審査の受付という市のホームページを開きまして、そういうことが条件として書かれておるかどうかを確認しましたが何も見当たりませんでしたので、市の担当の方にちょっと聞いてみますと、内規でそういうふうになっているということでしたので、内規を見せてもらおうということで、「見せてほしい」という話をしましたけれども、内規としての書き記したものが無いと。契約審査会で決められているかのような言い方でした。要は、契約審査会からそういうふうによれと言われているのか、何かそういうことやったんですけども、その辺は明確ではなくて担当者間の申し送りで行っているのかというようなことで、いろいろ規定類を調べてみたんですけども非常にわかりにくいようなところでした。その仕組みについて、少しお尋ねしたいと思ひます。

担当課で、なぜ1年間、参加できないのかということを知ったら、申請された業者について、調査をするので1年間ぐらいかかるんやと。こういうことでしたけども、まずそこでお伺ひしますが、新規申請するこの市内の事業者は、1年間入札に参加できないというのは、まず事実かどうかお伺ひしたいと思ひます。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 丸山議員の、市が発注する建設工事等の入札参加資格審査につきましてのご質問にお答えをいたします。

1年間、参加できないのは事実かということですが、建設工事に係る市内本店業者及び市内に支店を有する業者は、入札参加資格審査申請を1年更新で受付をしております。工事を7業種に分けて、各付をしているものがございます。新規参入者につきましては、各付の最下位ランクに位置づけをし、1年間指名を保留しているというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 後から聞こうと思っていたことも、ちょっとしゃべってもらったようですけども、今、1年間参加できないのは事実かどうかということだけ聞いたので、保留やったら保留でよかったんですけども、最初にあれなんですけど、近隣で守山と栗東は受理して、審査で通ればすぐに参加資格があるというようなことでした。忘れたらいけませんので、先に言っておきます。今の保留ということは言葉としてはいいので、1年間放ったらかしにしておくという意味ではないと思うんですけど、先ほど総務部長の言われたように、入札、この参加申請を受け付けたらまず格付をするというのが、見ますと、建設工事等を契約審査会規則、これに書かれていまして、これによりますと、総務課長が格付に必要な資料、多分、これには、入札の参加資格申請をした資料が入っていると思うんですけど、この資料を毎年5月15日までに審査会に提出すると。審査会は速やかに、その内容を検討して、5月末日までに格付表を作成しなければならない。ここで新規に入札参加資格を有する者は、先ほど、これも総務部長からありました「指名競争入札参加者の格付及び選定基準により最下位の格付となる」というふうに、これは書かれています。そして、「格付区分を決定したときは当該業者に通知する」ということも書かれています。ということは、格付が決まったら当該業者に通知するんですね。で、通知すると、その時点から参加資格というのは生まれると思うんですけども、ここで1年間、1年間というのは年度内のことでしょけども、「入札参加させない」というのは、今、言いました審査会の規定にも、それから格付の選定基準とか、そういうところでも、ちょっと見たんですけど、見当たらないのですが、これは、なぜ1年間というのを、どこにこういうことが書かれているのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 1年間というふうなのがどこに書いているかということですが、今、文書としての記載はございません。1年間、今まで保留をしているとい

うふうなことにつきましては、実施見込みの不確実性を保管するために、また、公共事業でも発注であることから、新規参入業者については慎重を期するため、1年間保留を行い、経営の状況また営業実態等、営業実績を把握するために、1年間保留しているということでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） そういった状態を調べるのに、何で1年もかかるんですかね。この資格審査の申請手続ですね。ホームページで出ていたやつですけども、これを見ますと、いろんな書類を提出するようになっていきますね。過去2年間の主なものでいきますと、工事経歴、それから納税の証明書、それから、登記簿の謄本ですね。それから印鑑証明やとか、それから、中には何か事業所の写真も提出せよと、こういうふうになっているんですけども、それだけでは足りないんですかね。あと1年もかかるというのは、どういうことをするために1年かかるのかを教えてくださいませんか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） なぜ1年間かというふうなことなんですけども、期間として、少なくとも1年間、先ほども申しあげました営業の実態等を見る必要があると考えております。そうしたことから、契約審査会、先ほども丸山議員の方からご質問にありましたように、契約審査会におきまして、確認事項として1年間というふうなことを決定しております。記載はしておりませんが、契約審査会の方で確認事項としていることでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） いやいや、この先ほど言うた、いろんな書類やとかを提出させていますよね。それ以外に、営業実態というのは、どういう、何を見ようとするのですか。営業実態というのは。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 当然、市内に本店及び支店を置かれている方々が、どのような営業活動をされているのか、工事实績等がされているのかというふうなことを見るために、1年間必要ということでやっているものでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） 1年間、必要、必要と言われたら、何で1年間、要するのか、何を営業実績とか実態とか見ようとして1年間もかかるのか。先ほど、冒頭に言いました市外

にある方はすぐにでも発注されるということなんですけど、その辺の違いはどうなんですか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の入札参加に関するご質問にお答えをいたします。

私も市長になってから、入札、発注も含めて透明性・公平性・客観性、きちっと最大限保つようにしています。それと、一般的には、業者選定とか大きな資格要件は、首長は関わらない形にしています。滋賀県ですと、副知事が契約審査会の会長をして切り離しています。他の市町村もよく似た形にっていて、副市长だとか部長がすると。これ、客観性を入れるためには第三者を入れてもいいですけど、当然予定価格ですとか、発注情報があるので、第三者は入れていません。それで、よく勘違いをされているんですけど、公共発注というのは、公的な行為ではなくて民法上の行為ですから、民々の行為ですので、ある意味で執行部に任されていることなので、そういう意味でも、内部の人間がきちっと客観性を保つたらいいということです。ただ、財源が税ですから、最大限、申し上げたように透明性・公平性・客観性が必要だということです。

入札の仕組みというのは、もともと国の仕組みをみんなまねながら、業者の方の資格の選定ですとか、やってきているわけですね。特に建設工事に関しては、建設業法の許可が、まず基本になっています。今、新政権も建設業の許可のあり方が問題やと、私もずっと前から問題やと言っているんですけど、篠原小学校の工事のミスを見ても、□王を見ても、まだまだ許可要件が縛られてない。あれ、全部大臣許可なわけですよ。許可した人が全然責任を取ってくれない、言っても。まだまだいっぱい欠陥があると思っっているのですが、いずれにしても、国のを県が倣って、市町も倣っています。その中にいろんな制度を入れてきています。

まず、格付というのを、皆さん方、あたり前に思っておられるんですけど、これ、見方を変えれば官製談合でして、しきっているわけですね。能力がある方は全部取ってもらったらいいいということですけど、それをやると弱肉強食になるので区分けをしているわけですね。よく見れば、これは能力を評価しているということですけども、別に見れば、ある種の仕事を5社、10社でいけるようにということで、30社、40社にならないように、あなたの能力は少し上ですから、上の方にやって下さいと。

野洲はやっていませんけども、昔は、一般的には、そこにきちっと仕事を振り分けていました。最上位の方には、きちっと仕事が行く。最下位までいくと。野洲はやってな

いので、私は、変な意味じゃなしに、やはり分けてもらっていても、上に行っても仕事がなかったら全然うれしくないですよ。何や、こんな格付、上に行きたくない。だから、格付の裏には、やはりきちっと公平に仕事が、ばらまくのではなしに、いくということも、本当は組み込まれているものです。

そういった前提で、ものごとを考えていただきたいのですが、ですから、私、細かい客観性と透明性は、全部保つようにしていますけども、今ご指摘のところまでは、あえてふれていません。

ただ、野洲の場合、1年間保留をしているのは、よくやっていたところがあるんですね。これは2つの理由です。1つは、1年間、やはり見ておかないと、いきなり出すと安定性がないと。今回、大臣許可の業者でも、基本的な付帯工事で失敗しているわけです。ですから、市内で事業を始められたということですよ。基本的に市内で登録というのは。そうすると、市内で、少なくとも安定して1年間は、民間で仕事をしていただいたということを見ようという、1年間は事業が続いているということを見ようというのが1つです。1つの解釈は、やっているところの解釈は。もう一つは、昔は業者間とのやりとりがありましたから、「1年、待ってもらえ。新規産業は」と。というような暗黙のルールが存在しています。現に、それをやめているところもありますし、野洲は、そこが残っているので、あんまりガミガミ言ってもらわなくても、変えるのも方向ですし、そのあたりは、今後検討していいと思っています。

前は、本当に裁量を働かせていました。先に言ったように見ればわかります。私が市長になったときに、担当課長が、「最後の名簿を、市長、見て確認されますか」というのを、確認に来ました。なってすぐに。私は「要らない」と。もうルールどおりにやってもらったらいと。そのルールを、順番に、今変えてきて、透明性・客観性を持たせていると思いますが、一部残っているところがあるのであれば、そこは、1年間の保留がいいのか、ない方がいいのかと。結構、基本的なルールは、契約審査会で定めるということになっています。ですから、文書化されてない部分があるんですね。

前は、もっとやっていたわけですよ。私も県庁でやっていたので、担当でやったら、副知事が「ちょっと、ここ、遅らせておけ」とか、ある部長が「ここは、名刺を持ってくるのが少ないから」とか。それはもう、昭和とか平成の初期の時代です。昔の発注はそんなもんでした。だから、皆さん、名刺配りをしているわけですよ。

今は、変わりました。変わったのは、やっぱり平成の5、6、7年ぐらいです。公共発

注が大きく変わったのは。茨城の知事、宮城の知事が、公共発注絡みで逮捕されたと。あれ、すごく大きな衝撃事件があって、日本で一般競争入札が始まったのは、そこから始まっています。

随分、透明化されていますが、まだまだ残っている。それはやはり、よく言えば、秘密も必要な民々の行為の公共発注だということなので、ご指摘、いろいろご疑問を持っていただいていますけども、最大限、透明化を図っていきたいと思っております。

それと、内規もできるだけ全部公表したいと思っています。条例規則は、公表していますが、中のルールもすべて可能な限りは全部出そう、これも公文書と一緒に、これからセットで、みんな内規だから出せないと言っているのも、すべて公開ができるように作業をしていきたいと思っていますが、仕事の関係で、どこにどういうルールを持っているのかも全部洗い出さんといかんで、少し時間をいただいて透明性を保ちたい。要求いただいたら、全部出せるようにはしたいと思っています。

とりあえず、ちょっと根幹のご疑問のところがあったので、ちょっと経緯も含めてご答弁をさせていただきました。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。

確かに、言われるここの審査会の規定でも、市長の言われるように、首長が関わったらいかんでということ、副市長が会長を務めるということになっています。それはおっしゃるとおりで。今、市長からいろいろ言われましたら、あと何か質問することが。市長が、もう前向きに、何かやっていただけるとのことなので、質問することがなくなったみたいな気がするんですけど、ひとつ総務部長はそれをしっかり受けとめていただいてやっていただきたいと思うんですけども、ここでやめてもあれなので、ちょっと疑問のところでだけお伺いしておきます。

先ほどの営業の実態とか、そういうのを調べるのが1年やということなんですけど、これは誰が考えても1年は長いと思うので、先ほど言いました格付の規準とか、それから審査会のこの内容から言うても、5月末には格付が終わって、業者に「あんた、これですよ」と通知するんですから、もらった業者は「ああ、おれ、オーケーになったんやな」と。「入札参加できるな」と思っているのに、何も言わずに、1年も放ったらかしにするという、これは、ちょっとおかしいのではないかなと。

仮に、営業の実態調査をするというのは、市長も今言われたように、民間の分でどれぐ

らいやっているのかを見るのやということですけど、過去の2年間の実績も出していますし、当然新たに申請にした業者さんは、どこからの大手のゼネコンなり何かで、下で入ってやっています。私も相談受けた業者は、学校の耐震の工事をあちこち実績としてやっているんで挙がっていると思いますけど、そういったことなので、この1年間はそういうことでなくて、もっと短くはならないのか。それとも抜本的にルールを見直して、いや、すぐにでも参加できるようにするというのか。その辺、いかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） この1年間保留しているというふうなのは、旧野洲町時代からずっと、こういうふうな形になっています。市になっても、この形を踏襲しているような形になっておりますので、そのことも含めまして、先ほど市長も検討していくというふうなことでございますので、審査会の方で協議をしてみたい。どういう方向性がいいのかというのを協議してみたいというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） だんだん、いい答えをいただいているようなんですけど、やっぱりそういう悪い習慣というか、やり方をもう吐き捨てて、やっぱり新たな市として誕生したんですから、そういう気持ちでいろいろ業務の改革に取り組んでいただきたい。このように思いますけど、それで、今年度の、要は25年度はもう終わって、今審査やって、先ほど言いましたように、5月末に格付が決まると思うんですけど、今年度新規に登録した業者の扱いはどうされるんですか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） それにつきましても、5月に契約審査会を、格付の審査会を開きますので、その時点で協議し決定していきたいというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。よろしくお願いします。

では、ちょっと関連ですけど、格付の何でしたっけ、規定とか何か規則、この辺を見たんですけど、その格付がランクがありますよね。市長の先ほどの話の中でも、ちょっとわかりにくかったんですけど、格付した人は、例えば、最初の人が一番下のランクやと。一番下のランクは、金額で言うたら、例えば500万以下の工事しか発注しませんよとか、そういうふうになっておるのか。この格付した後の扱いはどんなになっておるのですか。それは、どこにもなかったような気がするんですけど。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 7業種に分けております。7業種の中で、工事金額で格付をしております。その業者が今現在、一番下のランクからいくんですけども、その業者の契審の点数、また技術者の数、そうしたことを見ながらその格付をするのですが、その工種によりまして、発注金額を決めておりまして、その中で格付をしていくということでございます。例えば、土木でいきますと、AからBまで4つの格付になっておりまして、例えば、一番下のDランクでいけば、300万円未満の工事の発注に該当していくというふうなことでやっております。その工事の金額を分けて格付をしているというふうなことでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） わかりました。この第1表ですな。その、何か格付する審査項目みたいなのがありますよね。その辺も何か非常にわかりにくいところがあるので、ひとつ整理をしておいていただけたらなと。今日の質問とあんまり関係ないので、もうこれ以上、この中は入っていきません。

私も現役時代は工事を発注したりする側でして、こういった業者さんの格付というか査定というのかこういうのもやっけていまして、契約箇所がきちっとルール付けたもとでやっけていました。私もそういった古い時代ですので、市長のおっしゃるように名刺をたくさん持ってくる業者がありました。名刺だけをぽいっと出して帰る業者とか、そういったものに惑わされないようなわかりやすい格付の規準をつくっていただいて、新しいルールづくりをやっけていただきたいと。

それで、この募集のホームページがありましたけど、この辺にはきちっとそういうことが条件としてあるのであれば書いといていただきたいと。今回のようなこんなものを見ると、何か後出しジャンケン、後出しなんですよね、これは明らかに。「希望者、言うて来い」と言うておいて「おまえ、1年目やから仕事ないで」というような、こんな後出しはいかんで、そういった情報は先に、条件があるのであれば先に出しておいていただきたいと。この辺はお願いをしておきます。

市のある業者さんも、先ほど言いましたように、仕事をいただきたいと。格付で「あんたどこ、これになりました」と来たら、仕事があるんやと思っけているので、その辺だけは、ちょっときちっと。そういうことで半年はできない、1年間はないというのであれば、そういうのはきちっと言うておいてほしいと。それよりか、やはり書類の審査なりをきち

っとやって、市内業者育成というんですか、そういった意味合いも含めて出していただきたいと思います。

これ、私が議員になってから間もなくして、しばらくしてから、物品購入の件で、何で市内業者は少ないのですかと聞いたら、見積もりで云々というものがありましたけど、まず参加の手続きをやってほしいということで話を聞きました、私。今回は、これをやっているのに、こういうことやというのは初めて知ったので、その辺はひとつ改革をしていただきたいなというふうに思います。

済みません。最後に、建設と3つの区分がありましたですね。建設、それから測量コンサル、物品・役務、この3つについて、平成23年、24年、25年の、この申請の数、総数と、それから、その中に市内の方が何ぼあるんや。それから新規で何件あって、市内の方は幾つあるんやとかいう、ちょっと通告に書いてあったのでわかりにくいところがあるかもしれませんが、わかるところでちょっと数だけ教えていただけますか。

○議長（三和郁子君） 総務部長。

○総務部長（竹内睦夫君） 23年から25年度の申請状況でございます。建設工事におきまして、23年度総数、全体では755件。そして、新規はちょっと把握できていません。このときの総数の中では。うち市内業者については、総数で61件、新規はゼロでございます。24年度の総数は797件、うち新規は42件、そのうち市内業者の総数は61件、そのうち3件が新規でございます。平成25年度は824件、うち新規が27件となっております。市内業者につきましては、総数が59件、うち新規が1件というところでございます。

次に、測量・建設コンサルタント、23年度総数については387件、これ、新規はちょっと把握できていないです。うち市内業者につきましては、総数が11件、新規はゼロでございます。24年度総数につきましては414件、うち新規が27件。市内業者の総数が11件で、新規はございません。平成25年度は総数で431件、うち新規が17件、市内業者は総数が11件で、新規はございません。

物品・役務の提供でございますが、23年度におきましては総数が1,045件、新規は把握できていません。24年度の総数が964件、新規の把握はできておりません。うち市内業者が126件、新規6件でございます。25年度の総数におきましては1,087件、うち新規は124件、市内業者は132件、総数です。うち新規は6件というふうな状況でございます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。

すごい数ですね、これ。なかなか1年間で仕事が回ってこないのは目に見えますけども、ひとつルールをきちっと決めていただいて、業者には知らせるものは知らせる。こういうことをきちっとやっていただいて、市長の、ずっとと言われております情報の公開と透明性、公平性ということにひとつ前向きにやっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、大きい2点目のご質問にいきます。

J R琵琶湖線新駅整備事業についてということで、野洲市都市計画マスタープラン（案）から、野洲市交通ネットワーク構想（案）、これのいずれにも、同じ文言で「J R野洲駅と篠原駅間への新駅設置を関係機関に要請する」と。こういうような趣旨のことが書かれております。

一方、先日、嘉田知事が、2月12日の滋賀県自治創造会議で、平成36年の国体招致を発表し、同じく14日の県議会でも同様の発言をしました。2月12後の、この嘉田知事の発言を受けまして、山仲市長が2月18日の都市基盤整備特別委員会において、国体そのものへの準備期間というのはちょっとタイトなものがあるとしながらも、希望ヶ丘文化公園やとか、こういった本市への会場を見据えて、J R野洲、それから篠原駅間の新駅整備についての思いを、このとき語っております。

そこで、長年、話題して温めておりました新駅問題につきまして、改めて、市長に決意とまでも言わなくても、再度の市長の思いを伺いたいと思います。

まず、新駅整備の目標を平成36年の国体とするのであれば、これは交渉の相手があることであって、相当する期間も必要かと思えます。また、市ではクリーンセンター、それから病院の問題とか、数多くの大型事業をかかえており財政面でも厳しいものがありますけども、多くの市民は、従来からこの新駅設置に関する関心度は高く、これに対する市長の思いを再度お伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 丸山議員の新駅に関するご質問にお答えをいたします。

まず、新駅と国体ですけど、あんまり連動はしてなくて緩やかに関連するだろうということで、私は思っております、そういう趣旨でお話をしております。

新駅の位置づけにつきましては、今ご質問でご指摘いただきましたように、総合計画、

都市計画マスタープラン、そして、今策定中で年度内に策定いたします交通ネットワーク構想の中で位置づけようとしています。でも、この駅はそもそもは、旧村の時代から中里村、□王村の皆さん方が念願をしておられて、一時はお金も積み立てておられたというぐらゐの古いプロジェクトです。新市になってできた総合計画にも書いてあります。でも、残念ながら一切手が付けられていません。私は、1期目から駅への可能性はさぐっていました。ただ駅をつくるのが目的ではありません。やはり、その地域がよくなる。そういった前提での駅でありまして、駅を床の間に飾るようにつくるのは目的ではありません。当然、近くの方は便利が高まりますから、乗りたいから「駅が」とおっしゃいますけど、まち側の取り組みは、今申し上げたようなことだというようなことだと考えております。

それと、国体の時期と合うかどうか。これはあまり重要ではなくて、合えば、さっき申し上げたように促進剤になるだろうと。数日間の国体のために駅をつくるなんて、こんなばかげてますから。ですから、申し上げたように、これからも野洲の発展のために可能性がある。また、課題になっています新しい踏切、そこに一時いろんな案がありまして、私になったときには、地下か立体かで、それだけ5億円かかるとかいう、それも担当部長さんが、それもありみたいな答えをされていてびっくりしたんですけども、そこに5億円をかけるんだったら、駅はあと10億円ぐらい足したらできます。

ですから、そういうことも考えて、安全と発展ということで考えていますが、そう簡単に駅ができるわけではございませんので、順番に積み上げていかないといけないということで、新しい総合計画には少しきちっと位置づけて、新たに都市マスタープランにも位置づけて、もう一つ大きなねらいは、交通ネットワーク構想なるものを市独自でつくって、その中に位置づけるということで順番に踏んでいくということでした。

この計画策定にあたっては、市民代表として専門家、そして国交省、そして県の担当部局まで入ってもらって位置づけています。こういう計画に位置づけることによって促進をしようということですので、慌てて駅をつくるというよりは、今言った順番に積み上げて、ぜひ駅は実現していきたいと考えています。

ちなみに、篠原駅はもう平成26年、来年開業でやっています。これ、私が市長になったときに計画を見て、46から48億円でした。すぐに、2市1町で会議を、その年のうちに開いてもらって、こんな高いのは要らないと。会議に臨む前に、なぜ巨大な駅広があるのかと言ったら「村田製作所がバスをとめんといかんから」と。何台でしたかね。8台とか。そのために、もう野洲駅の駅前広場の倍以上の広場があるわけです。それで、私、

すぐに村田製作所に行って、普通考えたらバスを8台もとめる必要ないでしょうと。1台か2台とまったらいいのであって、例えば、8台を動かすにしても、何台かは、工場にある。何台かは道を走っている。何台が駅前に来るわけであってという話をしたら、まさにおっしゃるとおりで、8台は要りませんということでしたので、そういうことを踏まえて交渉に臨みました。

そしたら、八幡の市長さんが、「前の市長と約束したのに、こんなもん、縮小するのはならん」と。48やったか、46。これ、「もう工事が進んでいるや」と、もう机をたたいて怒られまして、一緒に職員はびっくりしたんですが、「いやいや、そうじゃなしに見直しましょう」ということで見直して、八幡市も安土駅が出てきたので、絞り込む理由が出てきたので、結果的に、今、23億ぐらいになっています。冗談で言っているんですけど、そのお釣りで駅ができるん違うかなと、私は思っているんですけども。国交省から半分、補助を受けていますから、丸々じゃないですけども。そういった中で、ある財源ではないんですが、篠原駅も目処が立ったので順番に実現を図りたいというふうに考えております。

私の思いは、そういうことでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。市長の強い思いをお伺いしまして、そして、それで、次は私の思いなんですけども、新幹線の栗東ですね。南琵琶湖駅は、これはもう建設中止になりましたけども、その後すぐ去年の夏に、嘉田知事から「新幹線の新駅が」という発言がありました。これに対しまして、市民からも手紙も、何か2つほどあったですかね。来ていましたけども、その中で、市長は、当然新幹線の駅については、賛同で金も出していたというようなこともあって、決して否定的ではないと。このように解釈したんです。否定的ではないというのは、その回答の中を見ましたら、新幹線の篠原の駅ができるときですか。あのときにも何か話があったということなので、ただ時期的にどうやということになっていましたけども、この際、私は、今の琵琶湖線の新駅と新幹線の新駅を、いわゆる合わせ技で検討してはどうかと、このように提案をしたいと思います。

琵琶湖線と新幹線の間の距離は、このマスタープランとかあの辺に、ちょっとこの辺ですよと書いてある辺、上屋の辺かと思うんですけど、その辺でいきますと、距離的には450メートル弱なんですね。そうすると、徒歩で、もう5、6分ぐらいやと。乗りかえの時間を入れても十数分かなと。JRのそういった乗りかえの時間をちょっと調べてみますと、東京駅で東海道新幹線と山手線とか、東海道本線ですね。この辺の標準乗りかえ時間

が10分やと、こういうふうに言うてます。さらに新大阪でも、新幹線と東海道線の標準乗りかえ時間が10分と。こういうふうになっています。そうすると、琵琶湖線の新駅と新幹線駅の新駅の設置は、距離的にはこういったこと、条件ではいけるのではないかなど。こういうことが考えられますので、琵琶湖線の新駅設置のときに、新幹線の新駅も考慮した合わせ技について、市長はどのように思われるでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 新幹線駅につきましては、今、市民からのお手紙の、私の回答も引用いただきましたように、客観的に見たら駅の可能性は高いと思っています。それと、先ほどご質問いただきました口王新駅といいますか、篠原駅と野洲駅との間の新駅のことを進めるのであれば連動するという、いろんな思いを持っていただいている方もあります。いろんな方から「新幹線駅はどうだ」という話を聞きます。きのうも申し上げましたけど、一昨日、商工会の方々としゃべったときも、「どうだ」という話が出てきました。ですけども、これは手紙にも書きましたように、そして、議員も引用をいただきましたように、野洲市は栗東新駅、協力をしようということ で 分担金まで払っていたわけです。まちを挙げて。それが、舌の根も乾かぬうちにのるといふのは、これはおかしい。

それともう一つは、過去には「野洲にどうだ」というチャンスが2回あったのを断っています。ですから、栗東駅にいったわけですね。やはり、まちの継続性がないとだめです。滋賀県の継続性がないとだめです。現に、今引用されたように、嘉田知事は、リニアができた後の県内の駅と、そこにまた、栗東はあり得ないとコメントを付けていたから、栗東市さんは、あるいは栗東の市民の方が怒られたんです。全然配慮がない人だと思いますが、その翌日ぐらいに、県内の市長、町長と知事との会、自治創造会がありまして、いきなり栗東の市長が「けしからん」と怒ったわけですが、私がそこで言ったのは「けしからんことはけしからん、わかります」と。それと、嘉田知事が言っていることの意味が、全く意味がないんですよ。リニアができてから新幹線がきて、こんな話じゃなくて、滋賀県の場合はリニアは関係なしに駅ができるようになっていたのに、わざわざリニアまでというのは、新幹線駅をつくらないと言っているわけですね。それに対して、またJR東海の社長が「ありえない」と言ってコメントを出している。正式に出している。どんどん悪い方に持ってきているわけで、ここで、今、野洲市が「新幹線駅をつくりましょう」と言ったら、これは、いわゆる風が読めない、歴史も読めないということになります。

滋賀県というは、独特でして、空港があそこまでやりながらつくれてない。新幹線駅も

あそこまでやりながら、つくれてないまちです。ですから、野洲をはじめ滋賀県をよくしようと思ったら、もっとやっぱり真剣に着実にやっていかないといけないと思っていますので、そういう意味で、今軽々しく、基礎科目もやらないで新幹線駅の話をするのはいかなものかなという思いでおります。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。

今のところは、市長としては、やらないというのではないけども、今、言うべきではないと。こういうことかと思えます。

ちょっと、私もいろいろ思いがありまして、それをちょっとお話しさせていただきますと、JR東海が「京都と米原間に待避線が欲しい」というようなことを言っているというようなことも、ちょっと聞いていまして、ですので、栗東の駅のときには、もう引き込み線をつくって待避線ができあがるというときに中止になったので、非常に何か悔しがっていたようなことも聞いています。

今の北陸新幹線のルートは、敦賀までは決定しておりまして、それから先がまだ決まってないと。ここは、3ルートの案があるようですが、今は、湖西線を活用するフリーゲージトレイン方式というのが有力かなということですが、これは、いろいろ車体が重たくなるとか、いろんな問題があるようですが、まだどれにするか決まってないと。

私は、JRの方を言うのではないんですけども、将来的なことを考えると、やはり米原回りのフル規格で新幹線をつくって、現在の東海道新幹線に乗り入れると。この案がいいのではないかなと。そういうことを考えれば、本市で、野洲市で新幹線の新駅をつくるのが、JRにとってもメリットがあるのではないかなと。

この野洲市にとっても、今、IT関連企業が中心にありますけれども、こういったIT関連企業以外の企業誘致もできると。そういうことになれば、景気に余り左右されないとか、影響を受けないような税収の安定化も図れるのではないかなと。それから、大学の誘致も行って若者が集い、賑わいを誘発できると。商工観光の面でも、効果は大きいものがあるのではないかなと。

そして、夢物語みたいな話ですけども、現在の電車基地は、規模もちょっと縮小して、少し前には確かもう廃止というようなことも、噂もちょっと聞いたような気がするんですけど、そうなれば、その新幹線の基地としてでも活用できるのではないかなと。さらにも

っと先を見据えてみますと、寂しいあの県庁を、もう移転の話が出れば候補としては挙げられるのではないかと。このようなことも考えておりますけども、こういった夢物語は、市長、いかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それは、もう丸山議員の夢としてお聞きをしておきます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○8番（丸山敬二君） ありがとうございます。

そうしましたら、この新幹線駅の新駅の話が出ましたら、平成25年の第1回の定例会で、丸山がこんなことを言いよったというのを思い出していただいて、取り組んでいただければなと思います。

それでは、ちょっと琵琶湖線の新駅の方に戻りますけども、旧中主町と旧野洲町の合併協議の中で、合併特例債の充当予定事業として、新駅設置構想事業で16億300万円を充てておりました。これは、合併以降に、新駅に向けた、いわゆる調査・検討というのはどのようにされていたのか。先ほどの市長の話によると、いろんなことがあって置き去りにされていたようなこともありますけども、実際、こういった合併協議会の中で出された潤いと賑わいのある快適なまち、こういうことの中で16億300万円、実施年度としては17年から26年と、こういうようになっているんですけど、この辺の合併以降の、こういった調査・検討というのはどのようにになっていたのか。政策調整部長、ちょっとお伺いします。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） それでは、丸山議員の質問にお答えいたします。

合併以降、新駅設置に関する取り組みでございますけれども、平成18年度に第1次の総合計画が策定されております。そのときの附帯資料が少しありますけれども、これまで本格的な調査なり検討はされてきておりません。先ほど、市長が申されたようなことでございます。

それで、本年度、策定を進めてきました交通ネットワーク構想におきまして、公共交通の中で、この新駅設置の可能性の検討を進めると、こういったことを盛り込んでいこうというようなことで、今まとめに入っておりますので、今後は、その実現の可能性の検討を進めていきたいと。このようなことでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○ 8 番（丸山敬二君） わかりました。

合併特例債は、他にも重要なことがあったので、当然、そっちに回っているもので、それはそれで結構かと思えますけども。

では、次に、今年度の継続事業として、新駅調査研究事業費 1 1 万 2, 0 0 0 円が予算計上されています。これについては、今言われた交通ネットワーク構想、この中でやるのではないかと思えますけども、この交通ネットワーク構想案では「世界へつながるネットワーク構想」ということを言われているので、この中で、新駅の話も、先ほど言いましたように出てくるので、25年度からは力を入れてやるという解釈でいいのではないかと思えますけども、そうすれば、この25年度の具体的な取り組みをお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 24年度の予算におきましては、今ご指摘のとおり11万2,000円ということで見させていただきますが、これは関係機関との協議でありますとか、情報交換を積極的に進めていきたいというようなことで、旅費を計上したものでございます。

先ほど来、市長のご答弁にもございましたように、今年度、交通ネットワーク構想につきまして、関係機関、いろんな機関に入っただいで検討されておりますので、今後、それに盛り込まれる予定であろう新駅の位置づけを深く認識しまして、関係機関との協議を、こういった形で旅費を活用しながら進めていくと、こういう、今、スタンスでおるということでございます。

○議長（三和郁子君） 丸山敬二議員。

○ 8 番（丸山敬二君） ありがとうございます。

それでは、この新駅の方も、皆さん、強い期待をしておりますので、ひとつとんどん前向きにやっていただくようお願いいたします。

それから、入札参加願いの件につきましても、きちっとしたルールづくりをしていただいて、市内業者の方にも、いつも市内業者、市内業者と言っているのに仕事が出てこないと、そういうようなことが出ないようなルールづくり、仕組みづくりをお願いして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（富田久和君） 先ほどの答弁の中で、25年度を4年度と申し上げたよ

うで、申しわけございません。25年度の誤りでございますので、訂正させていただきます。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩します。

（午前 11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第4号、第5番、高橋繁夫議員。

○5番（高橋繁夫君） 第5番、高橋繁夫でございます。

早いもので、平成25年2月議会となりました。政権が変わり第2次安倍内閣が発生するや、安倍首相は、通称アベノミクスと呼ばれる経済対策を打ち出しました。たちまち、株価にも好影響を与え、久しぶりに経済が活況を呈しているところです。このアベノミクスにつきましては、当初からの、私の質問の冒頭の入りの部分で考えておりましたが、偶然にも、初日の代表質問での野洲ネットの鈴木議員と重なってダブってしまいました。偶然とは不思議な巡り合わせで、まさしくアベノミクスがアベノミックスになってしまいました。このアベノミクスは、アメリカの第40代大統領であるドナルド・レーガンの経済政策であったレーガノミクスにちなんで呼ばれるようになりました。ちなみに、アベノミクスは、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間融資を喚起する成長戦略の3つの基本を方針としており、安倍首相は、これを3本の矢と表現されております。私も、このアベノミクスが、日本経済ではなく、日本全体を明るくする起爆剤として期待しております。

野洲市においては、既に山仲市長が安倍首相に先がけてさまざまな政策を打ち出され、確かな業績があらわれており、また昨日からの代表質問も鮮やかに答弁されており、ちまたでは、ヤスノミクス、ヤマナカミクスと呼ばれるのではないかとささやいております。

それでは、質問に入らせていただきます。今回は2点にわたり、質問をさせていただくものでございます。

まず1点目は、滋賀国体誘致に伴うまちづくりについて伺うものであります。嘉田滋賀県知事は、2月14日から開催されました定例県議会において、平成36年開催の国体を滋賀県に誘致する方針を表明されました。もし県内において国体が開催されれば、昭和56年のびわこ国体以来の開催となります。

もし国体が開催となれば、大きな課題もあります。まず第一に挙げられるのが、メイン会場であると言われております。考えられるのは、大津の皇子山総合運動公園や彦根総合

運動場でもですが、両施設とも現在の広さでは開催は厳しく、拡張はほぼ見込められないような状況であるという情報がございます。そこで注目されるのが、希望ヶ丘文化公園であります。周囲が山であることから拡張は可能であり、周囲のロケーションにも配慮した施設整備がされれば、大いに可能性は高いものと思っております。

私は、議員の先輩より「政治家はまず夢を持たなければならない。そして、その夢を追い求め、実現に導くのが政治家の使命である」と教えられました。これから、少し夢の部分に入ります。

希望ヶ丘文化公園に国体誘致となれば、選手や関係者の会場へのアクセスが課題となります。2008年、希望ヶ丘文化公園で開催されました全国スポーツレクリエーション祭では、この野洲市役所から会場へピストンバスが発着されていましたが、規模が大きく異なります。そこで考えられるのが、野洲駅と篠原駅間の新駅であります。昨年の11月議会で、この新駅構想について質問をいたしました。野洲市交通ネットワーク構想での検討結果を踏まえて、段階的に進めていくという答弁でありました。今回の滋賀県の国体の誘致表明で、新駅構想に関してのまちづくりのその第一歩が踏み出されたのではないかと思っております。

そういったことを踏まえまして、滋賀県の国体誘致表明を受けて、滋賀県の国体誘致表明を受けて、今後の野洲市のまちづくりについて市長に所見を伺うものでございます。

次に、通学路の安全対策のその後の取り組みについてお伺いいたします。

この通学路の安全対策につきましては、昨年の6月議会で質問いたしました篠原小学校の通学路でありますJR柿ノ木原踏切の拡張について、JR西日本と協議していくという答弁をいただきました。それから約8カ月が経過しております。その後のJR西日本との協議状況を伺うものでございます。

次に、県道野洲中主線でございますけれど、家棟川の橋りょう架設はほぼ完成に近づいてきましたが、当初の説明では、平成25年には全面供用開始という説明を受けておりましたが、新幹線より国道側の運輸会社の用地買収も難航していると聞いております。現在の進捗状況と全面供用開始の見込みを伺うものであります。

最後に、小堤の通学路となっております市道と交差点ですけれども、篠原学区の行政懇談会でも出されております、ここに、信号の設置は非常に厳しいということで、そうなる、次の安全対策を考えなければなりません。

その対策として、市道大篠原入町線との交差点に信号が設置されるという前提で、小堤

自治会長より「新幹線のアンダーの京都側に通学路の確保ができないか」という提案がされております。この提案に対する県なり、市の対応を伺うものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 高橋議員の国体開催と新駅に絡むご質問にお答えをいたします。まず、えらくご評価をいただきましてありがとうございます。

まず国体に関しましては、ご承知のように滋賀県は、1回目は昭和56年に開催されています。これは36回の大会であります。それで、二巡目を今、全国回っておりまして、今ご指摘の時期に2回目が回ってくるということで、ようやく嘉田知事が表明をしようということを、議会で言われたということでもあります。

これに関しましては、これまでも競技団体からは、早く表明をしてもらわないと時間がないという懸念の声がかなり強く聞かれておりました。先般の自治創造会議、県の市町長と知事のとの会議でも、正式の議題で取り上げられまして、意見交換、議論がされました。そのときにも、会議の当初は、知事はあまり積極的ではないような何か少し歯切れが悪かったんですが、急に「準備会を設けたいので、市町長の皆さん方、準備会にご参画いただけますか。この場で確認したい」と。突然、そういう発言が出てきまして、大方の市長さんは「そら準備会は参画しよう」ということだったんですが、私は、準備会というと、表明後しか、そんなんつくっても意味ないですから、まず、県が開催できるかどうかとか、あるいは、その前後にも議論していましたように、「開催に要する経費がどの程度要するのかとか、大まかなものが出ないと、単に県が設置した懇話会の薄い概要書だけでは十分わからない」ということを言いましたら、表明後の準備会ということに落ち着きまして、表明後の準備会であれば、一定の役割を、それぞれ皆さん、担わせていただくということになって、もう数日、翌日だったのかな。県議会。翌日か、翌々日、新聞を見ていましたら、開催誘致をするということでありました。

幾つか課題がございます。今、高橋議員がご質問でふれられましたように、競技施設が整っていません。昭和56年のときにも、競技施設がない中でぎりぎりやっています。そういう意味で、滋賀県の場合は、競技施設がものすごく大きな問題なんです。そのあたりの認識が当日の会議でも余り表明されませんでした。市町長の中からは、施設ありきではないんですが、「何百億かかるんだ」という懸念があったんですが、知事は「これから調べる」ということでありました。

それで、一方では、特に町長さんからは、もう今の施設のままで開催できるようにしてほしいとか、そういうふうに、「日体協に頼んでくれないか」とか。そういうことでしたし、あと、別の会議でも、ある首長さんなんかは、町長さんなんかは、「開催しなくてもいい」とおっしゃったので、私は、「そうじゃなしに、滋賀県の人も国体に参加しているわけで、自分の順番が回ってきたら開催しなというのは、これは役割を果たしてない」と言ったんですが、結構、強くそういう意思を持っている方がいます。

私は、その2点は間違っていると思うんです。今の老朽化して基本を満たさない施設で開催させてくれと。これはあり得ません。競技スポーツですから国際標準です。ですから、そういう意味では、きちっとした施設が要ります。

今、ご存知のように、例えば、陸上競技場ですと、400メートル9トラックの主陸上競技場と、400メートル8トラックのサブグラウンドが必要です。滋賀県にある陸上競技場、一番、上位にあるのが、大津市の皇子山の陸上競技場ですけども、これは、400メートル8トラックです。主会場が。サブは持っていません。ということからすると、ご指摘のように会場がないということです。

あと水泳も、温水プールが、基本的に屋内プールが必要です。これは一切持っていません。じゃ、どれだけかかるのかということです。なかなかその協議施設の数字というのは、よそは出してないんですが、例えば、近々でいきますと、まず、山口が2011年に国体を開催しています。そのときに、プールを整備していますけども、さっきちょっと調べてきたのですが、プールで、公表されている金額で数十億ですね。約70億。温水プールで70億です。このプールも同じことでして、50メートル10レーンと、もう一つサブが要りますから、25メートル8レーン。これが同じところになっていたんです。次に、出る人がサブで練習してコンディションを整えるということですから、ですから、こればプールだけで70億要ります。あと、陸上競技場、これも直近のを調べてみますと、長崎県が2014年に予定しています。県立総合運動公園に整備をしまして、はっきりしてないんですけど、長崎新聞の情報で見えますと、やはり90から100億円と言っています。

先般の知事の答弁だったか何か新聞で見えますと、会場費100億円ぐらいと言っているのですが、私は「数百億円、少なくとも要ります」と会議でも言ったんですけども、本当に開催するつもりがあるのかどうか、心配です。

過去の、私もスポーツ行政に携わりましたから、静岡とか宮城とか高知のとき、まだ、

自治体がそんなに財政が厳しくない時期ですけど、大体500億円から1,000億円使っています。それを考えると、滋賀県が56年国体に、滋賀県の財政難で整備していない中で、国体を開催するという事はかなり厳しいと思います。

今の首長さんの意見みたいに、ない会場でやるとか、これはだめでして、私は、箱物主義ではないのですが、やはり全国あまねく基本的にアスリートがスポーツができる施設は、豪華なものは要らないけども、国際標準のものが要というのが国体の趣旨ですし、それを自分ところだけ、ほおかむりしてやるというのは、これは通用しない。という意味では、よほどの覚悟がないとだめでして、表明から何の作業もないのは、ものすごく心配です。

そういったことで、もちろん国体が来たら野洲市も担いたい。歓迎したいと思っていますが、会場でさえこれですし、あと滋賀県の場合、一番懸念されているのは宿泊施設です。ただ、宿泊施設は、もう京都とか、場合によっては、岐阜とか、それから、高速道路を使ってもいいかなと思います。いずれにしても宿泊施設と道路、これも大変です。

そういったことで、国体を開催するというのであれば、よほどの中長期の展望を持って、財政計画も持たないとだめで、軽々しく言えないと思っています。

スポーツというのは、私は平和と文明の象徴だと思っています。ただ、今、知事の発想は文明を否定しているような発想ですので、駅は要らないとか、ダムは要らないと。この延長戦上に、やはり近代スポーツというのは、それなりの施設と装備が要ります。本当にうまく合うのかどうか心配していますので、そういう意味で、慎重にかつ前向きに国体に対して立ち向かうべきかなというふうに思っております。

そういう意味で、いきなり駅と連動するというよりは、駅は、先ほど丸山議員のご質問にお答えしましたように、野洲の安全と発展のために、整備を着々と計画どおり進めていくと。その射程の中に、国体があれば一緒に協力をさせてもらうという姿勢でいいんじゃないかなというふうに考えております。

以上、高橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、高橋議員の通学路の安全対策のその後の取り組みについて、お答えを申し上げます。

柿ノ木原踏切につきましては、先ほど代表質問で、市長の方が少しふれられましたけど、JR西日本と協議を進め、協議に必要な関係図面等の指導を受け、今年2月20日にJR西日本の近畿統括本部へ協議書を提出いたしました。また、課題となっておりました特

定財源の確保につきましても、昨年実施いたしました通学路における緊急合同点検により要望いたしまして、社会資本総合交付金としての配分を受け、事業化に努めているように、今現在進めておるところでございます。

次に、県道野洲中主線の進捗状況につきましては、現在、家棟川の橋りょうを整備中でありまして、年度末には完成の予定であります。全面供用開始につきましては、現在まだ、運送会社との用地交渉が整っておりませんので、この用地交渉が整えば整備の進捗が図れると考えており、現在、滋賀県と鋭意、用地交渉を進めているところであります。

また、新幹線アンダー部の歩道整備計画につきましては、そもそもこの野洲中主線は昭和36年には、篠原小学校前の市道1号線が都市計画決定されておりましたので、新幹線は、あの部分が幅広くあけられております。その後、昭和47年、都市計画道路の見直しが行われて、県道大津能登川長浜線や湖南幹線の接続を考えまして、現在の野洲中主線に変更されたものであります。

しかし、その時には新幹線は供用開始をしておりまして、工事実施時には、新幹線をいかに交差するかが大きなポイントとなっております。現在、JR琵琶湖線はオーバースペースで完成いたしました。概略設計の時には、新幹線もオーバースペースする方式も検討されましたが、橋の長さ、いわゆる橋長が琵琶湖大橋を超え、事業費が大きくなることから現在の方式に決まったと聞いております。したがって、その米原側に歩道整備を行い、幅員といたしましては、1メートル程度しか整備をできない状況であります。

小堤自治会より、その新幹線の部分の歩道を京都側に確保できないかとの提案要望をいただきまして、現地調査を実施いたしまして、滋賀県の南部事務所とも協議をした結果、後方的には京都側、米原側どちらも可能でありますけれども、道路の中心線が、この新幹線を中心として、幅員の関係で京都側にふれることとなります。ましてや、前後の歩道形態は京都側では確保できないことや、中心線が大幅に京都側にふれることによりまして、国道8号より走行する、特に大型車両がハンドルを京都側に切ることによる車両逸脱ということが考えられますし、またスピード超過による車両のオーバーランによる事故の可能性が高くなることから、安全に歩行者が通行できる米原側に設置が決まったようなわけでございます。

なお、この件につきまして、先日、小堤自治会へも説明させていただきまして、ご理解をいただいたところであります。地元としては、通学路の安全確保のために、信号機の設置を強く要望されており、今後も信号機の設置につきましては、公安委員会に強く要望し

てまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 高橋繁夫議員。

○5番（高橋繁夫君） 答弁をいただきましたが、もう少し内容を掘り下げる意味で、再質問をさせていただきます。

滋賀県国体誘致に伴うまちづくりについては、準備をしておりましたが、直前に丸山議員より一問一答で詳細にわたり質問されておりますので、省かせていただきます。

次に、通学路の安全対策ですが、柿ノ木踏切については、JR西日本との協議により価格の見通しが立ったとの答弁でありました。大きいな前進と受けとめており、地域を代表いたしましてお礼申し上げます。

そこで、もう少し、今後の具体的な整備スケジュール等が煮詰まっておれば、その点を伺うものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 柿ノ木原踏切でございますけども、先ほど申し上げましたJR西日本との協議によりますと、平成25年度には詳細設計に着手していきたいということが、可能でございます。そして、平成26年度には事業着手、いわゆる整備に取りかかってまいらうということが、話し合いでまとまりかけております。ただ、この事業には、約1億ぐらいの整備事業費が予定いたしておりますので、前の答弁にも申し上げておりましたが、特定財源の確保が必要でございますので、先ほど申しましたとおり、今、その社会資本整備交付金の準備を進めておりますので、現在、25年度には入っておりますので、早急に追加の要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 高橋繁夫議員。

○5番（高橋繁夫君） その構造に問題であるということがおぼろげながらにわかりましたが、再度ゆっくりと説明を求めるものであります。

最後に、運送会社の用地交渉に県が努力されているということでありましたが、私の記憶では、昨年の全員協議会で全線の供用開始は、今年の6月ごろになると説明を受けた記憶がございますが、私の記憶ですので、自信はございませんが、何分用地交渉は相手があることですので、遺憾ともしがたいところはあるんですが、それでは、現時点の全線幹線の供用開始はいつごろになるかをお伺いするものでございます。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） おそらく詳細設計、詳しい内容をもう一度説明せよというところでございますけれども、先ほど説明させていただきました。今、都市計画決定というくくりは20メートルでございますけれども、いわゆる新幹線にしたら約11メートルぐらいしか、もう幅員が残ってございません。ということは、必然的に中心線が京都側にふれるということになります。そして、新幹線をくぐると、いわゆる家棟川に向かって、またハンドルを戻すということになりますので、先ほど申しましたとおり、大型車両が、中心線がふれることによって、左側にハンドルを切るということになりますので、そういった関係で、いわゆる車両逸脱が起こる可能性が非常に高いというのが1点ございます。

そして、もう一点は、いわゆるスピード超過によりまして、オーバーランが考えられますので、そういったことを考えると、事故の可能性が非常に高くなるということでございますので、そういったことを総合的に勘案いたしまして、米原側の方に歩道を設置する方がより事故の可能性が低いということで、このように決まったものでございます。

そして、2点目の全面供用開始の予定でございますけれども、これにつきましても、県とも十分協議をさせていただきました。昨年の全員協議会には、今年の、遅くとも5月、6月には、全面供用ができるでしょうという形で、お答えを申し上げます。

ただ、先ほど申しました運送会社の用地交渉が、もう少しまだまとまっていないというのが1点ございます。そして、今、P&Gの用地買収が済んでおりますけれども、あそこの側道の整備につきましても、いわゆる小堤永原線の、スムーズにタッチするために、幾らか拡幅をして、しかも今の車を通しながら工事を進めるということになってございます。そこが完成すれば、いわゆるJR西日本の、いわゆるあそこに狭いアンダー部分がございますけれども、あそこに石積みでございますので強度が足りないという指摘も受けてございますので、最終的には、あそこをコンクリートの二次製品によって、あそこに引き込みによって、強度を図っていきたいということを考えています。

いつごろできるかということでございますけれども、最終的には、用地交渉次第によって、幾らか変わってくると思っておりますけれども、今、申しあげました工程などを考え合わせますと、あと少なくとも25年度いっぱいにかかるのではないかなというふうに、県からも回答を得ております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 高橋繁夫議員。

済みません。終わりです。3回いきました。

○5番（高橋繁夫君） お礼の言葉、あきませんか。

○議長（三和郁子君） 次に、通告第5号、第12番、太田健一議員。

○12番（太田健一君） それでは、いじめと体罰について質問したいと思います。

私ごとになりますが、私は今独身で子どももいませんが、体育大学に行きまして、そのときに、体育の教師になるかなと思ったこともありまして、ただ1学期ですぐ中退してしまっただけですけど、その後もラフティングとかスキーのインストラクターを通じて、全国の子どもたちとずっと長年関わる機会がすごくたくさんありました。そういった環境にいたので、教育の問題というのは、すごく個人的にも興味がありまして、そういった中で、今も、ムカデ太鼓という和太鼓をやって、そこで子どもと関わったり、さまざまな音楽・スポーツを通じて関わっているわけなので、このいじめと体罰ということは、すごく、もう子どもにとって大きな、大人以上に大きな問題だと思うわけですね。

皆さんの評価はどうかわかりませんが、僕自身、今、自信と誇りをもって生きていますので、その礎となったのは、野洲町時代の教育のおかげだなと、すごく僕自身は感謝をしているので、これから、野洲を担うというか、日本を背負っていく子どもたちのためにも、この教育の問題、いじめ、体罰の問題はすごく大事だと思ひまして、今回、質問させてもらいます。

それでは、本題に入ります。

まず、1点目ですが、今年の1月に市内の小中学校で、体罰の聞き取り調査が行われたということですが、どのような内容の報告であったのかを、まずお聞かせ願います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 太田議員のいじめと体罰に関わるご質問にお答えをいたします。

まず、今年度の1月に行った体罰の聞き取り調査についてでございますけれども、大阪市の市立桜宮高校の報道を受けまして、1月に市の教育委員会は、教職員等の体罰に係る実態調査を行いました。

調査内容は、在校生の在籍期間中における体罰や、体罰と受け止められるような事例の有無を確認したものでございます。調査方法につきましては、すべての教職員に対しての学校長による聞き取り調査と、児童・生徒、保護者からの訴えによるものでございます。

調査結果ですが、教職員等による体罰の事象は、市内の小中学校ではありませんでした。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） その調査結果を受けて、どのように教育委員会として感じられたのか。そして、今後どのように取り組もうというようなお考えなのかをお聞か願います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 調査を受けての今後の取り組みについてでございますけれども、調査の結果は、体罰はなかったということで、それはそれでよかったんですが、今後も、体罰のないように、校長会とか教頭会で体罰の防止を周知徹底していきたいと、そのように考えておりますし、体罰はやはりだめなことです。サービス規律の確保にも努めてまいります。そのように考えております。

また、市内では、生徒指導主事・主任会がございますので、具体的な体罰の事例、そういったものを研修の材料としまして、望ましい指導方法等について研修を行っていきたいと、そのように考えているところです。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 私も文教福祉委員会で、この結果について、委員会が開かれましたね。私も、その議事録をいただきまして、中身も見させてもらったんですけど、まず、最初に、報告のゼロというのを聞いて、野並議員も同じことを質問していますが、少し、ちょっと違和感を感じて、何もなかった。ゼロと。でも、そんなわけないかなという感じも感じましてね、最初ね。もうちょっと突っ込んで、野並議員も聞いているんですけど、基本、この議事録にも載っていますけど、基本的に「身体に対する侵害（殴る、ける等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）」の行為を体罰というふうに規定していますね、法で。

ですけど、それが長時間の正座・直立というのは、忘れものをしたとか、言うことを聞かないということで生徒を立たせると。僕らの時代もありましたけど、それが、どこまでが体罰になるのか、ならないのか。校長及び教員は教育上必要があると認めたときは、文部科学大臣が定めるところに、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。とありますが、この体罰と懲戒との線引きというのは、すごく難しいと思うんですね。この委員会の中でも、生徒を立たせることはあったけれど、それは廊下で立たせるのではなくて教室内で立たせるということで、これは体罰ではなく懲戒にあたると。さらに、ずっと読んでいますと、例えば、生徒の健康状態を考えずに、

倒れるまでグラウンドを走りなさいと。これは、おそらく体罰にあたるものだと思う、というような教育次長の答弁なんですけど、これも、すごく難しい問題なんけど、結果的に、これが倒れた場合と倒れなかった場合ということがありますね。例えば、僕も中学生のときに、1年生のときにバスケットボール部にいたわけなんですけど、もう毎日、走らされてきました、大山小山というところをね。毎日、毎日、陸上部なのかというぐらい走らされ続けて、みんな走らされていたんですけど、結果的に、誰も倒れはしなくて、逆に、足が速くなってしまって、マラソン大会も3年連続優勝できるぐらい速くなってしまったのは、結果論ですね。結果的に。ここが、じゃ、どこまでの線引きなのかと。例えば、立たせるのも、時間なのか、1時間以上立たせたら体罰になるのかならないのかというのが、難しいんですけど、そもそもの、この体罰にあたる、あたらないということの規定と照らし合わせると、その線引きというのは、どのように考えたらいいいのかというのを、感じるわけですよ。それをまず、どのように考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） まず、体罰と懲戒の違いですけれども、体罰は、今、太田議員もおっしゃいましたように、殴るとかけるとか、そういった身体に対する侵害ですね。あるいは正座とか直立等の姿勢を長時間にわたって保持させるといったようなことは、これは非常に肉体的に苦痛を与えることですので、これは体罰にあたるというように考えています。

一方、懲戒ですけれども、教育上必要がありまして、懲戒行為としての正当性の範囲を逸脱する、超えることのない、そういうことに十分留意をしながら、叱っても、あるいは懲戒を与えても効果がなければだめですので、やはり教育的な効果があるものと、それを懲戒というふうに考えております。例えば、先ほども出ていましたけども、立ち歩いている子どもがいたときには、叱って座らせる。これはやっぱり懲戒だと思いますし、学校の当番とか、掃除なんかを怠ける子どももいますので、それは、やっぱり叱ることもございますし、あるいは怠けた子どもには、もう少し頑張ってやりなさいということで、仕事を多い目に与えるといったようなこともございます。これは、やはり懲戒というふうに考えております。

体罰がどのような行為なのかとか、あるいは、児童・生徒への懲戒がどの程度まで認められるのかといったようなことにつきましては、やはりこれは、当該児童・生徒の年齢とか、健康状態、あるいは心身の発達状況、行為があった場所とか、その時間、懲戒の態様

等の条件を総合的に考えて、個々の事案ごとに判断する必要があると思います。

したがって、これは体罰か懲戒かと言われても、すぐにこれは判断しかねる面がございますので、先ほど、長時間マラソンをさせられたとか、でも、それは、結果的にはよかったということで、そのときに倒れていたらどうなるのかというような問題は、やはり、今申しあげましたように、その日の気温とか、走っておられた方の体調とか、いろんなことを総合的に判断しないと、それはすぐには、体罰あるいは懲戒かということは判断できかねます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） よくわかりました。一番大事なのは、その生徒と教師との信頼性だと思うんですね。僕自身も、それは結果よかったと思うのは、そこでありがたかったと思うのは、そこに信頼関係が、当時は、何でやろうという思いもあったけど、その教師に対して信頼性があったから、問題にもならなかった。もちろんならなかったですし、要は、同じことをされても、生徒が体罰を受けたと感じてしまったら、それが保護者にわたり、保護者の方から、それはやり過ぎじゃないか、体罰じゃないかと言われてしまう問題に発展するということだと思うんですね。そういった意味では、一番大事なのは、そこら辺の信頼性、先生と子どものところだと思います。

そういったその信頼性が大事なんですけど、そもそも論になるんですけど、まず、この聞き取り調査の信憑性というのを、どのように評価されるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今、太田議員がお話しされましたように、教育で一番大事なことは教師と子どもとの信頼関係。もちろん、後ろには保護者もおいでになりますけれども、そういった信頼関係が基本になっていまして、そういったものの上に立って指導が行われるということは、大変重要だというふうに考えております。

今回の調査でございますけれども、これはすべての児童・生徒への丁寧な聞き取りによって、正確な事実を確認したものでございます。日常の学校での実態把握とか、あるいはこれまでの教育相談ウイークとかいって、教育相談を個々の子どもにもしておりますので、そういった教育相談、あるいはアンケート結果等を含めて、私は信憑性が高いものだというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） なぜ、私が、その信憑性ということをお聞きしているかという、これは、僕もさまざまな子どもと関わっているんですけど、これは、野洲市ではなくて、県下の某公立高校、高校の話なんですけど、の2年生のバスケット部の子がいまして、「体罰はないのか」という話を聞いたら、その子はバレー部なんですけど「バレー部はないですね。でも、バスケ部はしょっちゅうありますね」という話を、まずは、言っていました。

それで、こういう大きな問題が起きて、桜宮高校の件が起きて、その学校もアンケート調査をしたらしいんですね。そのときに、その体罰そのものじゃなくて、ある学校の修学旅行かバス旅行かちょっと忘れたんですけど、そのときに、そのいつも体罰を受けていたバスケット部の生徒の子が話をしている、体罰をしている教師がそばに座ってましたんですね。いすにね。こういう感じで、上を向いて。目の前で話をしていたら、こうボンとけられたと。背中から。「何や」となりますよね。「冗談や」と言われて、また、同じようにしゃべっていたら、また同じように、ボンとけられたと。「何なんですか」ってなりますよね。別に悪いこともしてないのに。「何なんですか」と言ったら、「おまえのその顔がむかつくんや」と言って、けられていたのを見ていたんですね、彼が。もちろん、生徒同士は、そういう情報は回りますよね。そんなんがあったと。だから、僕が、話していた子が友だちにその話をして、その子がアンケートと書いたらしいですね。そういうのを見た。そういう体罰がないかというので。書いたら、学校側から、その子と、それを誰から聞いたんやと、その子の直接の知り合いも呼び出して、今、こういう大きな問題になっているから、ここでこういうことが表沙汰になったらまずいから、なかったことにしてくれみたいな感じで、結局、もみ消されたわけですよ。これが実態です。というのを、僕は直接聞いて、生徒たちは、「何やねん」と、皆、思っていて、「太田さん、何とかしてください。日本を」という感じで僕言われたんですね。そういうことが、言ってみたら、多分、表には出ないけど、全国各地で、やっぱりあるんやろうなって。国民の皆さんも、何となく感じているところでもあるんですけど、やっぱりそういうことを感じたときに、自分の暮らしているこの野洲のまちでも、こういう調査をやってはおられますけど、本当にそれが、信頼できるものなのかどうなのかということを感じて、ちょっとお聞きしたわけなんですよ。

なかなか、そういうことを、子どもって、何か言ったら、結局怒られるのと違うかなと

思うから、聞かれても言えないとかいうところありますよね。直接、顔を見て言うから。例えば、それを、アンケートはされたんですね。調査のアンケートではないですよ。例えば、無記名のアンケートなら言えないことでも書けますよね。怖いのは、それにうそを書く場合もあるので、そこがまたややこしい問題にはなりますけど、本当の実態を調査していくというのは、1つの方策としては、無記名で、本当に小さなことでもないのかという、まず芽を摘むことを大事だと思うので、無記名のアンケートをしてみるというのも、1つの手だと思うんですけど、そのことについては、どう思われますかね。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） アンケートについてやらなかったのか、どうかという考えなんですけど、アンケートは、やはり事実と違うことが起こり得る可能性も随分高いものがござります。特に無記名になりますと、誰が書いたのかという責任もはっきりしませんので、そのために、かえって混乱を起こすことにもなりますので、現在、この体罰につきましては、日頃の子どもと先生方との関係を信頼しまして、聞き取りによる調査と。子どもも、もしそういうことがあれば訴えて下さいといったような形で、教師がっておりますので、私は、信憑性があるというふうに思っております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） わかりました。今の現時点の、子どもからの聞き取りを信頼するということが、今、大事だということですね。

僕も、絶対、何かあって、問題があって、それを追求しようとかいう気持ちで、今言っているわけではないんですけど、次の5番目の質問に移るわけですけど、体罰という問題は、もちろん教育のすべての現場で起こり得ることではあるんですけど、桜宮高校の事件でもあるように、やっぱり学校内の部活動、そういう指導という場面で、一番起こり得るというふうに感じているわけですね。やっぱり指導者の熱意が過ぎて、体罰へとつながって、それが古い時代から当たり前のようになっていることが現実だと思うんですね。もし、起きているとすれば。

僕の時代は、僕の中学のときも、高校のときも、その時代は、すべての先生が体罰をしていました。もう1人ずつ、必ず忘れものをした前に来て殴られる。こう殴るか、こう殴るか。チョップをするか、ビンタをするか。でも、それは当たり前にされていて、それはすごく時代背景というかがあって、野洲町のときに殺人事件がありましたよね。そういう

大きな事件がありました。そのころに、すごく荒れていました。僕のちょっと、2つ、3つぐらい上までは、すごく荒れている時代があって、そういう子どもたちを先生がちゃんと押さえなあかんということもあって、職員室に木刀を持って、先生に殴りに行っていた僕の上の世代の人とか、僕はラグビー部だったので、いっぱい話を聞くのでね。結構、みんな、ごつつくて、やんちゃな人が多かったので、本当に、もっとひどい、この場では言えないような話もたくさんあったんですね。僕らぐらいから、ちょっとおとなしくなってきたんです。そういうこともあったから、体罰は善しとは、僕は思わないんですけど、ある意味、そうやって僕らを押さえつけないと秩序が保たれなかったということも確かにあったと思います。

ただ、それが時代も変わって、今は体罰は、やっぱり暴力はいけないという時代に入っていますけど、それはやっぱり、昔から当たり前のように行われてきているというのが、桜宮高校の事件もそうだと思いますし、やっぱり自分自身もさまざまなスポーツに関わっていますし、指導者側にもなりますし、子どもたちを教える立場ということがよくあるんですけど、教えることは、逆に学ぶことでもありますし、指導者として、その教えている子どもたちとか、選手とか以上に、やっぱり自分自身が成長していくことがすごい大事ですし、その中で信頼し合える人間関係というのを築いていくというのが大事だと思うんですね。

そういった意味で、市内の小中学校のクラブに、中学校だったら部活ですね。小学校だったら、いろいろなクラブがあると思うんですけど、現在はどのような認識で指導をされておられるのか。その指導者の意識というのは、どういうふうに感じておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 太田議員は、いろんなところで指導をされていると、今もお話ありがとうございましたけれども、指導者は教えなら学び、学びながら教えるというのは、私は基本だというふうに思っております、そのことが指導者自身も高める、力量を高めることにつながるというふうに考えております。

市内の指導者の共通した意識でございますけれども、中学校の部活では、勝利至上主義といったような考えは全くございませんで、スポーツやあるいは文化活動を通して、子どもの健全育成とか人間形成の観点から指導をしております。いかなる場合におきましても、暴力や体罰による指導は絶対に許されないというふうに考えているところです。また、ス

スポーツを通して、ルールを遵守するということを指導する教員が、ルールを破って体罰を与えると。あるいは体罰を加えるということは、子どもに正しい倫理観を養うことができない。それだけでなく、力による解決の志向を助長させることにもつながりますので、いじめや暴力行為などの土壌を生むおそれがあるという、そういう心配もありますことから、これは絶対に許されないことだというふうに考えております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） おっしゃるとおりだと思います。ただ、僕も指導側に立つことも多いのですごく難しいんですけど、やっぱり言うことを聞かない。というか、僕自身もそういう子どもやったので、教師をなめてかかる、大人をなめてかかるような子どももたくさんおられますよね。そういった子どもたちを、もう幾ら言葉で言っても言うことを聞かないというときに、やはり感情が出てむかついてしまったりとか、そういうことが現場では、多分、教師も人間ですからあると思うんですよ。そういったときに、試されるわけなんですけどね。現実、昔なら僕たちをたたいて、愛の鞭でたたいて言うことを聞かしたことが、今はできない。じゃ、それを言葉で伝えて言うことを聞かすということは、ものすごくレベルの高いことですよね。本当に、人としてというか、教師以上に人として、高いところを目指すわけですけど、でも、ただ目指すのは、やっぱり暴力じゃなくて、そこを目指すことが理想で、目指すことが必要だと思うんですよ。

これ、1つ参考なんですけど、有名な古賀稔彦さん、柔道のオリンピックでメダルをとられた方ですけど、赤旗新聞に彼の記事があったんですけど、体罰の問題について、「私も指導者として苦い経験をしています。現役を退いたばかりで、全日本女子柔道チームの強化コーチになったときです。選手にアドバイスをしても、選手がそのとおりにやってくれるようすがない。受け流されている感じでショックを受けました。そして、悩みました。でも、自分はどんな先生の話なら聞いていただろうというふうに考えた」と。結論は、話を聞き自分を受け入れてくれる先生、それは、古賀さんが信頼できたという先生だったということです。そこから、もう選手の話聞くことから始めて、この人なら何でも話せるという環境をつくらうと、言わば言葉のキャッチボール。相手の球を受けとめれば、こちらのボールも受けてくれる。特に選手の悩みや不安のボールを受けとめられれば、本当の信頼が生まれ、こちらの思いも伝わるということがわかりました。そんな関係を築く上で、体罰や暴力は必要ないし、逆に妨げにしかならないというふうにおっしゃられています。

彼が、いろんな関わりで指導者と関わっているわけですけど、そこでも、現場でやっばりなぐっている。子どもをなぐって怒っている先生を見たときに、それはやめた方がいいと。「たたくことは、自分の力量不足なんだよ」ということを、たたいてしか怒れないということは、もう自分自身が問題やと、指導者の、と。そういうことを教えて、その指導者たちが、もうたたくことをやめて、いい経験ができたということで実践されているということで、すばらしいなと思ったんですよ、本当に。特に、この方は有名な方ですから、影響力もありますから、あれですけど、いろんな部活動に関わっている先生がたくさんおられると思いますけど、やっぱりこういった意識というか、先生自身が指導者としてどうあるべきか、どこを目指すのかというのを、実際は感情が出たり、言うことを聞かない子がいて、人間だからむっとすることもあると思いますけど、こういったものを目指すことというのは、すごく自分自身の、指導者の力にもなるんやということをぜひ伝えて、認識してもらおうということが大事だと、僕はそう思います。

体罰に関しては以上で、次、いじめの話にちょっと移りますが、6番目ですが、いじめに関する調査も以前に行われていると思いますけど、同じくこの市内の小中学校での現状の報告というのは、どういった内容かをお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） いじめに関する現状報告でございますけれども、市の教育委員会では、各小学校、中学校に毎月の児童生徒の問題行動の報告を求めています。今年度ですけれども、今年度の4月から2月末までのいじめの報告件数ですが、小学校で22件、中学校7件の合計は29件でございます。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 主にどういったような、内容は。すべてでなくても大きな問題としては。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 具体的な内容としましては、友だちからというか、他人から自分の嫌なあだなを言われたとか、「バカ」とか「あほ」とかいう暴言を吐かれたといったこと、あるいは背中とかを押された、たたかれたということが小学校で起こっております。

「キモい」とか「おかま」とか、そういった命令口調で話したり、「おまえの返事の仕方が悪い」とか言って足をけったとか、これも小学校の事例でございます。

中学校になりますと、理由もなく肩で背中をボンと当たるとか、名前を逆さにして呼ぶとか、そういったことがあったようでございます。あるいは、授業中にうるさくしている生徒に対して注意をしたら、教室を移動するときにチョークの粉をかけられたとか、そういったことが、いじめの内容としては挙がっております。また、どういんでしょうか、小さな紙切れに、「バカ」とか「あほ」とかいうのを、徐々にエスカレートして行って、「死ね」とか、そういった言葉も書かれていることもございました。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） では、そのように多少の、大小の問題があるという報告を受けて、どのような対応を、今、されているのですかね。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今申し上げました29件のうち、現在までに、保護者とか子どもとか、加害者、被害者の保護者ですけれども、一応、相談とか指導とか話し合いをもちまして、ほぼ解決はしているんですけれども、まだ最近に起こった事案につきましては、今現在、指導といんでしょうか、改善に向けての話をしているところです。それがまだ解決できていないのが、5件ほどございます。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） わかりました。ちょっと次の質問に移りますけど、今回の大津のいじめ事件で、自殺されてという大きな事件が起きて、大津の市議会で、大津市子どものいじめの防止に関する条例（案）が賛成多数で可決されましたが、まず、この条例についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 大津市のいじめに関しての条例に対しての見解についてのお尋ねでございますけれども、大津市立の中学2年生の男子生徒が自殺をした事件を受けまして、二度とこのような事件が起こらない、起こることのないように、大津市議会が、今なされておりました条例を可決されたといったことは承知をしております。

この条例も、十分私も読み込めてない部分もございましてけれども、見ますと、「子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくる」ということを一番大きな目的として、市や学校、保護者、そして、市民にも責務や役割を定めております。

この条例の前に、パブリックコメントなんかがございまして、子どもに対する相談義務というのが、少し批判を浴びていた「子どもの役割」規定についてですけれども、私もそこがちょっと気になりましたので、見させていただいたんですが、「いじめを発見、相談を受けた場合、家族、学校または関係機関等に相談することができる」と、そのように一部修正されて、子どもの心理的な負担を軽減しているというふうに思いました。子どもがいじめを発見したり、相談を受けたりした場合、やはり大切なことは、傍観者にならないといったことだと思います。法律とか、あるいは条例によって、子どもに義務を課すことは、非常に心理的に大きな負担になりますので、やはり道徳教育とか人権教育を基盤にしながら、正義感とか思いやりの心を育み、傍観者にならず、自ら行動できる子どもを育てることが教育の使命だと、そのように考えております。

他市のことでございますので、これ以上のコメントは控えさせていただきたいと思いません。

以上です。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） もちろん他市のことなんですけど、こういった大きなことになどのように思われるのかなど、今お聞きしたんですけど、すごく僕の考えと同じような問題意識を持っておられるので、安心したところでもあります。

条例をつくるそのものは、あれだけ大きなことがあったので、つくる、つukらないというのは問題ないと思うんですけど、やっぱりその中身が問題で、先ほど教育長もおっしゃいました子どもとか保護者とかに対して、義務づけをする、報告の義務付け。やはり子どもは相談できないからこそ深刻化しますよね。そもそも相談できていれば、大きな問題にはならない。でも、言えないいろんなさまざまなことがあって相談ができない。それを相談しなさいと義務づけを規定、それは、相談することができるって文言を変えただけなんですけど、そういったような保護者とか子どもに対しての義務付けということは、この問題の解決にはならないということが一番問題やと思うんですね。これが可決されたということが問題で、そもそも、やっぱり根本にあるのは、この日本の教育、長年競争原理というのを持ち込まれてきて、その中で教師も大変ですし、子どもにもものすごいストレスがたまっているというところに、やっぱりこの、今、いじめの問題が大きくなった原因があると思うんですね。条例や基本法を新たに制定しなくても、教育の法規範というのは、既に、日本にはすばらしいものがあって、それをしっかり守っていくことが、一番の大切な

問題解決の柱になると、僕は思うんです。

この件はいいんですけど、次の8番目ですけど、このいじめの問題を考える上で、単純に加害者と被害者だけの問題ではなくて、社会全体の責任としてとらえる必要があると思います。これは、先ほどの体罰との問題とも大きな関連性があると思うんですね。それはなぜかという、大人が体罰によって、子どもを暴力で、たたくことで言うことを聞かせている姿を見れば、同じことを子どももしますよね。自分の言うことを聞かせたりしてね。それは、悪い見本を見せているということなので、ここは連動した問題だと思います。恫喝したり、殴ったりとか。本当に仲のよい親友と、信頼ある人間関係の中で行われることは、もちろんありますよね。友だち同士で、じゃれ合うとかね。本当にそこは信頼できるということは、もちろんあるんですけど、そうではない教育の現場での言葉の暴力とか肉体的な暴力では、やっぱり正しいコミュニケーション能力はもちろん育まれていかないとはいけません。

そのコミュニケーション能力、コミュニケーションができないまま、うまく人間関係を築けないということが、結局は、相手を攻撃したり、逆に相手に対して意見や思いを素直に伝えられなかったりということであって、これは、子どもだけの問題ではなくて、大人の世界でも同じことが言えると思うんですね。

これが、さらに悪い方向に向かってしまうのが、このいじめの実態であって、やっぱり人は、自分より弱い存在に対して、ストレスの発散やはけ口というのを、やっぱり求めてしまうという、人間の負の本質というのがもともとあると思うんですね。ここが大きな根本の問題だと思うんですけど。本来ならば、強い人間が弱い立場の人を守るという人間関係が過去にはたくさんありました。僕らの時代もいじめはありました。いろいろね。でも、やっぱり、そこでガキ大将みたいな強いやつがいて、やめとけよというバランスが取れていたわけですね。そういったものが、今ものすごく崩れてきていることも大きな問題やと思うんですね。先ほど言われました傍観者になってしまうと。

現在社会の中では、いろんなさまざまストレスにさらされ続けて、人の心に洋右がなくなりつつあって、自分の心に余裕がなければ人は助けられませんか。その悪循環がすごく広がっていると思うんですね。全体を見渡したときにね。

例えば、話がちょっとそれますが、秋葉原事件なんかもその典型的な形やと思うんですよ。彼は犯行に及ぶまでの間に、膨大な数のネットへの犯行予告を繰り返していたんですけど、仮に、これが1人でも本音を相談できる、心を開ける存在という人間関係が築

かかれていたら、このような事件にはつながらなかったのではないかと専門家の人々は言われておられます。まさにそうだなと、僕も感じます。

やっぱり、人間が自分より弱い存在に対して牙を向けてしまうということが、最悪の結果となっていると思うんですけど、そうしたさまざまな要因を踏まえて、いじめという問題に向き合う場合に、2つの観点で考える必要があると思います。

1つは、もう目の前のいじめ。これからは子どもたちのかけがえのない命とか、心身を守り抜くという緊急的な取り組み、これは1つ目。もう一点は、このいじめの芽というのは、どの社会にも、時代にもあるわけですけど、なぜ、ここまで深刻になったかを考えて、その要因をなくしていくために、教育とか社会のあり方を、そのものを問題解決すべきというような根本的な対策というのは必要だと思います。

その2点に対して、どのように思われるか、見解を伺いたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） いじめに対しては、太田議員ご指摘のとおり、いじめから子どもを守るためには、緊急の取り組みと、それから、教育あるいは社会のあり方の根本的な対策、それはやっぱりあると思います。

緊急の取り組みについてですけれども、子どもの心とか体を守るとか、当然命を守るといことは、これは一番大事なことです。そこを最優先しながら、いじめの対応に取り組みたいなど。それが大事なことだというふうに思っております。

そのためには、いじめの兆候をいち早くやっぱりつかまないといけない。そして、迅速に対応する。そういう必要があるというふうに思います。また、いじめ問題が起こったときに、もちろんプライバシーには配慮をしながら、問題を隠さず学校、教育委員会と保護者が情報を共有して、そして連携しながら対処すべきだと、もっと広く言うなら、当事者同士だけじゃなくて、やはり学級の中で起こっているいじめであれば、周りの保護者、学級のたくさんの保護者がおいでになるわけですから、保護者の方も巻き込みながらのいじめを、どうなくしていくかといったような取り組みも必要ではないかなと、そんなふうにも考えております。

それから、根本的な対策ですけれども、これは社会のあり方にもいじめの要因は、ご指摘のようであらうかと思いますが、それを社会の問題に転嫁するだけでは、これはなかなか解決できませんので、学校の中でどうするかということが、我々教育にとっては大事なことだと思っています。

教師は、やはり子どもとしっかりと向き合って、子どもの行動を確かに見る目と言いましょうか、確かな目、それから、子どもの心の叫びとか、あるいは言動の裏にある、そういった感情、そういったものをしっかりととらえる、そういう心といいましようか、教師の感性といいましようか、そういったものを磨くこと。

さらには、これは、今申し上げましたら、教師の側ですけれども、子どもの側で言うならば、子どもが安心して生活ができる。例えば、学級のきまりがしっかりと守れるとか、そういったこと、規律が確立しているという学級、それから楽しく学べる、そういう授業、学級づくりといいましようか。そういったことを進めることが大事であると、そんなふう考えております。

そのためにも、やはり、子ども同士の人と人とのつながる力とか、人と関わる力とか、そういうような面も育てていかないと、今、申し上げましたような学級づくりなんか、うまくいかないと。そんなふうには思っております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 目の前に起きたそのいじめの芽を紡いでいく、緊急的な取り組みということに関しては、さまざまな取り組みと考えをされておられるようで、同じような考えなんですけど、もう一つの根本的な対策として、今おっしゃられたような社会の問題としてだけじゃなくて、学校の中でどうするか。もちろん、学校の中でどうするかは大事なんですけど、根本的に、今、これだけ、昔からあったいじめが、今ものすごい社会問題になっていると、僕たちの時代と全然違う形であらわれているということ、社会全体としてとらえるというのは、すごい大事だと思うんですね。それをとらえた上で、どう解決するかということ、やっぱり考える、認識することが、僕は大事だと思うんですよ。

その1点目として、教員の多忙化の解消というのは、1つ大きなテーマだと思うんですね、1つ目の。教員そのものが、日々の業務とか、保護者への対策などで、ゆとりや余裕がないと。要するに、一番大事な子どもと向き合う時間が少ないという問題が実際に、大きく横たわっていると思うんですけど、その問題をまず解消しなければいけない。

2つ目に、教育のあり方そのものの問題、受験戦争が低年齢化して、おけいごととかもふえていますよね。時間的なゆとりがないという子どもが4割いると。国際的な調査では、孤独を感じるという子どもの割合は、もう日本はダントツに高く、もう「ありのままの自分でいい」という自己肯定感情も低いという、こういう国際的な調査の中に出てい

るんですね。また、「勉強がわからない、つまらない」ということも、大きなストレスの原因にもなりますけど、例えば、高校受験の存在、1点差で決まる個別の大学入試などというのは他国には例がないと。それが、子どもたちの創造性や思考力をゆがめて、世界では通用しないものになりつつあると。

国連が子どもの権利委員会という組織は、もう日本政府に再三、過度に競争的な教育制度、日本の教育の制度を改善というのを勧告されているんですね。それぐらい、今の教育のあり方そのものが大きな問題であると。これを、1つ、2点目としてとらえると。

3点目に、社会そのもの問題。これは、国民の中に貧困と格差が急速に広がっていますよね。やっぱりその競争万能の考え方が社会に浸透して、人間的な連帯が弱まって弱い立場の人々を攻撃するような風潮というのが強まっていますよね。今、それを正当化するために、競争に負ける方が悪いという自己責任論という考え方も広がってきました。やっぱりこうしたように現状から見ると、社会事態がいじめ社会とも言うべき傾向を強めているとも言えますし、親のゆとりも奪われますし、子育てへの不安も強まっていると。で、社会全体がギスギスしていることは、やはり、子どもにいい影響を与えるわけがないですよ。こういった伸び伸び育つべき多くの子どもたちが、いらだちをため込んで、孤独感に包まれている。これは、この競争的な教育制度とか社会のあり方というのが、子どもの成長と、いよいよ相いれなくなってきたというのが現状だと思います。そこが、もう僕たちの時代とは全然と違う。今の子どもの方が大変だなと、すごく感じる場所がありますけど、そういった点に対して、どういうふうに思われますかね。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 社会の問題につきましては、これは、いろんな考え方がございますので、ちょっとそのことにつきましては控えさせていただきたいのですが、教師の多忙化という問題、それから、子どもの競争、受験とか何か、そのことにつきましては、少し、私なりの考えを述べさせていただくとするならば、確かに、教師の仕事というのは、大変でございます。

今、何か学校で起こりますと、すべて学校が責任を負わなければならない。本当に多くの先生方が、日々頑張って仕事をして下さっているということは、私は目の当たりにすることもございますので、大変ありがたいなというふうには思っております。ところが、何かあると、その責任は学校に負わすというのでは、これは、ちょっとおかしいと。一生懸命頑張っておられる先生方の姿を、もっともっと保護者の方は見ていただいて、先

生に対する、ちょっとこれは言い過ぎかも知れませんが、尊敬とか感謝の念をしっかりと持っていただきたいというのが、これは、私は教育長としての考えでございます。

多忙化で、もっと35人学級とか、先生の定数をふやせとかといった問題につきましては、これは、都市教育長会等を通しまして、国の方にも要望をしておりますので、速く実現をしてほしいという思いはございます。

それから、競争云々という問題でございますけれども、私は過度の競争は、それは、あんまり子どもにとってはストレスをためるだけですので望ましくないというふうには思いますけれども、心地よい緊張とといいますか、心地よい緊張感を持つての競争といたしましうか、そういったものは、私は子どもの成長の上では大事なことだと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） さまざまな要因というのを大きくとらえるということも必要だと思うので、考えが違うところもありますけど、大きく見て、この問題をとらえる必要というのが大事だと改めて思います。

次の、ちょっと質問に移りますけど、今までお話ししてきた中で、やはり大事なものは、先ほどもちょっとお話ししましたけど、やはり信頼関係ということなんですけど、先ほど、いじめの実態の詳細をという話を聞いたんですけど、その中に、ひょっとしたら入るかもしれないんですけど、僕が直接聞いた問題で、これは去年に聞いていたんですけど、ちょっと問題があるので、そのときにはまだ控えようと思ひまして、でも、今回改めてそのお話をさせてもらうわけですけど、これは、市内のある小学校で、ある僕の知り合いの父親が、高学年の子が、息子さんがいじめをしたからと学校に呼ばれたと。「済みません」と謝りに行ったと。子どもに「おまえ、何でしたんや」と言ったけど、子どもは何も言わない。そこで話はとまったらしいんですけど、どうやら実は、子どもたちも現場を見ていますよね。その子どもたちが、それぞれの親に話した話が、その僕の知り合いの父親の方に話が回ってきて、どうやら現実には、そのいじめをしていたんじゃないかと、いじめをしていた子を、その僕の知り合いの息子さんが「いじめをするなよ」と、いじめていた子に言いに行ったらいいですね。それが、その子自身が空手をやっている子で、身長がものすごくでかいので、さらに1人で行かずに取り巻きを連れて行ったらいいんです。その現場をたまたま、ちょっと詳しいことはわからないけど、先生が見たのか、他の子が勘違いしたのか、

いじめをしているというふうに判断してしまって、学校の先生は、息子さんがいじめをしていたということ呼び出して、そうなったと。やったということで、事実を聞いて、それから、保護者は怒りますよね。「何や、それは」ということで「今、何回も学校へ行っているんですよ」と。ただ、もう全然学校側も認めないし、「僕が、多分モンスターペアレンツやと思われていますよ」と、いうふうに彼も言うてたんですよ。

そういうことが、事実であったわけで、その後どうなったかという、その話は、もうそのままやむやみに終わって、今、どう思っているかという、もう子どもは先生を信頼してないし、その保護者も、もう学校の教師はそういう対応しかなかったし、結局最後まで謝らないしということで、そんなもみやみたくない感じでしたよね。

だから、やっぱり信頼関係がすごく大事やという話がずっと出ますけど、現実、今、教師と子どもの間、保護者と教師という中で溝ができてしまって解決できてない。その話は、親とのつながりでいきますよね。で、言って、何かお互いが対立してしまっているなという現状を、僕は、去年、話を聞いたときに、これはまずいなと、そこを思ってね。そのときに、思いました。

実際、それから1年経ってもう一回、話をしたときに、やはり学校の先生も一生懸命やっているということも、保護者もよくよく落ち着いて考えたらわかると。ただ、教師が、もうすごくいろんなことに対してあんまり踏み込めないから、一步引いているような感覚でおられると。だから、子どももそこに、教師に対しての信頼もできないし、何かもうちぐはぐになってしまっている現状があるというのを、僕は聞いたんですよ。どうしたものかなって、もう今はどうもできないというふうに、そのときは言うてました。まず、この事実というは、お聞きになっていますか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

済みません。暫時休憩します。

（午後2時19分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

太田健一議員。

○12番（太田健一君） 通告していなかったことは申し訳ないです。ただ僕は、別に犯人さがしをしているわけではなくて、今、こういう事例を、僕が直接聞いて、何が問題かなと思ったら、やっぱり先生と生徒と保護者とのコミュニケーションという信頼関係をつ

くることが、やっぱり本当に大事やなど、今、崩れかけている実態があるから、そこを誰が悪い、犯人が誰じゃないんですよ。

いじめの問題には、根本に、いじめている人が悪いだけじゃ問題は解決しないと思うんですね。加害者のいじめをした子にも、なぜ、いじめをしてしまったのか。やっぱりいじめでスカッとしたとか、もやもやしているものが晴れたとかって言われますけど、加害者の根底にある家庭の環境であったり、なぜそういうことになってしまったのかということ解決しないことには、同じことの繰り返しですし、そのことも踏まえてという意味で僕は言っているわけで、誰が悪い、これが悪いということではありません。と思って、発言していますが、どうでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 先ほどの対立をしているといったようなことは、私は聞いておりません。今、おっしゃったように、いじめの問題は、もちろんいじめられる子を最優先に守っていかなければなりませんので、そこはやっぱり早急に対応しないといけないというふうに考えておりますが、一方、いじめる子にはどういう背景があるかということも、教師はしっかりと受けとめながら対応する必要はあると、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 太田健一議員。

○12番（太田健一君） 僕の言っていることをわかってもらったと思うんですけど、誰が悪い、市長が今言われましたけど、誰が悪い犯人さがしをしているわけではありません。大きな問題として、さまざまな要因を踏まえて、やっぱり考えることは一番大事です。だと思っているので、この話をしています。

このいじめとか体罰の問題は、今みたいに議論すればするほど、さまざまな考え方をされる方もおられますし、例えば、政界の一部には、体罰を肯定するような風潮というのがあります。でも、それは、克服される必要が絶対あると思うんです。だからこそ、皆さんに、この場を通じて、今一度、そこを考えてほしいんですね。事実、いじめや体罰によって、かけがえのない命というのが奪われているという現実があるわけですね。この日本の中で。そういったことが、やっぱり教育の現場で、今は、野洲市の教育の現場ではないですけど、今後、もう絶対あってはならないと思うんです。そういったことを、やっぱり今一度、我々がこの立場で考えていかなければならないと思っの、今回の質問です。

以上で終わります。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後２時２３分 休憩）

（午後２時４５分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第６号、第１３番、野並享子議員。

○１３番（野並享子君） ２問について、質問をいたします。

第１問目、避難所について質問をいたします。

平成１６年から１７年度にかけて、地域防災計画が策定されました。風水害や地震などについて策定され、さらに平成１９年３月の国民保護計画などで、さまざまな災害が想定されていますが、避難所のあり方として地域の状況や施設の大きさなど、位置づけはそれぞれ違うと考えます。どのような避難指示を検討されているのかご答弁お願いいたします。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 野並議員の避難所についてのご質問にお答えします。

避難所のあり方につきましては、市の地域防災計画で指定しております施設は３８カ所で、施設の規模等はさまざまではありますが、ほとんどが公共施設でございます。

また、災害時の避難指示につきましては、さまざまな災害状況が想定されます。市としては、災害発生後の状況把握を行い、避難所の被害状況を踏まえた上で避難勧告等を発令し、開設する避難所指定を行い、防災行政無線、広報車などで避難指示を行うと共に、自治会等へ可能な限りの情報を提供いたしまして、各地域の自主防災組織等の体制で避難行動を行っていただけるよう避難指示を行います。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○１３番（野並享子君） 避難所についてというのは、防災計画、これ、皆さんの会派のところにあると思うんですけど、これの中の２１２ページのところに、集合場所という形で、集まった人々のある程度確保できるスペースを持った公共施設、グラウンドとか自治会館、公園緑地、団地の広場で、住民の生活圏と結びついた場所を設定する。避難の流れとして、段階避難公式をとるため、いったんここに集合してから、災害の状況によって自主防災組織のリーダーや避難誘導要員の誘導で、最寄りの避難所へ向かう、というふうな形で規定がされております。

この自主防災を指示系統、自治会を中心で行われるんですけども、それでいいんですね。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 集合場所につきましては、市として指定しておりませんので、自治会、あるいは自主防災組織を中心に、それぞれで設定されておる集合場所へ集合いただくというようなことになります。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） もう一つ、避難所の選定基準というのがありまして、これが106ページにあるんですけども、この避難所の基準といたしまして、いろいろ書かれておりますが、自治会の単位で割りあてていくという、それが⑤にありまして、主要道路、鉄道、河川等を境界として、住民がこれらを横断して避難することを避ける、というふうに書かれております。そういうふうに規定が、いろんな災害がありますので、今言われたように、発生するのがどういう状況なのかということは、考慮に入れての話なんですけども、地域的に北野学区の中の栄地域というのがJRで遮られていまして、北野学区の方に避難をしようと思ったら、JRを越えていかんらんというふうなことなので、大規模災害の場合は、栄地域の方々は北野小学校に避難されるのか、それとも野洲中の方に避難をするという指示を出されるのか。また、三上の場合は、前田とか大中小路、小中小路というの避難場所はコミセンみかみやと思うんです。でも、大規模な災害の場合は、国道を横断して、三上小学校へ行くということになるのか、それとも野洲高というふうな形になるのか、ちょっとお尋ねしたいのですけど。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 野並議員の質問でもございましたように、災害というのは、いろんな可能性がございます。そうしたことで、当然、遮断されているようでしたら、栄地域はもう野洲中の方へ、JRが遮断されているようでしたら山手の方、その避難所施設の被害状況を確認した上で、避難場所というのを指定していきたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） そうすると、自主防災というのは、今、先ほど言われたように、自治会の方に連絡を入れて、そこからの指示系統になっていますね。自主防災。そうすると、学区をまたいでの避難になると、それは、指示系統は北野の学区の方に言うて、こっちの方にまた、そういう系統をとられるわけですね。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 大規模災害時の伝達なんですけど、非常に大きな地震災害が全

域で起こった場合は、非常に伝達、学区単位も難しくなってくるのではないかないうふうに思いますし、防災無線、あるいは広報車を走らせる。それと、可能な限りはもう自治会で直接、学区の連絡系統ですが、つながらない場合は、自治会長直接とか、出向くとかいう学区単位の責任者もコミセン単位でありますので、いろんな情報伝達手段をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） かなりそんなことが起こってもらったら困るんですけども、そういういろんな形態が起こるであろうというふうに思います。それで、もう2点目の問題なんですけども、平成12年度の国勢調査では、65歳以上の高齢化率は14.4%でしたが、平成25年1月現在では21.5%となっており、今後もこの高齢化率が高くなる自治会というのは確実にふえると思います。現在、自治会で高齢化率の高いところはどこなんでしょうか。上位10位ぐらいまで挙げていただければと思いますけども、一人暮らしの多い自治会というのはどこなんでしょうか。要支援、要介護の方、障がい者など災害弱者と言われている方、こういう方に対して、民生委員1人当たり何人の対応になっているのか、各自治会、全住民に対する率のパーセントなども、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員、通告の中に、現在自治会高齢化率の高いところは、大体10位ぐらいまで挙げてほしいという、今、質問でしたが、それは挙がっておりますので、一応答えられる範囲で答えていただきます。

○13番（野並享子君） はい。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 野並議員の2点目のご質問にお答えいたします。

現在、高齢化率の最も高い自治会でございます。近江富士第4で、また一人暮らし高齢者の最も多い自治会は小篠原西部でございます。昨年度に要介護認定者、身体障がい者、高齢者世帯など、災害時の要援護者名簿に集約し登載した人数は約7,000名ございまして、民生委員一人当たり平均で70人弱となっております。自治会における災害時要援護名簿登載者の住民に占める割合につきましては、1自治会平均13.8%でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） もう一度、1人民生委員70人って言われましたか。ごめん。済みません。もう一遍、ちょっと。

○議長（三和郁子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐敷政紀君） 民生委員1人につき70人を、対応しております。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） これで、民生委員の方は3年任期ですね。自治会長は、大体、毎年交代というような状況になっていまして、それぞれの自治会で、民生委員の方がすごく責任が重くなっているんです。ほんまに災害が起こったときに、回り切れへんという、70人というたら、そらもう絶対回り切れませんよね。その守備範囲のところ。これは、もうちょっと少ないというふうに思っていたんですけど、一人暮らしとか、要介護・要支援の方……。要支援・要介護の方で家族のおられる方、昼間独居のなられる方やったら、結局、家族がおられてもあきませんし、その時間帯にもよるんだと思いますけども、非常に一人暮らしの多い小篠原西部、高齢化率の高い近江富士というような状況、私も、これ、高齢福祉課でいただきたいのが、市内で一番高いのが近江富士、65歳以上の高齢者ですね。高齢化率、近江富士4丁目で40.7%、2番目が近江富士3で40.5、7番目が近江富士2、9番目が近江富士1ということで、10位の中で、近江富士が4つも自治会が入っているんです。10年経てば75歳以上の高齢化率になりますから、この率というのは、10年後はそのまま上に上がっていくだろうというふうに思いますので、そういう意味では、避難所というのが遠くになってしまうと、これは大変な事態になるなという思いがするんですけども、行政はどういうふうに認識されていますでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 避難所の関係での高齢化率の高い地域での対応ということでございますが、基本的には、災害が起こった場合、阪神・淡路大震災でも経験しましたが、まず自分で身を守る。家族がいれば助ける。そして、地域の者で取り残されている方がおられたら助けるというのが基本であろうかと思えます。避難所が遠いからどうかということよりも、輸送手段等は確保するということが必要になりますが、遠いからどうか、近いところであればどうかという基本とは、また別の話で、いかにそういう災害が起こったときに、自主防災組織なりがどのような対応が取れるかという方が、より大切ではないかなというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 今、自主防災組織を言われました。確かに、自主防災組織をつくれています。私の住んでいる駅前北も、何年か前に体系としては、ペーパー上はあります。一度も訓練していません。毎年、役員はかわります。ですから、組長が伝達係をするとか、何やらが何やらをすとかいうて、体系にはざっとあるんですけども、毎年かわりますから、災害が起こったら、もう烏合の衆やというふうに思います。

自主防災組織があるところで、日常的に訓練はどれだけされていますか。つかんでおられますでしょうか。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 通告がございませんでしたので、細かな資料は持ち合わせておりません。地域によっては、かなり大規模に防災訓練を実施されているところもございましたし、ただ、組織はできているもののまだまだ訓練ができていないというのは聞いておりますので、そういった部分は課題ということで認識はしていたしております。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 大きな課題だと思いますので、行政の方から、そういった、毎年そういうふうな訓練を積み重ねないといざというときに役に立たないのではないかというふうに思いますので、指導のほどよろしくお願いします。

3点目に挙げています野洲市幼保一元化方針及び幼稚園・保育園整備計画案では、野洲第2保育園、三上保育園が保育園跡地を売却することになっています。野洲第1保育園は、売却という計画でしたが、地元自治会から近隣の民地を市に売却するから、同じ地域で保育所の建設をしてほしいという要望が出されまして、来年度予算で用地買収費が計上されています。このことによって、避難所の変更はありません。

地域防災計画の災害予防計画、ここの46ページ、47ページにあるんですけども、この45ページ、47ページのところで、土地利用としては、公園等の空閑地の適正な配置に努め、防災上必要となるオープンスペースの確保、公園緑地の整備というのが書かれております。②のところで、一時避難場所となる住区基幹公園の整備というふうに書かれておまして。近隣住民が一時的に避難する地区公園や近隣公園を整備するというふうに書かれております。南桜・北桜・近江富士の地域で、近くの避難所というのが、三上保育園しかございません。また、栄地域の方も第2保育園を非難場所として認識をしておられます。あそこが避難場所となっておりますのでね。オープンスペースの確保として、あの第

2 保育園とか三上保育園というのは、売却をしなければならない公共施設ではないかと考えるんですけども、見解を求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） ご質問も三上保育園及び野洲第2保育園は、他の公共施設を含め、災害時の避難場所に指定しております。この両施設はいずれも老朽化が進み、耐震強度も低いことから、建て替えを年次計画的に進めておりますが、既存敷地では、駐車場の確保や、一元化によるこども園の規模等により、同敷地での建替えは困難であります。このことから、別の場所での建替えを計画せざるを得ないというような状況であります。

また、災害時の一時的な避難場所としてのオープンスペースの確保につきましては、三上保育園周辺には19カ所の公園、田畑など多数のオープンスペースがありますし、また栄地域の野洲第2保育園の周辺には4つの公園があり、近隣には田畑や空き地、大型スーパー駐車場等のオープンスペースがあります。そうしたことから、避難のためのオープンスペースとして残す必要はないというふうに考えております。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 社会地域の4つの公園と言われたのは、あの敷地の中にあるちびっこ公園を含めて4つなんですか。どの範囲の4つと言われているのか。周りに田畑があるとされますが、ちょうど田植えが終わった後など、そんな田んぼの中に入れるんでしょうか。季節に限られると思いますけども。災害が、今みたいなときに起こってくれたらいいんですけどね。逃げられる田んぼの、入れるような、けど、もうそろそろ田んぼは田植えのために水を張っていかはると思うんですけども、そういうふうな部分を、私は、今、避難する場所があるということをおっしゃった認識そのものが、ちょっと市民の感覚からはずれていると思います。スーパーの駐車場とおっしゃいましたけども、これも、そういう形でスーパーの経営者は認識をされておられるんでしょうか。

この計画の47ページのところで、際が予防計画で公園・緑地の整備というのがありますね。そこで、近隣住民が一時的に避難する地区公園や近隣公園等を整備するということですが、これ、書かれているんですけども、これは、そしたら市街地の中で、いったいどこに整備をしようとされているのかお尋ねしたいんですけど。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） まず、公園の関係でございますが、縄手公園、他3カ所でございます。この地域内にある公園でございます。

それと、当然、田畑等がありましても、時期的には使えないわけですが、民間の駐車場と申し上げました。一時的な集合場所でございますので、緊急時には了解なくでも集まっていたらいいかなというふうに考えております。わざわざ、そのために、協定までは結ぶ必要はない。基本的には避難所の方へ避難していただくということになりますので、そういった部分では、オープンスペースは確保できているというふうに考えております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） もう一つ言って下さい。市街化区域の中で整備するとなっているのは、もう整備されたんですか。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） この関係でございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

小篠原のですね、国道8号の御上神社の境内の横の細い道が、あそこがまだ整備はされておられませんけども、近隣公園として計画決定されておりますので、現在でも、それなりの地域公園として親しまれておりますので、ある程度のそういうオープンスペースとして確保できるのではないかと考えております。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 要は、小篠原グラウンドのことですね。

このこういうふうな部分で、栄の中のちびっこ公園、稲口の公園なんて、本当にちびっこの公園ですよ。子どもらが集合場所にできるところで、あの小林住宅の住宅2軒分ぐらいです。縄手の公園はもうちょっと広い公園ですけども、野洲第2保育園は2,000平米ぐらいあるんですけどもね。あの公園のあれぐらいでは、700世帯の人たちが一時的に集まれるような、そんなものにもならないぐらいの狭さといいたいまいしょうか、いう状況でありますので、近隣住民が一時避難という形になっておりますので、やはり、もうちゃんとした形で、私は、あそこは残していかなくてはならないというふうに思います。

現在の開発市道要綱ならば、栄の住宅、道路幅もあれでは許可はおらないだろうし、公園もあれだけの開発面積やったら緑地として提供をせんなんというふうに思うんですけど、今の開発やったらどうなるんですか。

○議長（三和郁子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） 現在の開発の関係では、その整備開発面積に応じて、公園内に緑地を設けていただくということになります。ただ、おそらく我々野洲町の第1回目のしょっぱなの開発になりましたので、そういった要項を定めておられなかったという形で、今、公園面積が少ないとおっしゃっていましたが、当時の協議によってああいう形が成立したというように、我々は引き継いでおります。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 次に、4番目にいきますけども、野洲の第1、第2保育園とか、三上保育園というのは、今言われたように開発のときに業者が提供した土地ですね。住民の方が、公共用地も含めて購入をされている。分譲住宅ですからね。三上幼稚園も同様やというふうに思います。よって、やはり住民のために、私は使って行くべき、売却をして住宅を建てるというのではなくて、きちっと住民のためにオープンスペースとして使っていくべきだと考えますが、市長の答弁お願いいたします。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ずっとお聞きしていて、例えて言えば、衣の下から鎧が覗いていのご質問かなと思っていたのですが、私は市民の方の安全も安心も最大限に、野並議員と同じぐらいに大きな関心度です。民生委員のことを聞かれたり、いろいろ聞かれましたけども、民生委員さんの人数は多いんです。民生委員さんというのは、通常、やはり何か課題がある方のサポートをしていただいている。決して、人数は多いとは言えません。ただ、なかなか手もないし、国の規準もあります。もともとご存知のように、これは、戦前からの制度で、ある意味で変な制度をそのまま引きずっているわけなんです。厚生労働大臣が関与していますが、いろいろ経緯もあります。ちょうど古い生活保護と一緒に、本当はもっと改めないとだめな、中途半端なことなんです。まさにボランティアとして頑張っています。人数が多いからどうのじゃなしに、例えば、介護を受けられる方は、また別のデイサービスとか、さまざまなサービスを受けておられますので、人数が多いからと、そういう話と違って、どうしても民生委員さんに関わっていただくことをやっています。

それと、防災の避難場所ですけども、まだ完全に整備ができていません。これは、既存の施設を防災拠点にすると。拠点といいますか避難場所にするとか、そういうやり方です。それと、いざ災害になったときは、本当に想定ができません。ですから、最大限その地域資源を使うという考え方です。もとをおさえておくとだめです。

それとやはり、一番大事なのは自分で動けない方です。今回も防災の計画の見直しをしていますけど、あえて第一線の専門家で奥村さんというのを入れています。内閣府のNBCの専門家。彼が、会議で一番最初に言ったのは、都市とか関係なしに、自ら動けるか動けないか。特に、一番大変なのは、病気でベッドに寝ている方の避難だと。極端に言えば、語弊なく言えば、後の方は、まず自らやってもらうぐらいのつもりでいいですよ。そんな余裕がないと。そういうことです。ということからすると、部長が言いましたように、歩いてどこかへ行けるというレベルを超えているわけです、本当は。どうも災害のイメージなしに、今、議論しておられるなというふうに思いました。どうしても動けない方は、きちっと救急車とか車で迎えに行く。そして、何かが来たからすぐ慌てて出るのは、これは危ないです。いったん、きちっととどまる。火事だったら飛び出さんとだめですよ。でも、水害とかそれは、状況を見て、正確な情報を聞きながら、どこへ避難するのか。どこが安全なのか。だから、そのときは、まさにもう状況の判断です。学校がいいのか、民間の大きな施設がいいのか、ということ。そういう中の話です。

それと、要するに、今、第1、第2保育園の土地等を、三上保育園の土地を残せばどうかということなので、これは、私、何もむやみに売ろうとは思っていません。ただこれは、行政財産で保育園としての土地としてあったら、保育園がなくなったら、これは要らないでしょうと。防災の観点から、各自治会に本当に避難場所をどうするかというのを、今後、防災計画ができた段階で、もう一度見直そうと思っています。

野洲の場合は、野並議員も関与しておられたと思いますが、北野コミセンが防災コミセンになっていますが、あの建物では絶対だめです。消防署の移築も、私が、本当になる前は、今のところに建て替えになっていたわけです。あそこに投資しようと思っていたんです。隣の市長さんに、ちょっと待てと言われたので、1年間、私はもう誰かの土地を買いにいきますやん。一番いい場所はと言ったら、あそこがいいというふうに、消防局長が言ったので、当時の消防局長が意見をくれたので、あそこへ持って行きました。新たな投資をするんだったらあそこがいいと。あれによって、近江富士の1区の救急車・消防車の到達時間も短くなったというのが規準になりました。そういう議論をしておられないじゃないですか。私は、なったときに心配だからどうかと。要するに、今、栄のところにある保育園は、あそこで建て替えられるんだったら建て替えます。あるいは、隣のお家が土地を提供されるというのであったら、あそこに建て替えます。ですけど、あそこに建て替えられない。あの広さでは。だから、苦労してどこかに移そうと。まだ今でも、何か担

当者から聞いたら、今の場所はトラックがおってくるから危ないというふうに、野並議員がまだ言ってきておられるらしいのですが、あれは、私、議会に公開した上で、あのあたりですよということでやりました。ベストではないか知らないけども、地域の理解でやっています。

前も全協のときに言われたので、私、経緯も全部示したら、ご意見がなかったのに、その後もまだ来ておられる。何か、古い土地がらみの話ばかりだと思っています。要するに、そういうことなので、防災の拠点だったら、野洲市全体を見てどうするかの議論をしないといけませんので、ただ、今の方針としては、保育園が要らなければ、その土地は普通財産になりますから、売却を方針としています。ただ、これから地域と丁寧にお話をします。

先般も井戸端会議で、市民の方が来られて同様の意見がありました。避難所やのにと。でも、あそこは耐震対策ができないわけで、今、避難所も、洪水とかの避難所です。地震のときに、あんなどこに入っていったら、かえってお家におられる方が安全です。ですから、現在の議論は要らなくなった施設はこれと。もともと普通財産を、行政財産の顔して買っているまちですよ。だから、要するに普通財産と行政財産を、まずきちっと整理をして、これは市民の財産です。地域を無視するつもりではありません。私の方が一生懸命考えていると思うけど、野並さんの方が一生懸命考えているみたいな顔をしておられますけど、私はそうじゃないと思っておる。

それと、さっきの論理はだめなんです。開発のときに生み出された土地は、これはみんなのお金と。お金には色が付いてませんが、そうではないです。開発のときに、万が一、提供された土地だとしても、そこに保育園という公共投資をして、その近くの方の便宜を図っているわけで、土地代以上の投資をしています。建物代、維持管理費、人件費。それを言い出したら、日本の登記制度とか所有権制度がどうなるかですよ。紐が付いてことになりますね。まさに紐付きの議論を今、日本共産党野洲支部はしておられるわけです。前からちらついています。それと残念なことなんです、野並さんにとっては、第2保育園の土地は市が買いにいています。おそらく、過去の開発では、ぎりぎりの道路にしてみたり、ぎりぎりの公園にしてみたり、場合によっては、用地は町が買いに行っているケースも、過去にはあります。話し合いの中で。調べたら。第2保育園の土地は町が買いに行っています。そして、近江富士の場合は、県の、あそこは、土地開発公社ですから、公的関与で整備されています。いずれにしても、本来、市の土地になっていたり、公有地だ

ったら公有地として判断すべきであって、誰々が提供したからどうのこうのとか、もうそんなことを言っていたらだめですね。

道路でも調べたら幾らでもあるんですよ。当時、道は、もう自ら広げるために提供されておられる。登記ができてない。現況道路。基本的には、登記を直して、もう市にいただいています。中には、登記ができてないから、私の土地だと頑張られる方がありますがけども、基本的には、もうそういう公共的に出していただいて公共地なっています。ですから、今の論理は、私は成り立たない。ただ、ご安心下さい。そんなにどこかに、悪徳不動産屋さんみたいに、住民の方を無視して売るつもりは全くないです。ただ、防災計画を考えるんだったら、もっと真剣に考えないとだめだと思っています。

それと、自主防災組織というのは、まさに自助・共助のレベルでして、縦系統ではないし、やはり一時的にまずは地域でということです。訓練も自らやっていただきたいけども、先のご質問にもお答えしましたように、防災センターができたなら、センターは建物じゃないと思っていますから、体が動く、身が動くトレーニング、訓練をプログラム化して、新しい防災センターを使って、一層をやっていただきたいというふうに思っています。基本的に、やはり公がある程度の責任を持つということですので、そういうことです。

それと、名寄せも、この間からも新聞に載ったように、県内で4市、野洲の場合は早くから障がい者の方、高齢者の方の名寄せをしようということで、これも議会で言ったと思いますけども、やっています。ただ、やはり地域の協力がないとだめなので、今、地域が動くところから、名簿をお渡しして丁寧にやっています。これは、歩けるか、歩けないかではなしに、家の間取りまでお聞きしています。介護が必要な方が2階におられるのか、1階のどこにおられるのかまで知った上で、今、丁寧にやっています。そこまでやっていますので、火事だと騒いで隣へ出て行ってという話とは違って、地震・災害があったときに、まずどこに集まる。次は、夜寝るんだったらどこに寝る。食事はどこでもらうという、そういう計画性の中でやっていますので、隣に公園があって住むと、栄の方がおっしゃるのだったら、もうそれですべて済ませていただくんやったら簡単な話です。もっと広い観点から考えないとだめですし、あそこの場合は、幾つかの施設があると思っています。総合センターも含めて。そういう前提で考えているということでお答えいたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 住民の方からの声に基づいて、私は発言をいたしております。私個人の発言ではありません。栄地域の民生委員さんにもお話をお聞きしました。一人暮

らしの方が何人もおられて、もうとてもじゃないけども、災害になったときに対応ができないなというふうな声もお聞きをしました。あそこが、保育所がなくなって更地になるんだったら、オープンスペースとして公園みたいな形で、かまどがベンチになるような、そんなものも置いていただいて、何かがあったときに利用できる、地域の住民の方が、そんな周りの畑や田んぼに行けというのではなくて、何かが起こったときに、やはり対応ができる、そういうスペースとして置いといてほしいという、そういう声もお聞きいたしております。

ですから、保育園がなくなったから、行政財産がなくなったから、普通財産になるんだから、だから売れるというふうなね。地域のところに、十分話をしに行くと言われるけども、そういう目線でこういう形で話をされるのか。地域の皆さんの声を聞いて対応をしようというのでは、全然違いますよね。もう、あそこの桜生のところに、こども園を建てるから、お金が足りないから売るんやというふうなね。たしか2月に行われた座談会ですか、懇談会ですか、そのときに、お金がないから、第3こども園を建設する、その費用に充てるというふうなことをおっしゃったように聞いているんですけども、全然、話は、私はそういう問題ではないと思うんです。地域の皆さんの声を、本当にどう聞いていって話し合いを詰めるかというところだというふうに思うんですけども。

市長、一生懸命頑張っておられるのはわかりますけども、私も一生懸命、いろいろ話を聞きながら、だから、今回、とにかく一般質問で質問をしますということで、市長がそれに対して、どういうふうに答えられるのかというのは、今後、地域の皆さんが、この市長の答弁をお聞きですから、ですから、次のことを、アクションを起こされるというふうに思いますけども、行政財産がなくなったから、普通財産で売るということに対しての、これは、どう、そのまま突き進んでいかれるんですか。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か、私の話をきちっと聞いていただいてないのと違いますか。これまでは、第2保育園かどうかは別として、建物があってはじめて、そこが避難所だとかいう位置づけであれば、そこは先に保育園があった、学校があったという論理ですから、それがなくなれば、当然、その財産は要らないという考え方です。

ただ、地域の安全とかを考えた場合、それは別です。ですから、野洲市全体、栄だけじゃなしに、何にもないところはまだありますよ。だから、そういうことも含めて、次の防災計画見直し以後に、避難所というのは、これまではありもの使いをしています。ですか

ら、どうするかという議論を丁寧にしていきますと言っているわけです。

今、野並議員から、ベンチのかまどがあったらいいとおっしゃったんですけど、それで、どれだけ過ごせるかですよ。あそこだったら、総合センターには厨房もあります。2階建てで、建物も権道です。足の健全な方は歩いていただいて、あそこの厨房で食事をとっていただいたり、シャワーを浴びていただいた方が安全です。むしろ、選んでいただいたらいいんですけども、単なる公園にしておいて、そこにベンチがあって、そこで煮炊きをした方がいいとおっしゃるのか。総合的に考えたら、総合センターへ夜は移っていただいて、そこで仮眠をとっていただいて食事をした方がいいのか。そういう選択も含めて考えると。

ですから、何も闇雲に、私、売ると言っていない。丁寧に全部やっています。そのときも、そう申し上げていますよ。建物を残してほしいとおっしゃったので、あの建物は、その井戸端会議では、建物を残してほしいとおっしゃったので、あの建物は耐震対策ができてないから建て替えるんですよ。その建物を残して、避難所というのはいきませんよと。そこまでしか言っていない。ただ、原則論としては、この厳しい財政の中で、子育てでお金を使ったら、それを埋めるのには要らない財産を処分するのが原則ですから、そういう考え方も一方ではありますと言っているわけです。

イワクマ家の土地ばかり言いますけど、あそこに11億5,000万も使って、腹を立てているのは私だと思いますよ。野並議員は反対したとおっしゃっていますが、それ以後、何もおっしゃっていません。さっきの消防署でも、問題意識は、私は一切聞いていません。あわせて、せっかくだから、北野コミセンの防災センターを移して、消防団の熱心な訓練もあそこでやろうと。土地代は、十分見合うということで、すべて市民にとっていいので、持ち出しなしでやっています。そこまでやっているんですから、何も冷たくやっているつもりはないです。そんな、ベンチ、かまどぐらいじゃなしに、もっと本当に安心していただけるような防災の避難所も含めて考えよう。歩ける方が、数分の違いじゃないですか。原っぱがあって、そんなところで、一晩も二晩も、それこそ、さっき田んぼが植わった後に、あれは部長が総合的に言ったわけですし、真冬にベンチで煮炊きしていただけますか。そんなことできないじゃないですか。それこそ、私、野並さんに言っていることの方が心配やと思いますけど。ちょっと後で再質問いたします。反問いたしますけども。

以上、お答えといたします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） もう17分です。

次の問題に、私、移ります。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 3 0 分 休憩）

（午後 3 時 3 0 分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可いたします。

市長。

○市長（山仲善彰君） 1 回目ですので、3 つお聞きします。

まずは、細かいことですが、先ほど、第 2 保育園の土地は開発業者が提供したと、はっきり言われました。その根拠は何なのかを教えてくださいと思っています。

それと、質問で言われた開発業者が提供したのは、これは、そこに入られた方の権利が存在するからという論議を言われましたけど、本当にそんな論理が正当だと思っておられるのかどうかです。市の所有できちっと管理をしてきた土地は市の財産だと思っていますが、野並議員の論理でいくといろんなことができなくなってしまいます。日本の所有権制度、登記制度をくずしてしまう考え方になると思いますけども、その見解をお伺いいたします。

それと、最終的にどういう形をすればいいのか。できるかどうかわかりません。さっき、ベンチかまどが欲しいとおっしゃった。空き地があってベンチかまどが欲しいとおっしゃった。どういうイメージで、どういうものがあそこにできたらいいというふうに、住民の方から聞いておられるのか。私は、1 回自治会長さんとは、全体会のときにしゃべりました。でも、まだこれから丁寧にやろうと思っていますが、野並議員さんから、もう聞いておられるとおっしゃっているので、現時点で、第 2 保育園の跡地、言いましたように、できるかどうかわかりませんが、あそこだけにやっていいのかどうかもありますが、できるとしたら、野並議員はどういう要望を聞いておられるのか、わかる範囲で最大限具体的に答えをいただきたい。お願いします。

○議長（三和郁子君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

野並享子議員。

○13番（野並享子君） 第 2 保育園の案の開発の部分というのは、まだ、私が野洲にも来ておりませんでした。引っ越しもしておりませんでした。それ以前の問題でありまして、昔の職員さんにお尋ねをしました。それを知っている職員は、もう今、死んでおられてお

られない。おられても、もうちょっとボケておられるというのか、痴呆が入っているから正確にはわからないなど。その当時、他の部長をされていたかな。そういう方が、あそこは、町として、あの土地を買いに行ったということはないよと。業者から出してもらった土地だよというふうなことをお聞きしましたので、こういうふうな発言をさせていただきました。行政が買ったという、そういう証拠があるわけですね。売買の、そういうふうなものがあるということですので、そちらの方が、私が聞いた方の認識が間違っていたんだというふうに思います。

開発業者の部分で、法律的にどうのこうのというのではなくて、皆さんの気持ちの中で、自分たちが提供をした土地であるならば、もっと自分たちのところで売ってしまうというのではなくて、使って欲しいなという声がありましたので、法律的にどうのこうのというふうな、ちょっとそういう観点での発言ではありませんので、皆さんの気持ちの中からあります。

最終的に、あその場所、皆さん、やはり建物そのものを残して欲しいという声がたくさんあります。私がオープンスペースでと言いますと、そうすると、やはり建物があって、雨風がしのげる、そういう場所として、あれだけ全部の保育園を残してくれとは言わんから、職員室とあそこら辺の端っこだけでも建物として残してもらって、全部あとは取り壊してもらって。

この防災計画の中にも、安全性の向上ということで、避難所、一時的な避難場所としての利用が予想される建物、施設周辺の危険箇所を点検し、補強等の対策工事が必要な箇所については、緊急度の高い箇所から順次対策事業を推進するというふうに書かれております。

あそこはもう耐震はしない。だから、できない。だから、よそに移る。取り壊すというふうなことになっていますから、こういうふうな範疇には入っていないのかもわかりませんが、小学校や幼稚園などは、耐震補強をしながら使うというふうな形にもなっていますので、平屋の建物ですから、そんな豪儀な耐震的なものは要らないと思うんですけども、地域の住民の方々の声を十分に聞いていただいて、700世帯の方々が、本当に安心して住めるまちだなというふうに思っただけのようになればというふうに思っております。

○議長（三和郁子君） ちょっと待って下さい。

暫時休憩いたします。

（午後3時37分 休憩）

(午後3時39分 再開)

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野並享子議員、どういうものが必要なのかということだけ、ちょっともう少し明確にお願いできますか。

○13番（野並享子君） いいですか。皆さんから出ているのは、建物として、若干でも残してほしいという声ですので、私は、雨露がしのげる建物があればね。職員室のある方だったら、大人用のトイレもありますので、こっちのホールの方の教室の方になると、子ども用のトイレしかありませんから、左側の建物を切っても、あそこだけでも残してあげて、広場にしていこうということが、全体的な皆さんの声を集約した中で、それが一番いいのではないかなと、私は思います。いや、中から、もっとたくさんの方の声があるかも。私が聞いた範囲ですので、700世帯全部聞きに回ったわけではありませんので、もっといろんなアイデアを持っておられる方があろうかとも思いますけども。

○議長（三和郁子君） それでは、質問を続けて下さい。

○13番（野並享子君） 第2問としまして、残留放射能と地産地消についてお尋ねいたします。

残留放射能の測定について、実施しないということをお前の質問のときにおっしゃいました。出荷可能の国の規準は100ベクレルでありまして、この規準では高すぎるという判断で、甲賀市や高島市では測定を行い、甲賀市では20ベクレル以上、高島市では50ベクレル以上は廃棄し、子どもに食べさせないということになっております。

野洲市では、99ベクレルでも可能という状況になりますが、これについての見解を求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 野並議員の残留放射能と地産地消について、お答えを申し上げます。

まず、放射能物質の測定と規制値についてですが、これにおきましては、国におきましては、昨年の4月から子どもたちの安全に特に配慮して、より一層の安全・安心を確保するという視点で、一般食品では100ベクレルという形で定めたものでありまして、国、県などが食品ごとに計測し、安全な食材が出荷されているということで、チェック体制も整っているという状況でございます。

また、食の安全への取り組みにつきましては、放射性物質以外にも、残留農薬やカドミ

ウムなど、健康に有害とされているものも、これら物質も含めまして、放射性物質と同様に国の安全基準のもとにチェックが行われまして、安全が確保されているというものですので、測定は不要と考えているところですが、なお、本市の給食につきましては、地産地消の推進、また物資納入業者に対し、産地証明とか、有害物質の測定値等の提出を求めるなど、国の基準以下であればよしというようなことは考えているものではございませんし、学校給食法に基づき、安全・安心な食材調達に、引き続き心掛けてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 私、公表もすべきだというふうに、今の答弁で、100ベクレルで国はオーケーと言っているんですけども、それでは高過ぎる。国の規準そのものが、本当にどんどん変わっていく。前は、それをもっと高く言われていたのが、これではあかんということで下げられた。でも、ドイツの学者からは4ベクレルというふうなことが言われている中で、やはり、この国規準そのものがちょっと高過ぎると思うんです。規準そのものが、生活協同組合が食品として規準を設けておられるのは、25ベクレルなんです。生協は、そういう25ベクレル以下のものしか供給をしない。すべて、品物を全部測定して公表するというふうな形で、食品を扱うところが、国の規準以下で、私は動いておられるということは、やはりその規準そのものが、国の規準の100というのが、やっぱり高いというふうに認識されているというふうに思うんです。

そういうところで、今言われた国の規準で、食材が、それ以下のしか出てないから大丈夫です、安全・安心と言われましたけども、やはり、私は高いというふうに思うんです。ですから、給食センターの資料を見ますと、産地で、やっぱり5ベクレルとか、6ベクレルとかいうふうな公表された数値がありましたから、やはり高いレベルでも出回っているということですので、これは、行政として、やはり甲賀市では20ベクレルという線を出しておられるんですからね。野洲では、そういうふうな部分の線は全く考えておられないのでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 健康の数値については専門でないので、これはすべて国の責務ですので、国が示したものを、それを規準に市町村が使うということですので、おっしゃるように、震災があつて、5ミリシーベルトから限りなく健康被害をとということで、1

ミリシーベルトの規準において、この100というのができておりますので、それ以上はですね。国はこれで安心だと、国民のこれで守れるんだと、こう言うてますので、厚労省はですね。我々はそれを信じてやっていくということでございます。

また、ちょっと甲賀市をおっしゃっているのですが、甲賀、高島を事例に挙げていただいています。両市とも国の基準値100、これを規準に置いていると、こういうことで給食だよりも書かれておりますので、これで運用されていると我々も理解しておりますが。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 測定をされておられますので、不検出という形で出ております。安曇川の学校給食センターでも、限界10ベクレル、それ以下であって、全く検出されないということで、ゴボウ、キャベツ、カボチャ、ニンジン、いっぱい全部、その産地で、これまで出荷停止になった地域の食材、そういうところを測定しておられます。ですから、北海道とか岐阜とか、宮崎とかいうふうなところの産地の食材は、検査はされてないんです。ですから、そういう出荷停止になった地域のところの、きちっと検査をして公表をしているというところで、やはり、皆さん、安心して行政のを見ておられるんですけどもね。

2番目の問題で、大津市では給食は民間委託しておられます。残留放射能の測定機器の購入というのではなく、年間82万円で委託事業として測定が行われて、数値がすべて公表されています。産地の公表も行われております。ですから、野洲市は直営であることから、市として測定をして、公表をしていくべきだというふうに思うのですが見解を求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 先ほど申しましたように、産地公表というのは、基本的には、多分測っているから、ある意味では、産地公表も、同じような形でホームページに出ているように理解していますけども。少し大津を挙げていただいているんですが、ちょっと直営とか委託というのは、少しちょっとどういう意味で、大津市の事例を挙げていただいたのかわからないのですが、基本的に大津市は、多くの食材の中の月に5つか、6つの食材しかチェックしてないんです。しかも原発の影響のある17都県を集中的にやるということですので、そのあたりを、ちょっと大津市の意図も、私もわからないということで、とりあえず、私どもとしては、安心な食材が流通していると。市もそれだけに甘んじることなく、チェック機能もかけて給食をつくっているということでお答え申し上げます。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 大津市の給食の担当の職員さんにお尋ねをいたしました。

野洲は直営やから、毎日でも、検査の測定器さえ入れれば、自分とこで全部検査ができるし、しかし、大津は民間委託しているから、そういう形で、毎日、そこで検査をしてもらうというふうなことが、なかなかできていないというふうな悩みのことをおっしゃっていました。

ですから、私、それでも、やはり市民の皆さんからは、いったい、どうなというのやという声が、大津はセシウム137やら、いったいどんな数値なんやという、そういうふうな声を聞くから、だから検査を委託しておりますという、全国的に、みんな心配しておられるお母さん方は、野洲だけではなく、全国全部だと思っんです。ですから、そういう形で、答えておられるんだと思っんです。

野洲でも、やはり心配されておられる保護者の方がおられるんですから、やはり測定をして公表をしていく。産地もきちっと明らかにしていくところ、どこからそれが来ているんだという部分、これ、水口の給食センターなんかは、もう毎日検査されていて、ゴボウ、青森県、不検出、サツマイモ、千葉県、不検出、セロリ、静岡県、不検出というふうに、毎日、ずっといろんな形で検査をされて、公表をされている。誰でもインターネットで見られますので、ですから、そういう意味での安心感というところ。しかも、20ベクレル以上だったら、もう食べさせないという1つの線を引いておられますから、だから、そういう意味での安心感が保護者の中にあると思っんですけども、安全なものを使っているって言われても、広島から入れてたシイタケがすごい高濃度の放射能が検出されたということがありますし、何でやいうたら、原木が向こうにいったというふうなとか、牛肉も全然大丈夫な地域ですごい高濃度やったと。それは、あそこの地域の麦わらをエサとしてやっていたから高濃度になったとか、いろんな形で、この2年間の間にさまざまなことが出てきてますよね。ニュースにもなっていますので。ですから、そういう意味では、その産地だけでは安心できないという意味で検査をしてほしいという親御さんの気持ちなんですけども、そんなに高額な機械ではありませんので、ぜひ、こういうことの安心を与えていくためにも、測定をして公表をすべきだというふうに思っんですが、もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 議員がおっしゃたように、事故以降、原木がいったという

ことで、そこらは、多分、ホームページを見ていても、やっぱりチェックが抜けていたということで、さらなる安心・安全のために、細かくチェックをいただいていると思っています。

先ほども申しましたように、私も今回質問をいただいたので読んだのですが、食品衛生というのは、日本の場合は、生産する人、また食を加工してなりわいをされる方が、自らが安心・安全なものをつくる。測定もする。チェックをするという仕組みで成り立っています、エンドユーザーが調べるというようなことは不要であると、このように思っているのが1つです。

あと甲賀市も、私も見に行きました。200万円余りの機器で、当日の食材が10種類あれば、10種類を全部ミキシングして測定をされるんですね。制度がありますので、どうしても、配送する前に出すということで、2、30分しか時間がないので、25ベクレルというのが限界値ですので、それを25にしていますとおっしゃっているんですが、実際に、何が、万が一、億に一あれば、10種類混じったものを特定できない。全部食材を放すということになるんですが、果たして、そんな形で検査がいいのかなど。それより、今、申し上げましたように、既に、生産地ではあらゆる形で、信用いただくということで、例えば、これは福島市ですと、キャベツ、福島ではモニタリングして、大丈夫ですよという形で、知事がそれぞれの食材でコメントを出して、風評被害を含めて、安心・安全に食べていただきたいというようなことを申されていますので、我々は、今の仕組みの中で信用して、ただ、入ってきたものをきちっと検査をして、安心したことで出すというのは、もちろん我々ですし、市民の方が少しご心配だという部分は、きちっとお話もさせていただいて、今後も信頼いただいた中で給食をつくっていききたいと、このように考えております。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 3点目なんですけども、前回の質問のときにも、給食は3食のうち1食だから、あと2食はそれぞれのご家庭で食べておられるということで、要するに、3分の2は危険な状況にあるということをおっしゃったんですけども、逆に野洲に食材を家庭で毎日食べておられる方というのは、3分の1の給食が危険なリスクを負うというふうなことになります。セシウム137というのは、半減期が30年。しかも体内に取り込んだ物質は遺伝子を破壊するということで、奇形児が生まれているとか、これは、チェルノブイリでもそうですし、イラクでの劣化ウラン弾の状況でもそうですので、やはり子ど

もを持つ親というのは、本当に心配をされていると思うんです。

安全・安心をさっきから、何回もおっしゃっているんですけども、そういうためには、地産地消をもっと進めていくべきだというふうに思います。6,000食の給食という、このセンター、これは、本当に規格品、大きさ、形、いろんな意味で、規格品やないと機械にかけられないということで、なかなか野洲市内のものを入れるということが難しい。今日の野洲の食材の部分もおっしゃっていたんですけども、今まで、私、3割というふうに聞いていたんですけども、もっと低下しているという、給食センターでは2割ぐらいになっているということですから、あと8割は、市外、県外ということになっています。もっと旬の野菜を使う。給食の献立を見てても、冬場に野洲でとれるものを使えばいいのに、もっと違うところでしかとれへんようなものを使うとか。そういうふうな献立になっているんですよ。だから、本当に旬の野菜を使っていくということをやれば、もっともって私、献立も考えて、それと、地元農家との契約栽培、これをきちっとやっていけば、もっと地元産を引き上げることができるというふうに思うんですけども、見解をお願いします。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 地産地消の推進ということですが、これも申しましたように、農業団体とかJAと協力をいただいて、最大限、旬の野菜の確保に努めているところで、市内の生産者につきましては、やっぱり課題として高齢化があるのと、野洲市はどうしても露地栽培ということが多いですので、地元産の利用率は、今、ちょっと聞いてみますと、推計で、今年度26%前後になるのかなということを思っておりますけれども、今後、おっしゃっている部分を含めて、利用率の向上に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） どれだけ地元を使おうという目標値を出していただだけませんか。これだけをやっていくという、やはり目標値に向かって対策を立てるということをやらないと、何かその場任せの感をしますので、どれだけ地元産を入れていくという目標値を出していただませんかでしょうか。

○議長（三和郁子君） 教育部長。

○教育部長（新庄敏雅君） 基本的に、食材というのはいろいろと計画をつくって、子どもたちの食に供しています。ほとんどは、今言っていますように、一番多いのは、やはりジャガイモとかタマネギですね。この部分については、路地ではかなり市内産も協力をい

ただいていますので、目標値とおっしゃっているんですが、最大限供給いただけるベースで、重量ベースで26とか7と、こう言うてますので、これ以上、やっぱり生産者の方もご事情があるので、これまで実績でいうと30%を超した年度がありますので、そのあたり、最大限協力もいただきながら使うということで進めていきたいと思っていますが。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 4点目。現在、3才未満児の給食は、保育園で調理されています。今後、こども園があちこちに建設されますが、新たなこども園で、3歳未満児は、当然、調理されると思うんですが、3歳以上の幼児も調理できるようにしていけば、地元野菜。もっとコンパクトになりますので、6,000食という大規模ではなくて、もっとコンパクトになりますので、地元野菜とか県内産の安全な食材というふうなことを基本に調理をする。そうすれば、リスクの回避もできますし、地元の農業振興にもつながると思うんですけども、見解を求めたいと思います。

○議長（三和郁子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご存知のように、保育園・幼稚園で分けしていますから、幼稚園は直営の集中方式でやっています。そういう設計になっています。ですから同じように、こども園でも1つ屋根に2つ制度を入れてますから、そういうふうにやっていきたいと思っています。

先ほどからのお話を聞いておりますと、放射能を測るのは全然難色を示していないですよ。担当者レベルから言っても、あんまり意味がない。先ほど言われたように、甲賀がやっていると言われたけど、甲賀も国の規準でやっています。どうも聞いていますと、野並さん、断言されるのですが、全部伝聞であって、私、答弁協議できちっと全部聞きました。甲賀はとりあえず測っているけれども、私は、あのレベルだったら、よそのまちですからコメントをつけませんが、やっぱりどうかと。本当に安心が保てるかどうか。大津の例も出されましたけど、委託でいいんやったら委託をやったらいいいわけですよ。野洲市は自信を持ってやっていますので、以上、今の3歳児につきましても、そういう判断でやっております。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 私、もっとコンパクトに仕入れをしていけば、地元の朝市に出しておられるぐらいの規模で保育園はできるんじゃないかという思いがするんです。食材を、本当に地元の野菜を使っていくということが、一番安全で、自分の孫たちが食べる分

やということになれば、そんな農薬をいっぱいかけるのではなくて、もっと丁寧に生産もされる。そういう意味では、放射能だけじゃなくて農薬に関しても、私は安全な食材を子どもたちに提供できる。地域の農業も、農業というのか、そういう携わっておられる方々の生きがいにもなろうというふうに思いますので、いろんな意味で、私、給食というのは、地元の産業を振興していく、そういう力にもなるというふうな思いで、保育園では調理場をつくらんならんということに、設置基準でありますので、こども園も当然、そうですから、幼稚園はそうではありませんので、こども園はそういう意味では、保育園並みのことをされると思いますので、お願いします。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員、時間です。

済みません。ちょっと休憩を入れません。そのままいきます。

ただいま市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可します。

○市長（山仲善彰君） 野洲の場合は、国云々はありますけど、国のを参考にして、独自で安全とか考えています。先ほど、放射線については国の規準はだめだとおっしゃっていて、そして、今の給食は国の規準と。これ、皆さん方、いつも両刀遣いをされるんですけど、どちらをとられるのか。いいとこ取りというのはおかしいなと思いますけど、その辺についての見解を伺います。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） もう一遍、言って下さい。

○市長（山仲善彰君） 今、給食については、一応、私も国のことをあえて言わなかったんですけど、平成22年によしとしているわけですね。3歳以上は。ですけど、国の規準はとおっしゃったんですが、放射線の測定規準は国の規準は信用できんとおっしゃった。一方、先ほどの給食の提供に関しては、国の規準とおっしゃった。矛盾しているのではないかなと。私は思うんですが、矛盾していると感じておられないのか。いいとこ取りでないのかなと思うんですけど、いかがですか。

○議長（三和郁子君） 野並享子議員。

○13番（野並享子君） 国の規準の中にも、長年、国民の運動で築きあげてきた部分があります。保育所の問題なんかは、本当に保育士さんや保護者の方々に築きあげてきて、野洲も当初、私が野洲に来たときには、未満児は給食センターからの給食やったんです。それで、未満児の給食は、措置費の中に入っているから、自園給食すべきやと言うて、ずっと議会の中で追求し、今、未満児は給食は園で調理するようになりました。これは、本

当に積み重ねの中で出てきた部分です。未満児以上の部分に関しては、保育園は措置費の中に入っていますので、幼稚園は措置費の中に入っているのは関係ありませんので、給食費を納めてはりますのでね。保育園は保育料の中に入っていますから、わざわざ給食費を取っていませんでしょう。その保育園と幼稚園の厚労省の規準と幼稚園の文科省の規準というのは、今までからやはり運動の中で、きちっと積み上げてきた内容であります。

ですから、いいとこ取りではなくて、そうあるべき姿が今の保育料の中に入っている給食。だから、当然、そこでつくっていただきたいという結論になるわけです。

○議長（三和郁子君） 暫時休憩いたします。

（午後４時１１分 休憩）

（午後４時２９分 再開）

○議長（三和郁子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第７号、第９番、西本俊吉議員。

○９番（西本俊吉君） 第９番、西本俊吉でございます。

昨日の代表質問から入りまして、一般質問も一応、最後ということで、皆さんも多少お疲れでしょうから、簡単に展開させていただきたいなというふうに考えております。

通告書で、まず第１点目、本市の農業施策についてということで、質問通告をさせていただいております。

毎年、減反政策がとられておりますが、昨年度、２４年度の作付面積に対しての、いわゆる市の減反率、面積等がわかればお答えいただきと思います。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまの西本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

平成２４年の米の生産調整につきましては、２４年１月に各農業組合長様に米の生産目標を配分させていただきました。その数量等につきましては、米の作付目標面積が１，５３２ヘクタール、これは全耕作面積の７１．５２％でございます。それと、生産調整目標面積は６０３ヘクタールということで、２８．４８％でございます。これに対しまして、その後作付けされました実績といたしましては、農業組合長様をはじめ農家の方々のご協力によりまして、作付面積では１，４７３ヘクタール、６９％、生産調整の面積につきましては６６２ヘクタール、３１％ということで、目標を上回る結果となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（三和郁子君） 西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） ただいまお答えいただきましたこの減反に対するパーセンテージ、これらは、ずっと近年、大体横ばい状態で国からの要請に応じて、調整を図られているというふうを考えておるのですが、大きい変動がないということを確認したいのですが、間違いございませんか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） 年度によって若干の違いはありますが、大体、このような数字であるということでございます。

○議長（三和郁子君） 西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） はい。それでは、本当に水耕のための水田をずっと長年にわたり減反をせざるを得んという、こういう農家の苦しみというんですか。もっと、きばって耕作した、そして、生産した水稲がどんどん売れていく。そういう時代が本当に来てほしいなという願いは、これは、従事されている方々、みんな持っておられるところだと思います。

これから、中央も国も含めまして、いろいろ変動が起こりそうな予感もしておりますけれども、まず、市としては、しっかりと農業政策を支えていくという、そういう観点の中で、これらにつきましても、やはり生産意欲が高まるような方向性をどんどん、どんどん展開していただきたいなと思います。

次に、2点目ですけれども、ここ2、3年前に、畑の方ですけれども、耕作を放棄されている実態を調査された経過があります。私が心配しておりますのは、いわゆる後継者の不足、高齢化、いろんなところから、私の目に映ってくるところにも、たくさん放棄畑があります。これらの傾向について、若干お伺いしたいですけれども、畑の面積に対して、先ほどと同様に、耕作そのものが放棄されているのは、大体全体のどれぐらいになっているのか、その辺、もし数字的なものをつかんでおられたらご答弁願いたいと思います。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ご質問の畑の耕作放棄地の状況でございますけれど、2010年の農業センサスの面積でいきますと、畑地が83ヘクタールでございます。これに対しまして、畑の耕作放棄地は、平成23年度は14.5ヘクタールでございます。率にしますと約17.4％となっております。

また、近年の傾向でございますけれど、21年度につきましては11ヘクタール、また、

22年度につきましては12.8ヘクタールということで、畑地につきましては増加の傾向となっております。

○議長（三和郁子君） 西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） 単年度のたまたま耕作をしていないところとか、そういうのは別として、放棄を何年も続ければ、言わば原野に戻る。そういう傾向がありますので、その放棄地に対する対策、そういうものもお伺いしたいと同時に、言わば、これらについて、野洲市では、言わば直営の市民提供の畑も持っておられます。同様に、これらに対して、農作希望者に対して提供するなり、そういう方向で、少しでも放棄地を減らそうという努力、これらについて、市はいかが取り組んでおられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） これの対策でございますけれど、今日まで、集落営農などの取り組みによりまして、平成23年度におきましては、点在しておりました畑地を円滑化事業によりまして、農地の集積に努められました。これが27筆ありまして、1.2ヘクタールを解消されておられてます。また平成24年度につきましても、同事業におきまして、3筆0.2ヘクタールの解消が図られているところでございます。

こういった取り組みと、さらには地域や地域ぐるみの取り組みの強化を図るべく、農業委員会とか農業再生協議会が支援を行いまして、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） 放棄地の解消に努めていくということですから、私が質問する趣旨である、いわゆる放棄地のなくして有効活用して、米以外の生産にもどんどん生産意欲も高めていただけたらなと思います。そういう意味で、ひとつ今後の取り組みを期待しております。

続きまして、農業であります高齢化に対しての、また集団化される中で、認定農業者ですね。これらの非常に年代的にも、またいろいろとございますが、新しく認定農業に就かれているという状況というんですか、実態として認定農業者がどれぐらいのパーセンテージでふえていっているのか。また、その数、絶対数がやはり野洲の農業を背負っていただけるのところまで育ちきっているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいまのご質問でございますけれども、認定農業者と

いうお話でございますけれど、基本的には、担っていくためには担い手ということになりますので、その件につきまして、ご回答させていただきたいと思います。

本市も他市の例と同様に、非常に議員もご心配いただいておりますように、高齢化が進んでおります。しかしながら、そうした中におきましても、近年、青年農業者、実質的には17名ほどの方でございますが、こういった方が新規就農をしておられるということで、非常に明るい見通しも一方ではございます。しかしながら、依然として高齢化が進んでいるという状況でございます。このような中におきまして、今日まで以上に、新規就農者の育成ということが不可欠ということでございます。国の施策でございます青年就農給付金制度を活用しながら、新規の就農される方や希望者に対しまして、きめ細かな営農相談等を実施し、新規就農者のさらなる増加、あるいは営農に専念していただけるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（三和郁子君） 西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） この後継者ですけれども、現に親が農業に従事されていて、そして、世代を継いでいくという形もあります。私が先に、ちょっと研修させていただいたところでは、全く経験のない人、ゼロからでも育てていこうというような形での後継者というんですか、農業従事者をふやしていこうという、そういう1つの方法を編み出している市もございます。

そういう意味におきまして、1つの一定の方向だけでなしに、こちらもやるけれども、こういう方もさがしていくという、そういう複合した形でのいろんな形での後継者づくりというものも考えるべきだと、私は思います。

これに対して、いかがでしょうか。

○議長（三和郁子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山本利夫君） ただいま市の方で把握しております人数として17名ということでお答えをさせていただきましたが、この中には、議員がおっしゃるような、俗に言う親元就農という方もおられますし、議員が期待しておられるような新たに農業に就労されるという方もおいでになりますので、決して見通しとしては暗いというようなものではございません。非常に、そういったことに、新たに挑戦するという方も多くおられますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

○議長（三和郁子君） 西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） 農業政策全般、冒頭申し上げましたように、展望が非常に厳しい

というような認識も、私自身も持っております。もちろん消費者にとって安心できる食材、そういうものも、きちっとやっぱり地元、地産地消で賄っていきたい。そういう賄える市であってほしいなと思いますので、生産活力が、さらに生まれるように市としても最大限の努力を期待しておきたいと思います。

それでは、質問の2つ目に入ります。

交通危険箇所への信号機設置ということになっておりますが、これは、交通安全対策という形でとらまえてもらってもいいんじゃないかなと思います。

私が調査というんですか、調べましたところ、昨年、建物火災は1件だけだったということで、非常に喜んで、そちらの面ではよかったんですけど、交通事故につきましては、非常に残念な結果が出ております。

野洲市で、昨年1月から12月までに死亡事故が3件起こっております。この3件というのは、湖南4市では1番です。守山市が1件、それから草津管内ですけれども、草津市、栗東市がそれぞれ2件と。野洲だけが3件になっています。これは、たまたまということに済ませていいのかわかりませんが、滋賀県内65人のうちの3人ということで、決して低い数字でもございませぬし、安全対策、これでいいのかな。もう少し、何かやっぱり加えるべきやないかなという思いがあります。

野洲市内の交通事故を地域別にいきますと、□王学区が1件、兵主学区が2件であります。兵主学区に限っていきますと、この2件は、1つの自治会というんですか。吉川の自治会の地先で起こっております。

特に、ここで、私は信号機を何とか設置すべきではないかという意識というんですか、認識で提案型の発言をしているわけなんですけれども、皆さん、よくご承知の鮎家さんというお店がございませぬ。観光的な。あそこには、全国からたくさんの方が、観光客として訪れます。ピーク時には、観光バスだけでも30台から並ぶような状態もありますし、そして、一般の方も、もうナンバーを見れば、結構遠いところから来られているというような状況です。

あそこは、ちょうど近江八幡方面から来ましたときに、1つの八ヶ崎ですか。野洲川の旧の北流の河口付近でいったんカーブが入ります。そして、さらに、琵琶湖大橋を向いて、南下する、そこの景色が非常に右側に景観が広がります。そういうところから、どちらからするとハンドルさばきの中にも多少気分の緩みが出て、しかも直進道路ですからスピードも出ます。そういうところで、この前起こりました事故は、いわゆる琵琶湖大橋方面か

ら来た車が、普通車ですけれども、これが右折をしようとしたときに、近江八幡方面から来た大型の二輪車と衝突して死亡されたということです。

必ずしも、信号をつけたらそういった事故が防げたかという、法的には、信号があっても、片方が落ち度があれば、防ぎ切れないだろうということなんですけれども、あわせて申し上げるならば、土日ともなりますと、あそこは、ものすごい通行量になります。そして、先ほど申し上げましたように、土地に不慣れなという言い方は失礼ですけれども、皆、免許は持っておられるんですけれども、他府県からのドライバーの多いです。その辺のことを考えました折に、やっぱり安全施設としての、言わば信号機、これも設置する必要があるんじゃないかという認識に立っております。そういうところで、何とか、市として、県の公安委員会等に対して信号設置を要望していただきたい。そういう思いで質問を出しました。

どうかよろしくご答弁願います。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 鮎家地先の信号機の設置というご提案でございますが、ちょうど県道近江八幡大津線と市道五条吉川湖岸線の交差点だと認識しております。

今日まで、地元の自治会からの信号機設置の要望は承っております、平成25年度交通規制要望書を守山警察署に提出いたしております。

今年度、県内の要望は約600件以上で、新設の信号機は11基の設置であったということでございます。来年度の予算につきましても、同数程度しか予算が確保されない状況であるということもお聞きしております。

当該箇所への設置は、かなり厳しい状況とは聞いておりますが、市といたしましては、信号機だけでは事故は防げません。ドライバーのマナーと、事故防止に対する意識が最重要であると考えております。地元からの強い要望でもございますので、今後も引き続き、公安委員会の方へ要望活動を行っていきたいと考えております。

○議長（三和郁子君） お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条、第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条、第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君）　ご異議なしと認めます。

よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、一般質問を行います。

西本議員。

○9番（西本俊吉君）　ただいま、一応、地元要望も受け、そして、それを県の方へも出していているということですから、前向きな方向で取り組んでいただいていることは理解できます。ただ残念ながら、私もその近くで働いたことが、汗を流したこともございます。そのときにも大きい事故が起こっています。ということで、非常に、ある意味では危険地域に指定されてもいいんじゃないかというぐらいの、重大事故というんですか、死亡事故そのものは、今回1件ということでカウントされておりますけれども、やっぱり危険性は高いなというのは、私も、もとプロから見た立場の人間から見ても、認識しております。

そういう意味で、やはりその要望のトーンをさらに上げていただいて、ひとつ何とか実現に向くようご努力を願いたいと。

なお、余談でございますが、新設された道路は優先度が高いのかもわかりませんが、お隣の守山市で同じ湖岸道路、今、している三叉路、ここでは、道路が開通して通行量もそんなにないのに、あそこは、ぱんとすぐに信号が付きましたね。ラフォーレに面したところでは。

公安委員会も賢いのかどうかわからんけれども、何で危険箇所につけると道ができたから「はい、付けます」で、あれもちょっとおかしいなと、私なりに疑念を持っております。その辺、はっきりと県に言うて、付けるんやったら、「もっとしっかりせえ」というぐらいに、発破をかけてほしいなと思います。

この件に関しては、もうこれ以上言及しません。

次に、3点目の方ですけれども、防犯行政に関する質問をお願いしたいと思います。

私の携帯にも、ときどき野洲市からの防災・防犯情報が入ってきております。最近、どうもこの件数がふえてきているように思うんですけれども、発信される側として、カウントしておられましたら、ここ数年間の推移なり、また、その内容についてひとつご報告いただけたらと思います。

○議長（三和郁子君）　市民部長。

○市民部長（中島宗七君）　西本議員の防犯・防災メールの情報と件数でございますが、手元では、今年度の部分だけしか、今、手持ち持っておりませんので。今年度出しました

情報につきまして答弁させていただきます。

防犯情報として、不審者情報で主なものとしたしましては、強制わいせつ、声かけ、つきまといなど、合わせて36件を配信いたしております。また、防災メールについて、災害情報の配信は、今年度はございませんでした。

以上でございます。

○議長（三和郁子君） 西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） 今年度というのは、去年の4月から今日までということだと思うんですけど、36件、決して少ない数字じゃないです。10日一遍以上は入っているということになりますからね。

それで、当然、この防犯の内容等にもいろいろあります。滋賀県内で起こった1つの知能犯というんですか。「おれや、おれや」の、そういうようなものも入ってきていましたし、昨日、奇しくもあつてはならんことなんですけれども、議会が終わって、自分の携帯メールを見た途端に入っておりました。これは、地元の学校内で起こっている事件に対して入っていて、「ええっ、これはよそのことやないねんな、やっぱり。この辺にも、こういうことも起こるんやな」というような認識をしておりますけれども、このことを質問するつもりはございませんけれども、また、以後、どうなっているかというところにも、我々、関心を持っております。そういうところで、また対応をお願いしたいなと思います。

それで、このメール等による発信も1つの地域の防犯意識等の向上に大きく役立つところもあるんですけれども、最近、凶悪犯罪が起きましたときに必ず出てきますのが、コンビニとかスタンドとか、いろんなところ、仙台にあったときには、突っ込んで来た車が、悲惨な状態で住民を、そこの通行者を巻き込んだという形で、その実態が映し出されております。そのもとは、それぞれ地域に設置されております防犯カメラ等が作動し、そして、その生々しい実態も、我々がマスコミ等を通じて知るわけなんですけれども、来年度の25年度、野洲駅の南口に3基ほど防犯カメラを設置するという予定をされております。

私の、ここで申し上げたいのは、確かに駅前はそのようなことの発生率も、それからいろいろ起こると思います。でも、野洲市における設置がそれだけでいいのかな。ある意味では、モニターとしての機能も備えた形で、やっぱり地域の安全のためには、防犯カメラというものの設置そのものも、言わば、防犯灯と同様に扱うような形の中で、市としても、何らか、やっぱり地元のニーズとも合わせながら設置していく必要があるんやないかなという、そういう時代に至っていると私は認識しておりますけれども、市として、市が直接

公共施設等に設置するのではなくして、地元の自治会とか、そういうところが防犯カメラを付けたいというような要望が挙がったときに答えられるような準備というものはなされているとは、今現在思っておりません。だから、そういう方向での検討に入っていただくということについてお願いしたいと思います。

ただ、防犯灯につきましては、やはりメリットとデメリットがございます。1つには、モニタリングしておくことによって、例えば、何かがあった折にバックして、どういう状況であったかということを再現することも可能ですけれども、設置された付近における個人情報というんですか、個人の動静も同時に映し出されるというデメリットもございますけれども、その辺は……。

○議長（三和郁子君） 西本議員、済みません。一問一答ですので、今、次の方に入っております。

2番目の質問をお願いいたします。

○9番（西本俊吉君） ごめんなさい。カウント言いませんでした。件数については、先ほど答えていただきましたので、私、2番に入っているつもりで申しわけございません。

自治会も含めまして、防犯カメラ等の設置が必要なところに設置できるような市としての準備、そういうものをひとつお願いしたいと。3番目も込みになっていますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（三和郁子君） 市民部長。

○市民部長（中島宗七君） 防犯カメラの関係でございますが、市が街頭などに設置する場所としては、駅周辺が最も効果的でもあることから、野洲駅の北口にはもう設置済みでございます。今回は南口に3基、計画しておりまして、市内全域、さらに拡大して防犯対策としてのカメラの設置計画は、現在のところ持っておりません。

また、自治会などが防犯カメラを設置するときの市としての体制ということでございました。現在のところ、自治会から防犯カメラを設置したいというような要望は承っておりませんが、自治会の備品等につきましては、自治会活動活性化交付金、2分の1補助制度もございます。そういった要望がございましたら、また、そういった対応も考えていきたいと思っております。

また、ご提案いただきました街灯の設置の関係で、自治会等がまだ県の予算が通っていないわけですが、滋賀県警本部の方で必要と認める犯罪多発地域における街灯、防犯カメラの設置の補助金制度があるようでございます。1台につきまして。25万円が限度で、

条件としては、犯罪が多発している街灯ということでございますので、また、そういった地域がございましたら、そういうような補助金を活用した設置を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三和郁子君） 西本俊吉議員。

○9番（西本俊吉君） 地域の活性化交付金2分の1補助を充てる形で、要望があれば応えていきたいという1つの、これも質問の趣旨に沿った形やと、私は解釈しているんですけど、街灯のこともあわせて、県の防犯カメラ等の設置、犯罪が多発化しているという条件があるんやったら、予測される場所も含めての何なのか。その辺がちょっと定かじゃないんですけども、また、これも活用しながら、私が一番心配していますのは、高齢化しております、地域的には、そういうようなところで、何か犯罪行為が行われたとき、そのチェック機能としてのいわゆる防犯カメラとして、そこを仮にAから入ってきてBに抜けたとしても、その両方共で設置しておけば、いずれの場合も通行車両と、どんな車で来るとか、そういうことも含めてチェックすることができます。

したがって、そういう意味では、犯罪に対しての摘発のための防犯カメラじゃないんですけども、町内に防犯カメラが設置されるということであれば、やはりそういうような地域としての防犯体制も、さらに意識も高まってこようかと思っておりますので、この辺うまく、やっぱり市民の安心・安全のために、さらに取り組んでいただきたいという声を上げておいて、私から一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（三和郁子君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明9日から24日までの16日間は休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（三和郁子君） ご異議なしと認めます。よって、明9日から24日までの16日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来たる3月25日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。(午後5時02分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成25年3月8日

野洲市議会議長 三 和 郁 子

署 名 議 員 内 田 聡 史

署 名 議 員 田 中 良 隆